

伝道推進と機構改定をめぐって
～日本基督教団のこれから～



2019 年度日本基督教団宣教方策会議 報告書

日時 2020 年 2 月 24 日午後 2 時～25 日午後 3 時

会場 日本基督教団 富士見町教会

主催 日本基督教団 宣教委員会

2019 年度宣教方策会議報告書 目次

巻頭 出席者推薦のお願い	2
開催概要	3
会議日程	4
開会礼拝	6
主催者挨拶	10
来賓挨拶	11
教区議長報告	13
発題1	27
発題2	49
分団報告	61
全体協議	63
閉会礼拝	74
資料	78
参加者名簿	123
会計報告	126

2019年11月1日
日本基督教団宣教委員会
委員長 岸 憲秀

2019年度宣教方策会議出席者推薦のお願い

主の御名を讃美いたします。

2019年度宣教方策会議を2020年2月24日（月）～25日（火）に開催することとなりました。第1回から第18回まで開催され、今回19回を数えます。

主題は「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」といたしました。会場は富士見町教会で開催いたします。

過去18回にわたる宣教方策会議は教規に従い、時々の教団の宣教の課題を担い、分かち合う時として持たれてきました。特に近年は日本伝道の課題を教団としてどう担っていくかが主題として掲げられ、さまざまな立場から講演や発題がなされてきました。それらは、日本伝道の危機感を共有し、喫緊の課題として伝道が挙げられてきたことを象徴していることかと思えます。

そういう中で、現在教団は伝道の推進と同時に教団の機構改定が課題とされています。この方策会議で、教団伝道推進基本方針が神学的に位置づけられ、それに立脚して機構改定を考えるという道筋が明確になることを期待しております。また、このことは財政的な課題とも密接に関わっております。

既に伝道推進については、具体的な方策が挙げられてきていますが、これらが共通の理解となっているかは常に自問自答していかなくてはなりません。また、機構改定についても、宣教方策会議が行われる時期にはさらに具体的な方向性を聞くことができる時期かと思えますので、このことについて忌憚のない意見交換ができればと願っています。

同時に、宣教委員会は伝道・教育・社会の三つの専門委員会と共に歩んでおり、これらは伝道の推進、宣教の広がりの中で必須な役割を担っている重要な委員会です。そこで今回は、これらの三つの専門委員会が担っている課題を共有し、教団の伝道推進について共有できればと願っている次第です。

ぜひとも多くの皆様にお集まりいただき、共に出会い、共に語り、教団のこれからへの思いを熱くしてまいりたいと思い、ご案内させていただきます。

以上のような主旨をご理解下さり、参加者推薦の件、よろしくお願いいたします。

2019年度日本基督教団宣教方策会議開催概要

- I 主題 「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」
- II 日時 2020年2月24日(月)14時～25日(火)15時
- III 会場 富士見町教会
- IV 構成
- | | |
|---|-----|
| ①教区2名（東京教区は各支区1名） | 39名 |
| ②教団宣教委員 | 10名 |
| ③教団関係神学校、キリスト教教育主事養成校
（東京神学大学、関西学院大学神学部、同志社大学神学部、
日本聖書神学校、東京聖書学校、農村伝道神学校） | 6名 |
| ④教団 | |
| A 教団総会議長、総会副議長、総会書記、総幹事 | 4名 |
| B 常設委員会（教師委員会、信仰職制委員会、教師検定委員会、
予算決算委員会、世界宣教委員会） | 5名 |
| C 特設委員会（在日韓国朝鮮人連帯特設委員会、伝道資金小委員会、
教師養成制度検討委員会、教団伝道対策検討委員会、伝道推進室） | 5名 |
| D 宣教研究所 | 1名 |
| E 出版局 | 1名 |
| F 年金局 | 1名 |
| G 部落解放センター | 1名 |
| H 自主活動団体（全国教会婦人会連合、全国教会幼稚園連絡会、
日本キリスト教保育所同盟） | 3名 |
| ⑤日本キリスト教社会事業同盟、宣教協力学校協議会 | 2名 |
| ⑥自主参加（各教区2名まで、必ず教区を通して申し込み下さい） | |
- V 招待教会 在日大韓基督教会 1名
- VI 参加費
- | | |
|---|--|
| ① ② V 参加費：無料 宿泊費・交通費は教団負担
（なるべくパックをお願いします。宿泊費：朝食込み 8,900円以内） | |
| ③ ④ ⑤ 参加費2万円 宿泊費・交通費は教団負担
（なるべくパックをお願いします。宿泊費：朝食込み 8,900円以内） | |
| ⑥ 参加費2,000円（宿泊費、交通費は自己負担） | |
- VII 申し込み、問い合わせ先 日本基督教団宣教委員会 Tel 03-3202-0544
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-31
- VIII 申し込み締め切り日 2020年1月15日（水）（期日をお守り下さい）

2019 年度宣教方策会議

主題「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」

2020 年 2 月 24 日（月）14 時～25 日（火）15 時

日 程

第 1 日:2 月 24 日(月)

13 時 受付開始

14 時 開会礼拝

説 教：石橋秀雄（教団総会議長）

「神の畑、神の建物」

聖 書：コリントの信徒への手紙一 3 章 9 節、16～17 節

讃美歌：21-404 番 21-403 番

司式 飯田敏勝（宣教委員） 奏楽：横山ゆずり

14 時 30 分 主催者挨拶 岸憲秀（宣教委員長）

来賓挨拶 金柄鎬（在日大韓基督教会総幹事）

オリエンテーション 田中かおる（宣教委員会書記）

14 時 45 分 休憩

15 時 主題についての教区議長報告 司会 庄司宜充（宣教委員）

東北 保科隆議長

関東 福島純雄議長

西東京 願念望議長

大阪 有澤慎一議長

九州 日下部遣志議長

16 時 30 分 休憩

16時40分 発題1 司会 小池正造（宣教委員）
 ①教団伝道推進基本方針展開検討小委員会 岸俊彦委員長
 ②教団機構改定検討小委員会 久世そらち委員長
 ③全国教会婦人会連合 守安久美子常任委員

18時50分 1日目終了

第2日:2月25日(火)

9時 発題2 司会 青山実（宣教委員）
 ①伝道委員会 古屋治雄委員長
 ②教育委員会 増田将平委員長
 ③社会委員会 森下 耕委員長

10時30分 分団協議：8グループ *司会～宣教委員担当
 昼食（分団ごとにお弁当）

13時 全体協議（分団報告含む） 司会 竹村眞知子（宣教委員）

14時30分 閉会礼拝

説教：田中かおる（宣教委員会書記）

「福音のためなら……」

聖書：コリントの信徒への手紙一 9章23～27節

讃美歌：21-412番 21-402番

司式 庄司宜充（宣教委員） 奏楽 横山ゆずり

15時 2日目終了

【開会礼拝】

司式 飯田敏勝 委員

奏楽 横山ゆずり

讃美歌 21-404 番 (あまつましみず)

讃美歌 21-403 番 (聞けよ、愛と真理の)

聖書 コリントの信徒への手紙一

3 章 9 節 16～17 節

コリントの信徒への手紙一 3 章 9～17 節

9 わたしたちは神のために力を合わせて働く者であり、あなたがたは神の畑、神の建物なのです。

10 わたしは、神からいただいた恵みによって、熟練した建築家のように土台を据えました。そして、他の人がその上に家を建てています。ただ、おのおの、どのように建てるかに注意すべきです。 11 イエス・キリストという既に据えられている土台を無視して、だれもほかの土台を据えることはできません。 12 この土台の上に、だれかが金、銀、宝石、木、草、わらで家を建てる場合、 13 おのおのの仕事は明るみに出されます。かの日にそれは明らかにされるのです。なぜなら、かの日が火と共に現れ、その火はおのおのの仕事がどんなものであるかを吟味するからです。 14 だれかがその土台の上に建てた仕事が残れば、その人は報いを受けますが、 15 燃え尽きてしまえば、損害を受けます。ただ、その人は、火の中をくぐり抜けて来た者のように、救われます。 16 あなたがたは、自分が神の神殿であり、神の霊が自分たちの内に住んでいることを知らないのですか。 17 神の神殿を壊す者がいれば、神はその人を滅ぼされるでしょう。神の神殿は聖なるものだからです。あなたがたはその神殿なのです。



説教 日本基督教団議長 石橋秀雄
「神の畑、神の建物」

今回の宣教方策会議「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」を主題として開催して頂きますことに感謝をいたします。教団の取り組みをこの会議で更に提示し、皆様と共に進んでいきたいと思ひます。

日本基督教団の強みは全国に教会があることですが、2005年に1732の教会がありました。ここまで教団の教会は増え続けましたが、2018年には1685の教会となりました。少子高齢化、人口減少の中で、教団の教会を廃止せざるを得ないことはやむを得ないかも知れませんが、同時に日本基督教団にとっては、また私にとっては、大きな痛手です。

2010年の総会で議長に選出され、次の年に東日本大震災が発生し、被災教会の復興に取り組んできましたが、それは、被災者への人道支援と共に、教団の再建、教団の教会の復興、被災教会の復興も教団の大きな課題でした。この課題に「信仰の一致による伝道協力」ということで取り組んできました。信仰の一致というのは、言うまでもなく、日本基督教団信仰告白における一致です。教団信仰告白には、教会はキリストの体にして、恵みにより召されたる者の集いなりと告白をしています。東日本大震災、更にまた熊本・大分地震災害など、災害の被災教会への復興に教団は教区と共に全力で務めてまいりました。その取り組みの中で、日本基督教団は信仰の一致において最大の力を発揮することができたと思ひます。

そして 2030 年問題に取り組んでいます。信仰の一致において伝道協力を進め、教会の伝道の推進、教区の伝道の推進に、教団が仕え、もって日本の伝道を進めていくことを訴えさせて頂きたいと思います。日本基督教団伝道推進基本方針に基づいて具体的な展開が進められています。

私たちの教会は主の御体なる教会であり、そして神の畑、神の建物だと第一コリント 3 章 9 節に記されています。9 節を見ていただきますと、「私たちは神のために力を合わせて働くものであり、あなたがたは神の畑、神の建物です」と記されています。主の御体なる教会を建てるために、力を合わせて働くものであることが求められています。

しかしまた、目に見える教会、それは内に乱れが、破れを持つ教会であることも認めざるを得ません。内にユダ的な破れを持つ教会であったとしても、神の畑であり神の建物ですと語られているこの御言葉に、大変励まされています。もしかしたら私たちの教会、神の畑である私たちの教会、それは荒れ果てた教会かもしれませぬ。良い畑だと思っていたら、いつの間にか教会は荒れ果てていたと言わざるを得ない。教会の問題が噴出することもあります。そのことで私たちは苦しみます。しかし荒れ果てた教会であっても、神が与えてくださる神の畑と語られています。

神が働く神の畑であり神の建物です。その御言葉が直ちに示され、その御言葉に励まされます。日本基督教団の歴史、それはどのような歴史であるか、荒れ果てた教会の歴史と言い切ることができるかどうか戸惑いますが、やはり私たちの教会の歴史を見つめながら、おそらくは教会・教団は荒れ果てた教会であった。しかし、私たちの教会は同時に主の御体なる教会であり、教会が神の畑である、神の憐れみによって導かれ続けた神の働く教会、神の畑である教団である。ここに、大きな励ましと力と、また希望を私たちは持つことができます。

礼拝出席 4 名、5 名の教会に招かれて説教をさせて頂く機会を与えられてまいりました。そしてこの地にこの教会がある、教会があり続けている、そのことに驚かされると共に、また同時に、生き生きとした礼拝を捧げられていることに感動させられます。来年この教会がどうなるかわからないという現実の中で、しか

しその地にこの教会が建てられ礼拝がささげ続けられている、神がこの教会に生きて働かれておられる、この地に生きて働かれている、ということ強く受け止め、感動させられてきました。

このことから、特に日本基督教団が、この 4 名、5 名、この教会から血が流れ始めて、教団全体が生き生きとして伝道する、そういう教団になることができると思いながら、今まで訴えさせて頂きました。2 名、3 名、そこに神を信じる群れがあることの尊さ、そのことが 16 節、17 節に示されています。この 16 節で、「あなたがたは自分が神の神殿であり、神の霊が自分の内に住んでいることを知らないのですか」と語られています。教会、その群れがいかに尊いものであるか示されます。教会に招かれた 1 人 1 人が、神の神殿を成り立たせる 1 人 1 人として、そこに神の霊が注がれている、そして荒れ果てた教会と思えても、神の生ける場所をそこに見ることができる私たちの 1 つ 1 つの教会の重さ、信徒の重さ、信ずる群れの重さが、この言葉に示されています。

伝道者として立てられて 50 年になります。神学校を卒業して鴻巣教会に着任いたしました。東神大の学長から紹介された教会、どの教会であったとしても最初に話があった教会にしたいと思って待っていましたら、埼玉地区の鴻巣教会の紹介があり、鴻巣教会に行きますと答えました。私を育ててくれた母教会の先生に、鴻巣教会が紹介されたらと相談いたしますと、母教会の先生は「あの教会は潰れても仕方がない教会ですが、2、3 年は頑張りなさい。そしたら良い教会を紹介します」と言われました。潰れても仕方がない教会とはどんな教会だろうか、2、3 年頑張って紹介して下さる良い教会とは どういう教会なのか、と思いながら鴻巣教会に赴任しました。

確かにこの教会はどろどろとした裁判問題がありまして、元教会牧師の退職金を巡って、前牧師時代に裁判問題が起こって、外から見れば潰れても仕方がない教会で、私はその裁判に苦しみました。

しかしそこに赴任して驚きました。今日の説教題から考えますと、いやこれはとても良い教会というふうには思えました。大変驚かされたことは、最初の礼拝、12 名の礼拝でしたが、礼拝なしには自分の生活は成り立たない、という信徒が多い教会でした。

祈祷会はなかったのですが、信徒たちから祈祷会をしようという声が上がって、祈祷会を始めることにしました。そうしたら、12名の礼拝の出席に対して、10名の信徒たちが熱心に祈り合いました。この祈りに支えられているのだなあと思いました。

大変驚かされたことは、不思議な教会の言葉でした。私は徹夜をして、懸命に説教をレポート用紙11枚にぎっしり書きましたが、当日「15分でお願いをいたします」と言われました。今、非常にゆっくりと話しておりますが、その頃は物凄く早いスピードで説教をしました。早すぎます。失礼しやしたー！という説教ですね。失礼しやしたー！主イエスはおっしゃいました。

こんな形の説教をしました。もう本当に不思議な信徒たちなのですが、そういう説教を、若造の説教者の説教の礼拝が楽しいと言うんですよ。礼拝が楽しいと言うんです。不思議な信徒だなと思いながら、しかしながら、礼拝なしには自分の生活は成り立たない、礼拝が楽しい！そして真剣に祈ってくれる信徒の胸の中で私は育てられました。

裁判問題がありますから、私は右往左往しております。朝パッと目が覚めたら、なんで裁判があるんだろう、教会に赴任したのにと思いながら、自分の無力と脆さをさらけ出す最初の1年でした。しかし神の畑である教会、この教会に主は働いてくださり、そして育てられました。

信徒によって育てられた、その思いを、私は強く持たされています。越谷教会においても、信徒によって育てられ続けている。そのような伝道者として歩むことができますことを非常に誇りとしています。

「2030年問題」に私たちは取り組んでいます。私たちの教会、御体なる教会、神の畑である教会、神が働いている先の信念としての教会。この確信をもって「2030年問題」に私たちは取り組んでいます。使徒言行録の1章の14節以下に、120名の人が1つになって熱心に祈っていたと示されています。この祈りに応答するかのようにペンテコステが起こります。

まず祈ることから始めたい。これから日本基督教団が「2030年問題」に取り組んでいく中で、祈ることから始めたいと訴えます。

『信徒の友』12月号において、教会が掲載され、信徒運動と献金運動が始まりました。越谷教会は11月

の第3日曜日から祈りと献金の業を始めました。11月ですから、まだそこでは教会が指定されておきませんが、高知県芸西村の芸西伝道所のために祈って献金をいたしました。私は東京神学大学の大学院の1年生の時に香長伝道圏に遣わされました。40日間の香長伝道圏における伝道、夏期伝道において大変鍛えられました。この40日間の夏期伝道において、伝道者として用いられる喜びを深く知らされると共に、伝道圏の先生たちに鍛えられました。土佐嶺南教会、香美教会、南国伝道所（現在の南国教会）、この4つの教会が香長伝道圏を形成して、伝道協力を進めていました。そこで芸西伝道所に泊まって他の3つの教会に仕えながら夏期伝道をしました。

土佐嶺南教会の檜本先生は非常に厳しい牧師で鍛えられました。香美教会の山崎先生は当時説教者として大変優れた説教をすることで信頼をされていました。その先生から説教の訓練を受けました。当時南国伝道所の鈴木實先生、この先生は昨年召されましたが、当時は南国伝道所の開拓伝道に懸命に取り組みされました。この特色ある先生たちによって鍛えられました。伝道者として立てられる確信を、この夏期伝道で得ました。

30年ぐらい前に、高知分区の教会学校の教師研修会に招かれました。その時に檜本牧師が、「石橋牧師は香長伝道圏が生み出した牧師だ」と言って下さって、とてもそのことが心に残りました。

今年の7月に高知中央教会の礼拝に招かれて、高知に行きました。その時にどうしても行きたい教会、それが芸西伝道所でした。そして芸西伝道所に行って驚きました。改築建築中だったのです。どのような形で改築建築をするようになったかはわかりませんが、芸西村にただ1つの教会です。67年間、芸西村に芸西伝道所が立ち続けている。そのことに驚かされました。同時に、芸西伝道所が改築建築をしている姿を見て、この村に主は生きておられるという強い思いと、また主への恐れを感じました。信徒7名、礼拝出席5名の教会が改築建築をしていることに驚かされました。礼拝がささげ続けられている。そこに教会が建つことによって、主はこの村に生きておられる。そのことの確信が与えられる。1つ1つの教会の重さを考えさせられています。

教団の1685の教会・伝道所の1つ1つが、主の御体なる神の畑、神の建物、神の神殿としての教会・伝道所である。この1つの枝も切り離されることがあってはならないという強い思いをさせられています。

その村に、その町に、その地に主は生きて働かれておられる。教会を通してそのことが強く示されている。このような教会の繋がりを強めていきたい。教団はこのような教会の伝道の精神に仕え、教区の伝道に仕え、日本の伝道を進めていきたい。共に進めていきたい。そういう強い願いと祈りを持っています。



【主催者挨拶】



岸憲秀 宣教委員長

宣教方策会議の委員長を仰せつかっております岸憲秀です。本日は宣教方策会議のために、全国からお集まりをいただいたことを心から感謝をいたします。教団総会議長の開会礼拝の中にもありましたように、今回は「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」という主題を掲げさせていただきます。すでに常議員会等々を中心とし、伝道推進と機構改定の動きが、具体的な部分また準備段階の部分、それぞれに提示されています。年度が変われば、それぞれの教区の総会などでも、これらの課題がもう少し深められていく状況にあって、教団総会に向けての大きな曲がり角、教団が変わるか、変わるかという、そのような所にきています。それらを踏まえて、これからの日本基督教団はどういう宣教をしていくか、その託された業に仕え、互いに分かち合う時を設けたいと思ひ、このような準備をさせていただきました。

準備段階では、2月の宣教方策会議では、もう少し

議論が進んでいて、ここでの議論の余地もないような状況なのか、というような事も予想されていましたが、幸か不幸か、まだ突っ込みどころ満載という状態ですので、ぜひ突っ込むところは突っ込み、受けるべきところは受け、共に思い合せていければと思っています。

準備段階で予想だにしていなかった事はコロナウイルスです。新型コロナウイルス感染者が大変増えています。今このような状況の中で、これだけの人をこれだけの部屋に押し込めて大丈夫だろうか、そのような心配の声がなきにしもあらずでしたが、それぞれの良識の中で判断をしていただくしかないという事と、やはり主題をめぐって、こういう機会を今後一致して持つことができるのかという事もあり、この時を大事にさせて頂くことといたしました。スカイプでやったらどうかという意見も出ましたが、やはり会って話す事に意味があるのではないかと考えました。

いろいろな御意見、思いがおりだと思ひますが、どうか1泊2日の間、真摯に、議論は濃厚に、接触はほどほどにという形で、本会を消化できればと思っています。1泊2日の間、どうぞよろしくお願ひいたします。

【来賓挨拶】



金柄鎬 在日大韓基督教会総幹事

この大事な宣教会議にお招きくださり感謝いたします。1984年、日本基督教団と在日大韓基督教会が宣教条約を結んでから、今年で36年目という年月が流れています。その間に私もその当時はいなかったのですが、今まであらゆる面で協力していただき、助けていただき 支援していただき、何かあった時に手を伸ばしたら手を握ってくださった、この日本基督教団に感謝いたします。

我們在日大韓基督教会は、ある時に教会数が100を超えた時期もありました。「100教会を目指して頑張ろう」という時が、ちょうど100周年ぐらいの時で、100の教会を持ちましたけれども、今は教会・伝道所を合わせて96教会、5000人弱の信徒です。韓国の教会は非常に人数が多くてあふれている、そういう話が今まで聞こえてきました。ところが現在は、韓国も減少しています。

日本基督教団と宣教協約を結んでいます。大変なこ

とに、大韓イエス長老教会も15%ぐらい、この何年間の間で信徒が減って、また韓国長老基督教会・PROKも減少し、もっとも減少の多い所はやはり監理教会、大韓監理会、割合としては一番多い。非常事態を迎えた、そういう話が出てきます。

私なりに何でこんなに信徒が減っているかという事を分析してみたら、いくつかの事が考えられますが、1つ目は少子化。子どもを産まない、子どもを産めない、産めないし産まれぬ、結婚さえあまりしない。そういうところで、年寄りはだんだん亡くなり、子どもは産まれぬということです。

最近私も韓国に行って、教会の礼拝に出席してみたら、私みたいな年代が一番多いです。私63歳ですが、私たちの世代が一番多いです。私たちはその時に未信者の家庭に生まれて、教会に通いました。よし！私たちミッションスクールに入って、勉強したから使命を受けて、友達と一緒に神学校にパッと入ったんですよ。そのうち2人が日本に来ております。そういう情熱的な時代もありましたが、今韓国に行ったら若い世代が少ないということは、もう目に見えています。

2つ目は生活が豊かになった事です。別に教会に行かなくても豊かな生活できたら、行かなくてもいい。以前は教会に行ったら祝福されるとか、そういう信仰的なところがありましたが、今は多くの方が豊かになって教会へは行かない。

先週、出張先でアメリカから来ているある牧師に会いました。アメリカの信徒の割合が一番少ない所は、自分が住んでいるデンバー、それから西海岸の上のシアトル、オレゴン州のポートランドとか、ああいう所が一番低い。「何ですか?」と聞いたら「一番環境がよく遊ぶ所がいっぱいあるから、景色のいい所がいっぱいあるから、みんな遊びに行って教会に来ないよ。代わりにシカゴとかはあんまり観光地がないから教会がたくさん集まっている」。そういう話を聞いて、あーなるほどっていう事ですけど。韓国も非常に豊かな時期を迎えたので、教会に来ないという事です。

3つ目は、教会が伝道の情熱、社会に伝道しようという情熱が少ないという事です。

4つ目は、教会が社会に対する役割を十分果たしていないという事です。ある時に、「神父、牧師、お坊さん、この3人の中で1番真実な人、順番をつけて」と

いうアンケートを見たのですが、1番真実、真面目な人は神父さん、2番目はお坊さん、3番目は牧師さん。私は韓国に行く時に飛行機の中で、税関申告書の中に職業の欄に書く時に、この前までは牧師とか宣教師とか書いていました。最近は会社員です。

そういう恥ずかしい話もありますが、それほど教会が韓国社会において信頼を失っています。大きな規模の教会がちゃんとしてない事が目に見えて分かる。小さい教会がいくら頑張っても目には見えない。そういう社会的な現象です。本当に韓国は教会が大きい大きいと言っても、実際は100人以下の教会が90%ぐらいです。大きな教会は10%ぐらいですから、少ないです。その教会が役割を十分果たしていないので、非常に教会は利己心満ちあふれるもの、そういう話があるぐらいです。

このように韓国の教会で信徒が減るなかで、私たちが在日大韓基督教会は信徒が伸びる群れという事はとてもむずかしい。でも私たちは小さな群れ、マイノリティ教会にとって、この日本でどんな役割をするべきか、宣教の働きをどんな形の宣教にしていくかという事で、非常に悩んでおります。

まず韓日の今、政治的に仲が悪い。そういうところで、仲を回復し、平和のために何か役割をしないと行けない。そういう事もありますし、色々工夫していますけども、中々難しい状況であります。

日本基督教団と私たちの教会が、これからも続けて良い宣教的なパートナーとして助け合って、この日本の宣教の険しい、この道を共に手を握って歩いて行きたいと思えます。

このたび この宣教方策会議において、良い意見が出されて、良い話ができ、実りある会議でありますことをお祈りしつつ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

【教区議長報告】



東北教区 保科隆議長

東北教区議長の保科です。私が東北教区に来たのが2007年、教区議長となって2,3年が経過しました。大きなことは東日本大震災です。東北教区へ行って4年くらいたった時に震災があって、震災でいろんな取り組みをしていく中で議長になってしまったという感じです。

◇教会・伝道所の現状、特色

東北教区は、山形県と宮城県と福島県の3県です。資料の5ページ、扉の「教会・伝道所の現状」を御覧ください。3県ですが、地区は全部で7地区、宮城県が3つの地区、福島県が3つの地区、山形県は1地区です。山形県は以前、北と南に分かれていました。米沢から新庄は距離が離れすぎて遠いですが、1つの地区として合併しました。

東北教区の特徴は小規模教会が結構多いのです。『信徒の友』から「祈ってほしい教会を2つ挙げてほしい」という依頼がありまして、去年の教区総会資料

で、20名以下で礼拝を守っている教会を数えますと、58ありました。教区の84教会・伝道所の中で58の教会が20名以下です。そして教会員ゼロという教会があったこともあります。それは例えば浪江伝道所みたいに原発で非常避難区域になって、教会員が地域から出ざるをえなかったケースもあります。一方で、本当に教会員がいなくなってしまった教会も実はあります。20名以下と一言で言いましたが、いろんな教会に悩みがあり、いろんな課題があると私は思っています。

今回報告に当たるということで、教区の常置委員会で、ぜひ話してほしいことがありますかと訊きました。特にこれということはないのですが、小規模教会の多い教区なので、機構改定にしても小規模教会が生き生きと伝道して、伝道を守る、守れるような機構改定をしていくことが望ましいのではないかという思いを持っています。

1. 宣教共働に向かった問題意識

いろいろありますが、東北教区がいろいろ苦勞しながら、長い時間をかけて伝道の推進、教区の課題として取り組んできたこととして、教区の柱と叫びたいのか、「宣教共働」を考え、取り組み続けています。そのことに絞って取り上げます。

7ページから10ページの資料を御覧ください。最初に、「なぜ宣教共働に取り組んできたか」という問題意識をお話します。

今、教区内に「宣教共働」を受けている地区が2つあります。1つは会津地区、もう1つは福島地区です。この2つの地区が現在、「宣教共働」の枠組みの中で、伝道協力をしながら、「宣教共働連帯金」を受けて、教師が伝道しています。そういうシステムがあります。7ページのところに「宣教共働に向かった問題意識」というのがあります。2000年頃、大分古い話です。東北教区は前から、今もそうですが、小規模教会がとても多いのです。これらの15名以下ということを書いています。先ほど20名以下の教会もあえて紹介しました。兼務や代務の教会が多いです。私も現在2つの教会・伝道所の代務をしています。並列して、施設も多く持っている、そういう教区です。伝道所の割合がとても多いのです。私が代務しているのは伝道所です。そういう形なので、兼務・代務をしないで牧会

する人の数が少ない、兼務・代務の牧師が多い。そういう特色を持つ中で、教区の伝道を考えていく時、どういう形が望ましいかということ、20年ぐらい前から考えてきました。

そして一方では委員会が非常に多くあり、大体仙台が中心なのですが、集まるのに結構遠いのです。そういう意味で経費がかかるということがありました。委員会の数が多くて経費がかかる。なんとか経費を減らしていこう、という取り組みをしました。

それからもう1つ、地区について言いますと、仙台に教会が集中しています。北海教区の場合は札幌に集中しているかもしれませんが、東北教区は仙台に集中していて、とても不公平な、特に会計状況が非常に不公平な形がありました。地区の再編がなされて、それまで仙台は1つの地区の中に入っていました。それを3つに分けようということをしました。仙台で結集した1つの地区がありましたが、その地区の会計の規模と、他の全部の地区と同じぐらいで、不公平でした。そういう中で、仙台を3つに割ろうということで、今は宮城北地区と、宮城中地区と、相双・宮城南地区に増えています。ですから仙台の南の教会は福島県の相双地区と共同地区になっています。そういう形で地区を再編しました。それと「宣教共働」というのは、セットになって出てきたところがあると思います。

2. 2004年度実施を中心とした機構改革の道のり

◇宣教プラン

同じ時期に取り組みました。今までは互助保障という形で教師の生活を支えるという考え方でやってきましたが「宣教共働」になった時に、そうではなくて、礼拝をする教会の群れを守る形に変えていこうということで、宣教プロジェクトができました。そのようにしたら、1つの教会では申請できない。1つの教会、複数の教会が、しかも地区を通して申請する。地区が一定の負担をし、「宣教プラン」を作り、そして支える。そういう形で、宣教とは何かというものが考え出されてきました。ですから礼拝をどう守っていくか。例えば午前中にある教会で礼拝がある。午後にまた別な教会で礼拝を守る。そういう形で礼拝する人を支える。そういう「宣教共働」の考えが出てきました。

東北教区の小規模教会が多い中で、どういうふうにして教会が助け合い、礼拝を共に守れるような体制を

作っていくか。これは、1つの伝道推進ということの教区としての取り組みと思います。

3. 宣教共働の概要と評価・展望

先ほど申しましたように、私は2007年に東北教区に行ったので、地区再編も終わってしまった後でした。だから「宣教共働」の枠組みもできた後です。その後のいろいろな問題点、それは1つの考えとして良いプランがあるように思うのですが、やはり運用していく中で、問題点があることが聞こえてきます。

それは何かというと、1つは「宣教共働連帯金の基準額」。以前は年によって動いていました。しかし、今は21万円の支援金を固定しています。固定していることに対して、いろいろな意見があって、高すぎるという意見があります。自分の働きに比べると、支援を受ける側が、そういう額で良いかという意見です。これは身に迫る思いがあるかと感じています。

でも、あまりそういう考え方にはならないでほしいなと思います。自分のことを基準に考えて、これは高すぎるという思いがあるでしょうが、やはり礼拝を守っていくという覚悟、趣旨からして、そういう思いを共有して、傷みを分かち合っ、教区の教会として、祈っていこう。議長として、そのような思いで共に祈っていきたくて考えています。



関東教区 福島純雄議長

関東教区議長の福島です。今日の報告は議長個人のものではないということで、2月3日、4日の常議員会を受けて、今日の主題に関して、2月10日の常置委員会で、常置委員、陪席者5地区長、各部の委員長を交えて、約1時間半の協議の時、議事とは別の懇談を設けました。そこで出た様々な意見を、書記に集約をして頂いて、今日、資料としては11ページです。まとめさせて頂いて、それに議長としての私見も加えながら報告をさせて頂きたいと思います。少々統一性に欠ける部分があるのは、色んな方が色んな意見を言いましたので、相互に矛盾するところもあるかも知れませんが、その辺はお許しいただいて、お聞きになって頂ければと思います。

1. 教団の伝道について

まずは教団の伝道についてということですが、今回の伝道対策の転換プラン、展開プランについては評価する部分もあります。特に2教会が挙げられまして、全国から小さな教会のための献金がされるというのはとても心強いことです。当教区として挙げた2教会のうち、益子教会について、裁定するための委員会の

準備会を持ちましたが、残念ながら全国から寄せられている献金が1月中旬の段階で2件だけでした。それでその2件のすべて、教会の親戚とか、そういう内輪の方々だけからの献金でした。今現在どうなっているかは、今週の土曜日に委員会を開きます。そんなことで、あくまで暫定的なものとして考えざるを得ないかなど、そういう印象はもちろんあります。

教団の伝道について、皆さん方それぞれ色んなお考えがあるかと思いますが、常置委員会、また協議の時に主な意見として出たのは、教団の伝道とは言っても、あくまでその主たる担い手は、これは教区であり、あるいは地方教会だろう、ということは多くの意見として出ました。教団でなければできない働きに人材・財政を専念、注力すると、そこに教団の伝道ということがあれば考えていくべきだということです。

ですから教団として、教団でなければできないことは何なのか、教団はどういう伝道をしていくのか、ということについてのビジョン、グランドデザインというのが残念ながら見えてきていないという、そういう厳しい指摘は多くあったと思います。あとの機構改定等も当然絡んできますけれど、私はかつて東北教区に24年おりました、今、保科先生からお話があった、教区としての大規模な機構改定の財政改革を実施した側でありました。孤立しない、させないというスローガンを掲げました。一般家庭における可処分所得という言い方あります。自由に使っていいお金。その教区における可処分所得の2分の1は、各個教会に還元すると、そういう大きな基本方針を立てました。できるだけ人件費などを減らし、各個教会の伝道宣教を支えるところに主にお金を使っていこうと、そういう方針を立てて、10年近くかけて財政改革・機構改定をしました。ですから後程お話しするように、教団のこういった基本原則を立てて、教団としてできなければならぬことは何なのか、そして具体的な伝道は教区と各個教会に委ねる、そのためにお金を還元していく、ということが大事ではないかなということです。

具体的に挙げたのは教団としてやらなければならないこと、やることはなんなのかということで、色々箇条書きにして挙げておりますが、教務も宗教法人としても実にこれは当たり前のことですけれども、教師を立てるという働き、これは教団として一番大事

な働きかも知れません。教師の定期的、継続的な研修、伝道の最前線で奮闘する教師のゆとりとメンタルヘルスとか、そういう問題です。あるいは継続的な研修、情報交換・課題の共有といったことが教団として、一番やるべきことだろうと。それから専属者。コロコロと変わっていかない専従的なスタッフによる伝道・宣教の研究、ということです。

現代社会による課題、伝道の改革、継続的に研修する担当者への設置。それから、これから教職がドンドンドンドン減少していくだろうと思います。ですから各教会の伝道を担うのは信徒になっていくということで、信徒の皆様方の育成のプロジェクト。これは、私なんか考えるのは教区が見立ててもいいというふうに思いますね。

教区における隠退なさった先生方が、それぞれのところで色んな人の信徒の教育をしてですね、仮に牧師さんがいなくなった教会は、信徒さんが礼拝をささげていく、守っていくと。そういうことに対応できるような働きをやってる教区に対して教団が支えていくと。そういうことにお金を使っていくということも大事なことなんだろうと思います。

伝道局に期待することは、教団は全国津々浦々に教会がある、日本の中でも唯一の教団かも知れないわけです。普通だったら、小さなところは切り捨てていくという、そういう社会の中であってね。教団は小さな、先ほどの議長の話もあった通り、4,5人、5人とか10人の教会を守っていく。ですから、そういうところに教団が教会を建てていくことで、教団としてのフラッグ、教団という船が1つの旗印として、フラッグを掲げていくことが教団として大事ではないかという話もありました。

色んな災害が起こる中で、災害対応における教団的対策チーム、ノウハウが蓄積されていくわけですから、それも日本基督教団としての大きな教団という船が掲げるフラッグの1つではないかということです。

先進的な社会福祉、インフラモデルケースの集中的投資。これも実はある方がご自分のご両親の介護の問題で色々地域の社会福祉の専門家に相談をする中で、教会が、こういう方達とタイアップをしてやっていくのはどうだろう、とおっしゃっていました。先程の在日大韓基督教会の金先生が、まさにおっしゃいました。

韓国の中では教会が社会的な役割についての信用を失っていると。かつてミッションがそのことを成してきたことが全部、それぞれのところに移ってしまいました。

これは私の思いなのですが、この前も新聞で、全国的にヘルパーが不足している、ヘルパーさんのなり手がいないということです。そして私の地元の郡山の新聞に出ていましたが、ヘルパーさんがいなくて、ヘルパーさんはもう過重労働で倒れんばかりだということです。私は、これも各教区に委ねることですけど、各教区において、例えば関係する福祉団体、関係施設とタイアップをして、ヘルパーさんを養成していく。恐らく今だったら教団でできると思います。教団の信徒は、毎日働くのは大変かもしれないけど、例えば1週間のうち3日ぐらい、あるいは1日2時間、3時間でもヘルパーをしていく。それをすると家の中に入っていける訳です。もちろん伝道はしません。だけでも信徒としての証、ミッションというのはこういう働きをしているのだなということで、もしかしたら伝道は進んでいくのかも知れない。それを例えば関東教区がヘルパーの育成をすることで、そこにまた教団としてお金を足していくことも考えられるのではないだろうかということです。教団という船が掲げるフラッグを旗幟鮮明にするという、そんなことを考えました。

2. 機構改定について

2番目の機構改定についてですが、そこに書いてあることをご紹介しますと、伝道推進と機構改定の両方の関係性は認めつつも、両者を切り離して検討を進めていくべきという意見が、常置委員会でも出ました。

総会議員定数、常議員の削減は評価する。ただその場合少数意見の配慮が必要だろう。また沖縄教区が、教団総会に欠席し続ける中で、このことを採決するのはどうなのかということです。人件費の削減も、まず組合に関係しない管理職の経費削減からということはどうだろうか。

具体的に教団における機構改定、財政の改革が進んだ場合に、各教区においてどれだけ財政的な負担が削減されるのかというシミュレーションがほしいです。

先程申し上げましたが、私もおりました東北教区においては、まず明確な目標を立てました。例えば、いわゆる各家庭の可処分所得を自由に使えるお金の2分

の1は各教区、教会還元する、という大きな目標を立てる。教団運営は残余の部分で行う。具体的な数字で言いますと、2018年度の教団の負担金収入が約2億5000万円、それから伝道資金の負担金収入は5600万円、トータルでざっと3億円です。仮に、この半分の1億5000万円を、さっきいったような働きをする教区、各個教会に還元していく。そうなると、1億5000万円で教団の運営を担うという、はっきりとした目標を立てることが大事ではないかなと。これを関東教区でいいますと、私ども関東教区は2018年度の負担金納付が1700万円、伝道資金の負担金が430万円です。この半額1000万円が還元されるとすると、この部分で先程述べたような具体的な働きを教区として担っていく、活動していくことができるのではないかなという事も考えられるわけです。

3.最後に

最後に、今回の機構改定の事ですが、枠組みとしては大きく変わると思います。ただ働きの内実は変わってないと、常議員会でもこういう意見が出ています。だとすれば、私は基本的には、現在の機構も生かしつつ、もちろん教団総会議員の削減、そして常議員数の数を変更するという事、これはやりますけど、基本的には5つの常設委員会は、定数を削減した上で維持をして、具体的には宣教委員会、40条、41、42条の改訂ということとどめても、十分今回の事はやれるのではないかと思います。

当初の試案がかなりの方向転換を余儀なくされている事を皆さんご存じだと思います。例えば審査機関、現在の常設委員会の中の3つです。信仰職制委員会、教師検定委員会、そして戒規を預かる教師委員会。これはこれまでの教務局、あるいは宗務局と呼ばれていたものから出して、独立にしたものとすべきだという意見が出ているわけです。それから常設委員会の1つである世界宣教委員会も先日の常議員会では、渉外委員会というような委員会ではなくて、現在の世界宣教委員会という名称、働きをそのまま残しておいて欲しいという担当の幹事から、かなり強い意見がありました。

そういう事を考えますと、現在の機構は、何十年間も風雪に耐えてきた実績があるわけですから、私はできるだけ基本的な枠組みは維持をしていくという、そ

ういう知恵も必要なのではないかなと、そんなことを発題させていただきます。



西東京教区 願念望議長

西東京教区議長の願念です。2011年の4月から国分寺教会に赴任しました。本年度の5月の定期総会で改選になりまして、1999年に東京教区西支区から西東京教区になりましたが、その西支区時代を知っている常置委員が誰もいなくなりました。そういう意味で代替わりをしたと思います。私も西支区時代を知りません。辛うじて東京教区の西南支区の渋谷教会で神学生、また伝道師見習いみたいなことをしていました。その時を除いては何も知らない事になります。西東京教区は2019年、今年度、教区として創立20周年を迎えました。1999年に17番目の教区として設立されましたが、この2年ほどかけて、20周年を迎えるにあたって身の丈に合った機構、組織再編を試みました。

1. 基本方針

機構改定をめぐって発題してくださいと言われた時には、私は早とちりで西東京教区が取り組んだ事を話せばいいだろうと思ひまして、その事をまとめました。どこかでリンクするとは思いますが、ここに基本方針というのを書いたのですが、西東京教区は端から端まで2時間ぐらいあれば集まれます。ただ生活圏と

しては都市部から、郊外それと農村部です。特に西多摩郡とか、詳しい方は得意だと思いますが、西の方が非常に教会・伝道所の少ないというか、教区の1番真ん中辺を通ると国分寺、国立、立川あたりがへそというような、真ん中ではあるのですが、教会の分布としては東側にかなり片寄っております。94教会・伝道所がありますが、西支区から西東京教区に設立されたところは100ぐらいありました。今94教会・伝道所ということで、それだけ閉鎖したところがある事が痛みです。

2. 再編案の現実に向けてのステップ

3. 合意事項

この基本方針の後に、「再編成の現実に向けてのステップ」と書きましたが、2年ぐらいかけて、色々各委員会とやり取りしながら進めました。ただ色々何をどう変えるかという事を決めた時には、中々大々的に変える事は難しいので、まずは第一歩を記すという事になりました。

年に1度の伝道協議会を、今は一泊研修会、一泊しよう会の要素もありますが、その伝道協議会と全体研修会が毎年開かれていたのですが、内容が似通うので、隔年開催にしました。

全体研修会を来月3月に控えて、新型コロナウイルスの事をめぐって、開催できるのかどうか。そういう事も含めて今協議していますが、教会互助委員会の事とか、礼拝宣教研究室の設置とか、そういう事を話し合っているところです。

4. その後

その後、と書きましたが、西東京教区の中にはSCFという、学生キリスト教友愛会の事務所があり、その事務所の隣を教区事務所としてお借りしています。SCFは中野に移転されて30周年を迎えられました。西東京教区もそうですけど、SCFの新しい歩みを模索している中で一緒に是非どこかに分所を構えとか、何かプロジェクトを考えましょうという事で、今「SCF・西東京共働プロジェクト」チームを結成して話し合っているところです。

西東京教区の立川とか多摩の方は、大学、学校が世界一密集していると言われてます。学生たちが、全国あるいは世界から集まってくる中で、教区として教会の宣教を考えるべきではないかと考えています。

5. 伝道する教区の具体化

伝道する教区の具体化としていますが、西東京教区を設立する時に、教区としてみんなで与りたいというビジョンが強くあり、それが立川からしだね伝道所の設立または土地建物の取得という形で、今取り組んでいるところです。

2017年の4月に、立川駅北口から歩いて5分ぐらいの所に、文教地区がビルの谷間にありますが、その一角を取得することができました。とてもそんな所には取得できないと思って、もっと遠い郊外とか、あっちこっち探して回っていました。最初に現在取得した所は候補地になっていましたが、6000万円弱、とても教区では手に入らないという事で、あっちこっち回っているうちに、5600万円に値下げになり、相手も資金繰りがあるので誰か買って欲しくないか、という事で探しておられるところに、私たちも帳尻があって、思いがけず取得することができました。

八王子ベテル伝道所も、開拓伝道しているのですが、ここは西支区時代から親教会群伝道というのがあり、十数個の有志の教会が、自分たちが親教会になりますと手を挙げました。1つの教会が1つの伝道所を生み出すことは今は難しいが、15、6個集まれば、少しずつ献金すれば開拓伝道ができるということで、西支区時代から4つぐらいの教会を生み出してきました。そういう中で、八王子ベテル伝道所が開拓伝道をして、2017年度をもって5年間の献金の約束は終了していますが、今年度になって土地建物を取得して、会堂を建築中という事で、全国募金で行っていますので、是非ご協力いただければと思います。

そういう開拓伝道で生み出されていく教会と、小規模教会が教会を解散、閉鎖する事が、現在同時期に起きており、最近では八王子北教会の解散、曙教会の解散を、私が議長をさせていただいている任期中に、苦渋の決断をするという事がありました。

こういう時には三役でご相談に応じて、また常置委員会でお話ししながら進めるのですが、教区の皆さんにとっては突然のできごとで、何とかならなかったのかということをおっしゃるのですが、結論としては、然るべきところへ両教会の方たちの全籍をお世話して解散することは、苦渋の決断としてはお受け入れするしかないのではないかとこのところで決意しまし

た。ただ突然のお話にならないように、その前に、色々道を模索する時間を長くとりたいたいという事で、今色々な情報を把握しあう事を始めているところです。

北海教区の年頭集会に出ささせていただいて、その後の小規模教会協議会などにも出させていただいて感じたのは、本当に西東京教区の互いの顔が見えている度合いと全然違うという事です。西東京教区は距離感は近いのですが、互いが見えている見え方の違いを痛感しています。それでも、与えられた中で色んな取り組みをしていきたいと思っています。



大阪教区 有澤慎一議長

大阪教区議長の有澤です。準備したものは資料の14ページに書かれております。

◇大阪教区の状況

大阪教区の状況をお話してから、この話をします。大阪教区は今、和歌山、奈良、大阪の3つの県からなっていて、15年前に私が大阪教区に戻ってきた時は、149教会・伝道所でしたが、15年たって、去年の総会で伝道所を3つ閉じまして、140教会・伝道所になりました。和歌山、奈良、大阪の3つで11地区に分かれています。奈良と和歌山が1つずつの地区で、大阪が全部で9地区に分かれております。

礼拝出席者を調べてみましたが、20名以下の教会が67、全体の47%です。他の教区の皆さんと同じような状況だと思いますが、大阪教区もそういう状況になっています。

数年前、私の前の小笠原議長の時から教区の機構改革に取り組んでいます。そのきっかけは教区に20余の委員会がありましたが、委員定数が満たない、委員のなり手がいない、委員会が成立しないという事が起こってきました。

色んな事情から働き手がドンドン減り、このままでは委員会活動が協議会ばかりになってしまい、定数半分以上揃わないという事になり、それで委員会の定数削減とか、常置委員会の事も見直そうとか、常置委員会を年10回から8回に減らそうとか、人数も見直そうという事も考えました。

人数は今下げていませんが、やれるところから手を付けていくという事と、もう1つ大阪教区はいわゆる

万博問題の時に右派と左派が激しくぶつかりあい、10年間も教区総会が開けませんでした。その間はお互い話し合えない状況が続きましたが、隠れたところで、ずっと話し合いが、努力が繰り返されて、やっとのことで総会が開けるようになりました。10年経って開けるようになったという歴史があり、その万博問題の時に色んなものが壊れてしまいました。

地区制も壊れました。他の教区が当たり前のようになっている組織がみんな壊れてしまって、それを回復させる事が大きな課題になっています。例えば地区はありますが、地区の3役とか委員がいるわけでもないし、地区によって差があります。奈良地区だけがきちんとしているのですが、他は例えば牧師の集まりがあるとか、女性の皆さんの集まりがあるとか、そういう部分的なものだけがあって、組織として上手く機能していない地区は沢山あります。そういう事もありまして、地区制を活性化させる、そして近隣教会と協力体制を作りたいという事で、機構改革、教区の中の機構改革を少しずつ進めているところです。

そういう私たちの教区の中の改革というのは、教団ともまた色んな繋がりがきつと起こっていくだろうという事で、今年度は教団の機構改定のことについて、私も委員をさせていただいているので、今こんな状況ですという事で、毎回の常置委員会で報告をしております。

ただ、それについて深く議論するだけの時間をとっておりませんので、教区としてこんな意見がでましたという報告は今日はできないのですが、ただ非公式ではありますが、教区の常置委員とか各委員長なんかと、非公式の場で色んな教団の機構改定について意見交換したりしております。今度教区総会で取り上げられたら、どういう意見が出るだろうかということはある程度予測はできますので、そういう事も含めて、私の意見を言わせていただければと思います。

具体的な話、他の教区の皆さんは自分の教区の話がされていましたが、私は今教団で議論されている事について、これは大阪教区で議論したらどういう事になるだろうかという事を予測して、話をさせてもらいます。

1. 教団総会議員数削減について

1つは教団総会議員の削減が1番最初にありますが、

半分にするという案です。教師 100、信徒 100 にするという案ですが、この話が教団の財政問題からきていて、私も議員として入らせてもらって、とても理解できますし、議員総数を半分にするというのも、やむを得ないのではないかと思います。ただ、今シミュレーションされている、会場を教会にしたら経費がどれぐらい下がるかという事も出ております。キリスト教の学校でできないのかとも思います。学校でやったらもっと下がるかもしれないという事は考えますし、もう 1 つのポイントとしては、何で東京で必ずやらないといけないのかという素朴な疑問がある。もっと交通の便が良い所で経費を削減できるような所で会議ができるのだったら、そこを選んでもいいのではないかと思います。多分こういう議論は、絶対大阪教区だったら出るだろうと思いますので、言わせていただきました。

別に東京にこだわらなくても、もし交通の便がよければ、皆さん飛行機とか新幹線とか、そちら等を使って集まれるので、経費を削減するのだったら、他の地方でもできるのではないかという、そういうシミュレーションも 1 回してみたらどうかと思います。

2. 常議員数の削減について

そして 2 番目ですが、常議員数の削減についてです。これについては多分条件付き賛成というか、反対が出るかもしれないという事は思っています。なぜかというと、常議員数を減らしたとしても全数連記という選挙方法で行うのであれば、一部の方々だけが選ばれる可能性が非常に高く、数が減った上に一部の人全部占めてしまうという事になれば、教団の色んな意見を持っている人たちの意見は反映されず、そしてドンドン進めてしまう。もちろん教団総会がありますが普段の事柄は常議員会が全部決めていますから、その危険性は非常に高いと思います。それをどうしてもやりたのであれば、私がいつも言っているのですが、大阪教区は半数連記にしておりますので、半数連記にするべきだと考えます。

あるいは、どうしても半数連記が駄目だと、いつも教団総会で全数連記じゃないと駄目だと主張される方がいらっしゃると思いますが、どうしても駄目だというのであれば、例えば教区議長を全部常議員にするとか、方法を考えていただきたいと思います。今度のこれを

半分にする時に教区議長は陪席するのですか。その辺の議論は僕も分からなくて、もし全員陪席するのなら、交通費もホテル宿泊費も全部一緒にかかるのだから、常議員になっても経済的な面でいえばデメリットはない。各教区議長はそれぞれの教区の意見を代表してきていますので、教区議長を常議員にプラスするのはいいのではないかと考えます。

もしそれが駄目だというのなら、せめて教区議長枠というのを作って、教師 6 人、信徒 6 人、三役プラス教区議長 6 人、プラス 6 人みたいな、それぐらいでもいいのではないかなど。教区議長、誰が選ばれるか分かりませんが、くじ引きで公平に選んで、そういうふうにして、それぞれの教区とか各教会に仕事を振り分けたり、お金を振り分けたりする方向性があれば、当然の如く教区議長がそこに入って意見言うだけではなく、議決できるという事をしないとおかしいと僕は思います。是非そういうふうを考えていただければ嬉しいと思います。

3. 事務局の改変について

それから今、事務局を総務局と伝道局の 2 つに分けるという、組織を大きく変えるという議論がなされていますが、細かい部分は全然詰められていません。具体的にどういう組織になり、どういう事をやるのか何 1 つ詰めておりません。ですからもっと細かく詰めて欲しいという事があります。

私は前に教団の教育委員を 2 期 4 年させていただきましたが、教育委員会 1 つ取り上げてもらっても仕事がいっぱいあります。あらゆる仕事があつて、それを少人数の 7 人の委員で分担していましたが、無茶苦茶忙しい委員会でした。これを変えていく。それぞれ他の委員会も皆さんいっぱい仕事があります。それを分けていくという事になった時に、どういう仕事内容があるのかきちんとチェックして、この仕事を次の新しい組織でもやるのか、やらないのか、もしやらないのだったら他に移すのか、という議論をきちんと詰めてするべきだと思います。そこまでいかないのに、ポンっと進んでいってしまうと、多分大混乱になると思います。

教区の代表として言うと、例えばこの仕事は教区でやって欲しいとか、地区でやって欲しいとかいう事があるのなら、それをきちんとチェックして、この話は教区にお願いしたいというのをを出してもらって、教区

で議論するという事を、そういう段階を踏んで欲しいと思います。議論を踏まずにやれば混乱するのは目に見えている。大阪教区だったらもう大混乱になってしまいます、どういう事ですかと。これを教区でやってくれといきなり言われても、そんな事はできませんという話になってしまうので、仕事内容はきちんとチェックして、それを残すのか継続するのか、あるいは他をお願いするのか、それをきちんと調べて欲しいし、それを提示できる段階があって、そのうえで議論できるのではないかと思います。そういう意味では今もう時間不足、無理ではないか、急ぎすぎているのではないかと私は思います。

あと財政の問題で今回機構改定をやろうとしていて、教団のこれからのビジョンなどは、もっと後に議論するというような話になっていますが、さっき他の教区からも出ていましたが、その大事な部分というか、どういう教団を目指すのかという部分をきちんとしないといけないという意見は絶対大阪教区だと出ると思います。ただ今回は財政的に破綻するかもしれないという危機感から、この機構改定をやるということですから、そういうふうに皆が納得してもらうようには言うつもりですけど、でもその意見は必ず出るのではないかと思います。

財政問題で考えるのなら、この間の常議員会でも少し議論が出ましたが、出版局と年金局との関係をどうするのかという、これを議論しないと事務局だけ変えても人件費はそんなに下がらないし、5000万円負担金を下げるという話で、今話がなされていますが、この出版局と年金局との関係をどうするのかという議論をきちんと教団としてしないと、多分事務局が頑張っただけで改定したとしても、そんなに大した効果はなかったみたいになってしまう危険性は非常に高いと私は危惧しております。そんなこともお伝えしたいと思います。

4. 沖縄教区との和解

それからもう1つだけ言わせていただきたいのは、大阪教区で、もし機構改定の話をするとしたら、大阪教区は今、沖縄教区とのいい関係を保ちたいと思っていますので、沖縄教区との和解の道をきちんと教団の方が探ってください、そのために努力してくださいという意見が絶対出ると思います。他の教区でも出るか

もしれませんが、沖縄教区抜きで、こういう大事な改定をやっていいのかという議論が絶対出ると思います。私も沖縄教区の総会に傍聴させていただいて、沖縄の方もいろんな意見持っているというのはよく分かりましたし、全員同じ考えを持っているのではない、幅があるというのも分かりました。ただこの1年でも色々ずっと話し合いを重ねてこられているので、沖縄がどういう態度をとられるのか、今の段階では分かりませんが、前回沖縄教区の総会を傍聴させてもらった時に色々言われていた中で、沖縄教区を特別教区にしてくれないかという意見が結構強く出ておりました。

沖縄教区が元々、沖縄キリスト教団だったという歴史を踏まえて、他の教区と全く同じように扱うのではなくて、特別に扱ってほしいという意見は強く出ていました。私はもちろん沖縄の人がどういわれるか、それが一番大事だと思いますが、そういう道を探ることができないのかなと思います。機構改定をするのだったら、それを同時にしてほしいと思います。

大阪教区で議論したら、多分こういう事が出てくるだろうという事をお話しさせていただきました。



九州教区 日下部遣志議長

九州教区議長の日下部です。鹿児島の川内教会の牧師です。3期副議長をした後、昨年5月から議長になりました。川内教会で14年終わろうとしていまして、その前は北九州にある田川教会で8年、九州教区で22年を終わろうとしています。もうすぐ4年になりますが、2016年4月に起こった熊本・大分地震、先程開会礼拝の中でも石橋議長が触れてくださいましたが、それに際しては、全国から多くの支援と祈りが寄せられました。そのような大きな地震を経験したことがなかった九州教区でしたので、本当に励まされました。教団はその年の8月に被災教会のための全国募金を決議してくださり、目標額は1億8000万円でしたが、昨年末をもって被災教会すべての補修、再建が終了しまして、約1億5000万円の募金が集まって、それで再建されたことを感謝をもってご報告させていただきます。本当にありがとうございました。

1. 九州教区の現状

レジメに沿って教区の現状からご報告しますが、九州教区には127教会・伝道所があります。それを種別で分けると1種教会が44、2種教会が72、伝道所が

11です。1種とそれ以外の割合が1対2です。44対83。それだけ1種教会が少ないのですが、1種教会の中にも、非常に自立が難しい教会が複数あります。

例えば私の前任地・田川教会は筑豊にあり、記録によりますと戦後、田川が栄えた時代は100人近くの礼拝がありましたが、現在は15名程度です。そのような教会ですから、昔は1種だったけれども今は到底20名以上とは言えない教会がその中には含まれているという事、そしてここ数年、教区総会により1種から2種に種別変更する教会が複数出てきています。

理由としては負担金を少しでも軽くするという事もあるでしょうし、1種だと援助が受けられない、2種になると様々な援助を受けられるようになる、という事もあり、複数の教会から1種から2種への種別変更の申請があり、それは承認されてきております。

後で距離的な事について触れますけれど、127の教会が7県にわたっており、それが10地区に分かれています。福岡県が北九州と福岡と筑後という3つの地区に分かれています。そして鹿児島県が、県本部の鹿児島地区と島の奄美地区、その2つに分かれています。残りは県単位で1つの地区になります。

2. 様々な角度からみた九州教区

◇専任の牧師不足

現住陪餐会員は最近の統計によると、約4000名、礼拝出席は2600名です。様々な角度から見た九州教区というところで、いくつか挙げておりましたが、1つは専任の牧師が不足しています。どこの教区も同じ状況があると思いますが、127教会のうち現在代務教会が24、兼務教会が7、合計すると31です。およそ4つに1つの教会が専任の牧師がいない状況です。この中のすべてが、専任牧師を求めているものではありません。元々この教会はこの教会とセット、教会牧師はここを兼務するという教会もいくつかあります。

長い歴史の中でそれは定着している状態にあります。今年たまたま無牧で、来年度から招聘できるという教会もあります。しかし30を超えたのは、ここ数年のことです。昔は1人の牧師を招聘し、献金で支えられたのに、最近はできないので、代務を近くの教会に頼んでいる教会が増えてきたという印象があります。そして、60を超える教会が牧師をシェアしている状況です。もう1つ言えるのは兼務代務をしている牧師だ

けが、日曜日2回の礼拝をしているわけではありません。私が名簿を見た時に分かる限りで、15の教会が午後から礼拝をしています。そして2つの教会が午前中に2回礼拝をしています。午前中に1人の牧師が8時からして、その次は10時から、という教会が2つあるように思います。

午後から礼拝する場合、代務の牧師だけが毎週来るわけではなくて、行けない時もありますから、近隣の代務でない牧師が午後からその教会に行き、礼拝の説教を担うという事にもなります。代務でない牧師も無牧のために協力をする。そういう形で1つの教会を支えている現状があります。私事を言いますと、隣町の小さな伝道所を代務して3年、昨年度は鹿児島から熊本まで県を越えて新幹線で代務のために月1回、熊本の教会に通いましたし、それまでの2年半は、同じ地区内で120キロ離れた教会に車で2時間かけて月1回代務で2年半通ったという経験もあります。今代務をしている教会も、来年度からは代務でなくなるけれど、月1回はそこの教会に行き礼拝しようという形で今本務教会と話をしています。

特に奄美地区、今日宣教委員会で青山委員がいますが、奄美地区には3つの島に4つの教会があります。その1つの徳之島伝道所が今現在無牧ですので、島を渡って代務をしています。1人が徳之島に行くと、他が空くので、また島の中で移動して礼拝を支えるという事で、「チーム代務」という言い方をしていますが、3人の教師で4つの教会で行っているという奄美地区の1つの特徴があります。それだけ皆でカバーしあわないといけない。ですから自然と地区内の教会同士、教会員同士の交わりも深くなります。牧師をシェアしているわけですし、時に合同礼拝をする場合もあります。そのような形で、信徒も牧師も顔なじみというところが多いのかなと思います。

◇礼拝出席者

礼拝出席の状況、10名以下が37教会、約30%ですね。そして10名から19名が43教会。この2つ合わせただけで60%を超えてしまいます。20名から50名が32教会。礼拝出席が50名以上の教会が15教会で、およそ10%強。そして100名を超える教会は教区に1つしかありません。そのような礼拝出席の状況があります。

◇教会会計

会計的にも経常会計収入は献金ですが、300万円以下の教会は45教会。300万円以下ということは、献金だけで1人の牧師を支えられないという事になります。私がある川内教会も献金での収入は300万円台です。400万円いきません。ですから、普段私は認定こども園の園長をしながら牧師をしていますし、そういう付帯施設のない教会は、他で働いている牧師も何人もいます。

◇距離、交通手段

そして距離的なことです。九州の交通手段、皆さんご存じでしょうか。教団にはもちろん広域にまたがる教区はいくつもありますが、7県というのは中々ないかなと思います。改めて理解のために、どういうふうに関西で移動しているかをご報告したいと思います。何かにつけ九州の中心は福岡です。教区事務所もありますし、集まるのは福岡が中心になります。公共交通機関は、十字架を思い浮かべていただいて、十字架のてっぺんが福岡、下がってきて交わる所が佐賀、西に行くと長崎、東に行くと大分、南に行くと熊本、さらに鹿児島に行く。十字架の縦のラインには新幹線があります。

ですから私は教区事務所に行く時は鹿児島から福岡まで1時間15分程かけて新幹線に乗ります。ただ大分、長崎は在来特急なので、結構山あいを走ったりして時間はかかります。抜けているところがあるでしょう、宮崎です。陸の孤島になっていて車では行けない。飛行機で40分、九州内でも宮崎地区の人たちは、飛行機で福岡に行く状況です。その距離ですが、長崎は154キロ、特急で約2時間、大分からは約200キロ、特急で2時間です。宮崎は400キロ、新幹線と特急で5時間かかるので、そこは無理なところだろうと思いますから、飛行機で移動したりしています。

私がある川内は鹿児島の終着から1つ手前です。原子力発電所があるために新幹線の駅があります。とても便利で、すぐ行けば駅があって、新幹線に乗れば1時間10分ぐらいで博多に着きます。

それ以外、先ほど言った島の奄美地区は飛行機になります。福岡、奄美の距離は約600キロ、600キロってここから西に行くと岡山を超えてしまいます。北に行くと青森を超えてしまいます。北海道に入るかもし

れません。徳之島に行くときさらに100キロ南ですから、そういう距離を飛行機などを乗り継いで、福岡まで移動していると、旅費も6、7万円かかります。そのようなところで教区内の移動がなされています。

◇九州教区の課題

九州教区の課題は、そういう**点在する各個教会どうつないでいくか**ということです。教会も牧師も孤立しないことが大事です。孤立というのは孤独に立つというふうに書きますけども、それではやはり成り立たない。先に触れたような地区での交わりという事が、とても大切になってきます。

北海教区は札幌集中と言いますが、それで1つの行政区です。道北の行政区ですが、九州は県が違くと県民性も違います。私も福岡から鹿児島へ行って、ああやはり随分違うな、と思いました。ですから県ごとに、おおよそ地区が分かれていますのですが、風土、考え方も地区によっては違ってきます。ですから歴史的な地区の繋がりを大事にして、それぞれに地区総会を行い、地区委員長を選び、地区委員会をして、地区でそれぞれの働きを担って、そして地区ごとにそれぞれ交換講壇をして、どの教会に行っても顔が分かるような、そのような形を続けてきています。

それと**小規模教会をどう支えていくのか**ということです。そこにカッコして「互助制度」と書いていますが、互助の事を九州は大事にしてきました。負担金とは別に互助負担金というものがあり、総額800万円近くを各教会に按分して、各教会から教団負担金と一緒に集めています。

それとプラスして自由献金で約1000万を目標にして、互助のための献金を集めています。自由献金はもちろん全教会の参加を目指しています。互助を受ける教会も支えましょうと呼びかけます。計算上、現住陪餐会員は4000名、礼拝出席2600名ですから、約3000名が1日10円献金すると、365日1日10円にすると1000万円を超えます。そのようにしたらできるはずという事で、九州教区では呼びかけて、1000万円を目標にしています。しかし中々目標額までには最近は届いていません。

意見の相違は色々あるわけですが、そういうものを超えて九州の宣教を支えようという意識を九州はこれからも作っていかないといけないと僕は思ってい

ます。以前はその自由献金1000万円と互助負担金800万円に、教区活動連帯配分金を加えて、2000万円以上の予算で互助をしていました。現在は200万円を上限に約10教会が互助を受給しています。

しかし現在我々九州教区は教団伝道資金の「伝道交付金/教区伝道方策交付金」を受けていません。成立の過程とその審査という事に合意できずに、成立の時から受けずにいました。伝道資金負担金は払うけども伝道交付金は受けていません。以前のように教区間の互助としての連帯配分という形に戻すように、過去2回にわたって教団総会に計算式も含めて提案をしてきました。たとえ意見の相違があったとしても、以前の教区活動連帯配分金のように戻す必要があると、もちろん考えていますし、次回の教団総会にも改正案を出すつもりです。

最後の所の機構改定をめぐってというレジュメの所、そこに関わってきますが、審査をした上での給付とかという形を受けないで、それぞれの教区の力量に応じた配分を、それぞれが出し合って、それぞれが受けるという、それがないと伝道は維持できない、推進しないと九州教区は考えています。

地方教会の伝道を支えている互助制度、これがないと九州教区は成り立たないだろうと考えています。

3. 伝道推進と機構改定をめぐって

機構改定をめぐってですが、機構改定をやるなら、伝道資金制度も改定していただきたいと思います。それが認められないと、今のままでは九州教区は機構改定に賛成できないかもしれません。会計が苦しいから、議員から手が挙がらないかもしれない。ただ教団総会の人数は削減する。でも今のような案でいいのかどうか。先ほどの大阪教区の発題もありましたが、会計が苦しいから総会の人数を削減する。本当にそれでいいのかという気はいたします。地方教区の意見を聞き、お互いに日本の宣教を担っている意識、それを作り出していくことが、教団に求められているのではないかと思います。

私たち九州教区の互助も受ける教会の宣教方針なんかは作りません。1つの大切な九州教区の教会として、どのような教会でも申請があれば、条件は色々ありますが、意見の相違があったとしても、そのような教会だからといって、はねるようなことはしません。

教団の伝道資金制度もそのような形であってほしいと願っています。

それから地方教区も意見が聞かれるような形で、少数による中央集権化は避けてほしいと思います。何度も言いますが、以前のような、教区活動連帯配分金のように数字にのっとり、規模に応じて必要な額を出し合って均等に分ける。そのような事で九州教区の伝道は維持できるのではないかと考えています。

◇最後に

九州教区ではこのような課題があることを覚えていただければと思います。今回の報告にあたり、私は九州教区の誰にも相談せずに来たのですが、これだけは言えと言われたので最後に1つ。

私の娘は20歳で、高校時代に受洗して、今神戸にいます。神戸にいて鹿児島離れているのですが、大体そのようなのです。九州の教会で受洗しても、そこを離れて、福岡、大阪、東京に出て行きます。信徒を育てて受洗しても町を離れて出て行く。多くの地方教会はそうではないかと思っています。ですからやっぱり、全体に繋がっていることを覚えながら、地方のそういった教会を支えていく、そのような教団であってほしいと願っています。

【発題 1】



<発題 1-①>

* 資料 78～83 ページ参照

教団伝道推進基本方針展開検討小委員会 岸俊彦委員長

教団伝道推進基本方針展開検討小委員会委員長の岸です。「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」について、教団の伝道推進基本方針展開検討小委員会委員長の立場から発題するようにと、宣教委員会からの依頼と受け止めて発題します。

今司会者の方からお話があったように、資料は冊子②の 2 ページから 7 ページ・教規のレジュメまでで、その他参考に、教団伝道推進基本方針と、教団機構改定案骨子の資料を付けています。あとでご覧いただければと思います。

東京教区議長の立場から、教団の伝道対策検討委員会の 1 人に加えられ、委員として教えられたことや学んだことがあります。それを踏まえながら、日本伝道推進の祈りと全国伝道推進献金について協議し、具体的に立案し、伝道対策検討委員会、さらに常議員会で

承認されて、とにもかくにも現在「日本伝道の推進を祈る日」と「全国伝道推進献金」が実施されています。

1. 第 15 回教団総会 (1968 年)

現在の教団機構改定は、1968 年第 15 回教団総会の決定により組織されたものと理解しています。第 15 回教団総会では、「機構改正案並びに教団機構改正に伴う教規変更案に関する件」が提案されています。原理的、基本的、根本的な体制確立のための教団機構改正を目指した議案でした。その精神として、信仰告白の実質化による一致を目指すことと、会議制を伝統的教会制度と折衝させて教団の教会観を明確化し、今日の状況に即した教会体制を相乗的に確立する、そのことがあげられていました。合同教会である教団が改めて諸伝統間の一致を目指した、教団の機構改正でした。

その中で、「教団は教区に仕え、教区は教会に仕える」という方針があげられています。

2. 教団伝道対策検討委員会 (40・41 総会期)

現在の教団伝道対策検討委員会は、第 15 回の教団総会の基本方針を改めて検討し、抜本的に教団の機構を改正することを目指す委員会ではありません。教勢の減少と財政逼迫の中で、教団が資金と人材を伝道に集中できるよう、その機構を改正ではなく改定して、伝道を進めていくことができるように、具体的に何ができるのかを委員会で協議してきたと思っています。

「教団は教区に仕え教区は教会に仕える」という方針は生きていますが、これに「すべては主の栄光のために、主に仕え、互いに仕え合いながら、キリストのまことの体なる教会形成」を目指して「共に祈り、共に伝え、共に献げる」という教団伝道推進基本方針が立てられたのだと理解しています。

3. 「教団伝道推進基本方針」(2017 年 7 月 11 日 40 総会期第 2 回常議員会制定、2019 年 4 月 15 日 41 総会期第 3 回常議員会改訂)

- 1 祈禱運動-共に祈ろう
- 2 信徒運動-共に伝えよう
- 3 献金運動-共に献げよう

教団伝道推進基本方針は、2017 年宗教改革 500 周年を目指して、2017 年の常議員会で制定され、2019 年に改訂されました。基本方針では、宗教改革の信仰を受け継ぐことを明らかにしています。

改定宣教基礎理論 第 2 次草案は、私どもの罪を贖い、新しい命を与えてくださる主が、まず私たちを招

き集めてくださることに、宣教の基礎があるのだ、そのことを示してるかと思います。招いてくださる主の恵みに応えて私たちは伝道します。「わたしは天と地の一切の権能を授かっている、だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしてください。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」(マタイ 28・18-20)。このように命じておられた復活の主イエス・キリストの大宣教命令に応えることが私ども教会の使命です。

宗教改革の信仰を受け継ぐとは、具体的には日本基督教団の信仰告白を告白し、教憲教規に基づきながら伝道することです。

4. 「教団伝道推進基本方針」展開

教区議長会議などを通して確認したことは、各地にある教会・伝道所が伝道の最前線にあるということでした。礼拝と伝道の拠点となる 1685 の教会・伝道所のネットワークを維持し強化することが、教団の伝道推進のためのスタートだということを確認しました。

そのために、毎月第3主日を「日本伝道の推進を祈る日」にし、具体的な教会・伝道所を覚えて祈るということにしました。それらの教会・伝道所を祈りに覚えるため、2019年11月発行の『信徒の友』12月号より、毎月2教区からそれぞれ教会または伝道所を2つあげてくださるよう各教区に依頼しました(『信徒の友』に2つの教会・伝道所を掲載)。その依頼文が資料に載っています。また、祈りに覚えた教会・伝道所に直接献金できるように、教会・伝道所の口座を記すようにともお願いしました(「全国伝道推進献金」実施)。

教区議長報告があり、現在進めているこれらの事については、残念ながら十分ではないということはわかりました。すでに教区には互助と祈りのネットワークがあり、それを損なうような形で教会・伝道所を2つ選んで教区が推薦したり、その教会・伝道所だけの振込口座を記すことはできない、そのような意見もありました。また、礼拝出席者20人以下の教会・伝道所の紹介をお願いしたことにつきましても、20人という根拠の曖昧さも指摘されました。そのような教会を小さな教会・伝道所、あるいは小規模教会・伝道所として、共に支え祈りに覚えるということにも違和感を覚え

るとの意見も伺っています。

この制度そのものに反対の教区もあります。もちろん各教区にある、祈りと互助のネットワークを損なう意図は全くありません。むしろ各教区のネットワークが教区を超えて全教団的なネットワークに広がるようにと願い、具体的な教会・伝道所を覚えて、第3主日に祈りを合わせようというのが「日本伝道推進を祈る日」の意図です。

制度的に問題があると指摘されながらも、具体的に祈りを合わせ献げることをスタートさせ、第41総会期中に、全教区を一巡するスケジュールを具体化しています。

委員会からの依頼とは異なりましても、各教区のお考えと協力で『信徒の友』に教区紹介や教会・伝道所をあげてくださっているおかげで、北海教区、奥羽教区、東北教区、関東教区、東京教区東支区、東京教区西南支区と進み、2月頃発行の『信徒の友』3月号では、東京教区南支区と東京教区北支区の2教会・伝道所まで来ました。改めて各教区がご協力くださっていることに心から感謝いたします。また、これから掲載する予定の教区には、何卒ご協力をお願いしたいと思います。『信徒の友』の掲載、ここに持ってきていますけれども、幸いなことに富士見町教会の玄関に大きく貼り出してありました。ぜひお帰りにご覧いただきたいと思います。

しかし現実には、2019年10月に「祈り、伝え、献げる」ポスター等依頼書を全教会・伝道所に送り『信徒の友』や『教団新報』などで伝えているだけで、まことに本活動は不十分です。「日本伝道の推進を祈る日」と「全国伝道推進献金」についても、各教会・伝道所信徒の皆様、ほとんど届いていないのが実情ではないかと思えます。

したがって**広報活動**として、このことを全教会・伝道所が共有できるように、各教区は窓口となる委員を立てて、できるならば各委員会を組織していただくようお願いしたいと考えています。

東京教区では、すでに5支区それぞれを代表する5人の委員と常置委員3人からなる東京教区「教団伝道推進基本方針」展開委員会を組織しています。信徒の方々はとて熱心に活動して下さいます。教区の全教会に情報が行きわたるよう、ニュースレターを発行

し、まず常置委員や委員の属する教会の取り組みを紹介し、協力を呼びかけています。

また、教団全教会の情報交換のために、課題ですが、インターネットやSNSの活用もしなければならないと考えています。スケジュール通りに進めば、9月発行の『信徒の友』10月号で17教区を一巡しますから、二巡目に入ることを考えています。10年続けることができれば各教区全教会・伝道所を覚えて祈ることができます。

ただし、先程の教区議長の方々の報告で、それではとてもまだまだ間に合わない、礼拝出席20人以下の教会の方がたくさんある事を改めて知りました。これからは「日本伝道の推進を祈る日」を続けていくためには、そうした教区の、あるいは教会・伝道所の報告と理解と協力を欠かすことはできません。そのためには、一巡目を終わるまでに各教区、教会・伝道所の意見、要望を伺って、再検討が必要だと思っています。

こうした事について宣教方策会議で意見を伺うことができれば、ありがたいと思っています。何卒具体的な提案を期待しています。

5. 今後に向けて

(1) 「全国伝道推進献金」運用について

全国の伝道推進献金については、献金をお願いするため郵便口座を設け『信徒の友』に掲載しています。献金しやすいように振込取扱票も作成しています。それには、1教会・伝道所指定、2教区指定、3教団伝道推進のため、4信徒運動のため、という4つの指定献金の枠があります。1と2、つまり教会・伝道所指定と教区指定が1つで1000円、3と4とそれぞれ各1000円で、計3000円の献金を目標に各教会が祈りつつ献げてくださることを期待しています。1月末では全体で100万円献げられています。2020年3月末までにそれらを集計し、1、2（各教区、教会・伝道所の指定献金）については、教区を通して教会・伝道所また教区指定としてお送りします。3と4（伝道推進と信徒運動のため）については、それから上記の1、2、3、4の指定のない献金は今のところプールして、2020年4月以降に改めて活用検討します。その際、教会・伝道所の要望に応じまして、伝道推進室が担ってきた講師の派遣や、伝道のためのパンフレットなどの費用を、また可能であれば教会のホームページやSNS

の作成の補助を検討しています。ただし、それほど額の今集まっていないというのが現状です。

献金の管理は伝道推進室と教団の担当職員が担っています。この運動のために制作したポスターなどの費用、『信徒の友』掲載費用などは、伝道推進室の予算より支出しています。また、直接教会・伝道所の口座に献げられた献金については、これから教区を通して、献金額や用途について報告をお願いする予定でいます。それらの報告を共有して、教団のネットワークに繋がる教会・伝道所が一層、共に祈り、共に伝え、共に献げることができればと願っています。

* (2) は後に記載

(3) パウロによるエルサレム教会への献金運動

コリントの信徒への手紙二の9章には、パウロによるエルサレム教会の献金運動が伝えられています。

献金が神のわざ、あるいは、祝福とされて、マケドニアの諸教会が、「彼らは苦しみによる激しい試練を受けていたのに、その満ち満ちた喜びと極度の貧しさがあふれ出て、人に惜しまず施す豊かさだったということです。わたしは証しますが、彼らは力に応じて、また力以上に、自分から進んで」（Ⅱコリント8・2,3）献金したとことが伝えられています。

一大商業都市コリントにあった教会も「進んで実行しようと思ったとおりに、自分が持っているものでやり遂げる」（同8・11）ようにとパウロは勧めました。献金運動の背後には祈りがありました。「主は豊かであったのに、あなたがたのために貧しくなられた。それは、主の貧しさによって、あなたがたが豊かになるためだったのです」（同8・9）という主の恵みに対する感謝があり応答がある。様々な問題を抱え分裂していたコリント教会が主の恵みによって1つとなり、マケドニアの諸教会の1つの例として、ユダヤ人教会であるエルサレム教会の1つとなって、主にある信頼関係を築いている。地の果てまで主の福音を伝え、恵みを分かち合うためにパウロは献金運動を進めました。

私どもも「日本伝道の推進を祈る日」と「全国伝道推進献金」により、教会・伝道所、教区・教団が主にある信頼関係を引き継いでいる。主のもとに1つとしていただけるように、励み、全教会・伝道所のネットワークを広げ、強めたいと思います。

信仰告白を告白し、教憲教規に基づいて、地の果て

まで伝道推進ができるよう、主に委ね、自らを献げ、主の栄光のために、私たちを用いていただきたいと願っています。この活動を通して、神に仕え、主にある兄弟姉妹がますます豊かに与えられるようにと願い、聖霊の導きを祈ります。

(4) 災害救援のために教団が一致して対応、同じように伝道のために一致して取り組む教団

1. 祈祷運動—共に祈ろう— 2. 信徒運動—共に伝えよう— 3. 献金運動—共に献げよう—

この運動をスタートさせるきっかけは、先にも触れた通り、教勢低下と財政逼迫により、2030年には多くの教会が消滅するという共有です。それと共に、1995年の阪神淡路大震災以来、各地で起こる災害に対する支援などを通して、教団は一致して様々な困難を乗り越えてきました。

昨年秋の台風などの災害を受けた、東京教区千葉支区と東支区伊豆諸島の諸教会の被害状況について、『教団新報』や『信徒の友』に掲載されますと、祈りと共に多額の献金が寄せられました。改めて御礼申し上げます。

このような自然災害に対する人道支援と同じく、教会・伝道所が礼拝と伝道の拠点として失われることのないように、伝道支援のために、祈り、献金を献げることができるはずですが、繰り返しになりますが、教団の全教会のネットワークの維持とその強化が、伝道する教団の歩みには欠かすことができません。この歩みを共に進めるために、各地にある教会・伝道所を覚え、祈り、伝え、献げ合う、全信徒と教職の運動となるようにと心から願っています。

(5) 年金局の働き (1964年) と「隠退教師を支える運動」(1978年)

教団には1964年にゼロからスタートした教団年金のための年金局の働きや、北海道の信徒から始まり1978年第20回教団総会で教団として推進することになった「隠退教師を支える運動」があります。年金局の常任理事として、それらの運動に多少関わっています。教師が伝道に専念し、教会の連繫を支え、教団の伝道を進める。それがこれらの働きです。

2018年の「謝恩日献金」は4160万円、「隠退教師を支える運動100円献金」は6600万円。残念なことに2019年度は額が下がっているようですが、いず

れにしても合計1億円を超える額となっています。ただし「謝恩日献金」の教会参加率は全教会の58%に過ぎません。「隠退教師を支える運動100円献金」の参加率はそれよりも低く55%に過ぎません。教会の理解と協力を得て、参加率を上げることがこれらの運動の1つの目標です。

しかし、ここまで来るのにもどれだけの祈りと働きがあったでしょう。特に信徒の厚い信仰の心がここまで進んできたと感じています。年金局はこれから40年後のことを考えています。あるいはそれ以上の先を見つめています。「隠退教師を支える運動」についても、信徒の方々の無償のお働きがあります。教師も励まされて、この働きに協力したいと思います。その他にも様々な教団の活動があります。それらはキリストの福音を伝える働きに収斂します。その働きは私たちと共にあるキリストの恵みです。

(2) 「教団伝道基本方針」展開の再検討

2月初めに開催された第41総会期第6回常議員会では、第42回教団総会に提出する教団機構改定に関わる教規変更議案が素案として提案され、可決されています。これをたたき台として、これから各教区総会、第7回常議員会を経て教団総会議案が作成されます。

この後、教団機構改定検討小委員会の発題があります。大雑把に言えば、現在の教団機構を教務局と伝道局に整理し、教団の働きを進めていくものと理解しています。教団の教務局は教会の負担金で、伝道局の働きは伝道資金も含めて献金で担えるように教団伝道推進基本方針を形態していくことができればと思います。これが今後の課題です。

(6) 「全国伝道推進1億円献金」

全国伝道推進1億円献金や、それぞれの目的に1000円ずつ献金するというのは、いかにも解り難く、まあパウロの言葉を敢えて使うなら、ケチケチ献金していることになるかと思います。それよりも各地に立てられた伝道の拠点である教会・伝道所が、主のもとに1つとなって伝道するために1億円募金を目標にするべきだ、と信徒の方からはっぱをかけられました。

災害救援献金ではそれが可能でした。災害救援金を除き、伝道資金を含めまして、教団の諸献金は年度ごとに9000万円くらいです。教会学校のクリスマス献金も含んでのことです。全国伝道推進1億円献金に一

本化して、伝道は献金で、伝道局はその献金を生かして教団の伝道推進の働きを強化し、教会・伝道所、さらにはキリスト教主義学校や教団関係団体と共に進めることができるように、主がこの志を祝し実現してくださるようにと祈っています。



<発題1-②> *資料 84~103 ページ参照
教団機構改定検討小委員会 久世そらち委員長
 はじめに

本日のメインイベントです。サンドバッグのつもりで始めます。

教団機構改定検討小委員会委員長の久世です。1年強にわたって、これまで前委員長、佐々木委員長の働きによってまとめられてきた「骨子」をもとにして、新しい担当の委員の方々と課題を引き継いでまとめる作業に携わっています。今度の春の教区総会にある程度の素案を提出して、皆さんの意見を頂き、そして秋に行われる教団総会に向けて、常議員会に、そこに至る段取りをつけようとしている段階です。

そういう意味では、完成形態の提案ではありません。現在のところ、皆さんの色んなご意見を頂きたい。そういう事で、皆さんに説明をさせていただきたいと思えます。

資料説明

お手元の資料について、少しコメントをします。発題1の資料をご覧いただきたいのですが、8 ページ以

降が資料ですが、8 ページから 11 ページにわたっての「協議の概要」は、機構改定検討小委員会が、本委員のもととなる伝道対策検討委員会（2019 年 12 月 6 日開催）に説明をするにあたって、小委員会でどんな内容の討議があったかということの説明しやすいうようにまとめたメモです。

そのメモを、先日の 2 月 3 日～4 日に行われました第 6 回常議員会にも説明資料として提出しました。それをコピーして見ていただいています。12 ページから 13 ページも性格としては同じようなものです。「協議の概要（2）」とありますが、これも常議員会での説明のために作成したメモです。正式な記録というのは議事録として保存されるべきものですが、議事録に多岐にわたって書かれている様々な意見交換を項目ごとにわかりやすくまとめものが 8 ページから 13 ページの資料です。

いちいち読み上げることはしませんが、ご覧いただければ委員会でどんな検討がなされたかということは大体分かると思います。

14 ページから 21 ページにかけて、これが先日の常議員会で決議されました「教団機構改定に関する件」という議案です。21 ページにその提案理由が書いてありますが、要はこのように機構改定に関する教規の変更を提案する準備をしたいということです。教規の変更を各教区総会、あるいは今日、明日の協議会で検討いただき、それを今度 7 月に行われる常議員会にフィードバックをし、その意見、議論に基づいて 7 月の常議員会で正式に秋の教団総会に提案する機構改定に関する議案を整えていく、そのための資料と考えていただければと思います。

22 ページから 27 ページまで、色々な資料がありますが、これは小委員会で検討に関わる基礎的な資料であったものを、そのまま常議員会等にも報告したものです。あとでこれについては説明をします。

1. 全体像として

1) 本委員会の職務について

それでは最初の方に戻りますが、小委員会で基本的な機構改定に関わる検討の方向性、方針を最初に検討しました。教団の機構改定については、第 40 回教団総会で、このままでは教団は財政的にもたないという、かなり衝撃的な報告がなされて、それからどうするか

ということで、改めて検討がなされました。

この小委員会が出すべきことは、教団の大きな方向性です。これまでの報告の中で各教区から教団の大きなビジョンといったようなことが要求され、期待がありましたが、小委員会としてなしうるのは、非常に実務的な範囲であろうと思います。実務的に機構をどうするか、そこに限定をして、教団の方向性については、むしろ常議員会、さらには教団総会で活発に議論していくべきものであろうということです。

それから、その方向性としてこれまでの骨子として前総会期にまとめられたもの、あるいはそれ以前にも様々な形で検討されてきた教団の機構改革についての色々な提言を十分に踏まえたものにしていきたい。さらには、50年前の教団の機構改正の際に議論されてきた大きな方向性、そういったものを踏まえた上での検討を進めていこうということです。

そのことは昨年の教区総会に教団議長名で出されました検討資料の中にも、機構改定においては、現在の教団機構が定められた際に立ち上げられた「教団は教区に仕え、教区は教会に仕える」という方針は踏襲し、それを今日にあって再構成する。そういう大きな方向性を確認して作業にあたってきました。

そういうことですので、先程岸俊彦先生のお話にもありましたように、「機構の改正ではなくて改定である」ということです。そういう限定的な作業にとどまるということを初めから承知し、理解のもとに作業に携わってきました。

2) 機構改定の必要性

ただし、もう少し踏み込んで教団のこれからのあり方についてももちろん全く触れないということではありません。お手元の資料、8ページの協議の内容の最初の項目「1.全体像として」というところに、いくつか小委員会で検討したことが書いてあります。「2) 機構改定の必要性」とありますが、そこに「この課題への対策の方向性は、単に教団の財政の問題として検討されるのではなく、全教団的に伝道に集中する体制をどう構築していくか」ということが書き連ねられています。もう少し具体的に言うと、次のように「この課題への検討の上で受け止めなければならないのは、教団の各教会が地域に建てられた伝道の拠点であり、この伝道のネットワークが日本伝道において重要な

役割を担っている。ネットワークを支えていく責務が教団にある」ということです。これまで報告の中で出てきたように、教団の千数百という教会伝道のためのネットワーク、これを維持していく。効率の悪いところは切り捨てていくとか、そういう方向性ではなくて、ネットワークの維持ということを大きな責務とするということです。

さらに、でき得ればこの機構改定の必要性の一番最後の項目ですが、「機構改定は財政面などの課題から基本的には削減の方向性に向かうが、単に縮小均衡を目指すのではなく、外部の働きと連携していくなど、新しい可能性を探っていくことでもある」。ただ縮小するというだけでなく、少し俗な言い方ですが、ピンチをチャンスに、少し新しい展開に持っていけないかということを行っています。

2. 教団総会・常議員会について

具体的な改定の内容に移ります。具体的に検討していくべき機構改定の課題ですが、本当は連関するのですが、大きく分けて教団総会の人数の削減と常議員会の削減ということと、教団の委員会・事務局組織の削減ということと、2つの局面があると思います。

1) 教団総会議員数について

①議員数について

総会議員の削減については、非常にわかりやすいと言えばわかりやすいのですが、現在信徒教職全部で400名という規模での教団総会をほぼ半減するという提案です。数字をどうするかということについては、協議の概要にも、色々と小委員会で検討したことが書いてありますので、それはお読みいただければと思いますが、結果的に申し上げますと、これを「信徒100名、教職100名という200名規模とする。プラス推薦議員を16名以内に削減をする」提案になっています。

具体的に教規の変更の提案を見ていただきますと、資料の14ページに現行教規と変更案が併記で並べて書いてあります。教規の第1条に教団総会議員数を規定していますが、現行では各教区総会から選出されるべき議員が教師・信徒それぞれ185名ずつとなっているのを100名ずつとする。そしてまた推薦議員を30名となっているのを、16名を超えないこととする。そういう議員数になっています。

②教区選出議員の配分について

第2条で、各教区の選出すべき人数についての計算方法を規定していますが、現行教規では、各教区に教師信徒各3名を取り、残余を云々という計算方法が書いてありますが、これを教師信徒各2名に改定するという提案です。

具体的にこれがどういうふうになるかということですが、26ページ、27ページをご覧ください。26ページは、改定した方法に基づいて各教区から選出されるべき議員数を計算したものです。26ページの横長の表ですが、結果的に右から3列目の「合計」が、今度の秋の総会を仮にこの方法で計算したらどういう人数になるかというデータです。北海教区8、奥羽教区8、東北教区10という数値になっていきます。その右隣の「42総会」というのが、実際にこの秋に行われる総会での現行教規に基づく数値ですが、少し間違いがあります。42総会、その下のページ、27ページにあるのが正式に決定した42総会の数値です。26ページにある42総会というのは、算出の過程で正式決定の前日に作ったものですので、ちょっとずれています。例えば、北海教区で見ると、42総会26ページの表で14とありますが正式には16となっています。

このように半減するという提案ですが、このことが経済的にどういう効果を生むのかということの質問あるいは検討がなされています。22ページ、23ページに「教団総会議員数の変更に伴う経費の見直しについて」という資料があります。これは40総会の数字です。検討の時点で、まだ41総会の決算が出ていなかったものですから、その1つ前の総会のデータを使っていますが、総会前の常議員会からホテルメトロポリタンで行った総会までの費用が、22ページの下から少し上のところに合計2765万9133円とあります。ただし、これはホテルの定価でありまして、そこから1000万の値引きが入って実際には1769万円です。それが支払ったお金になります。

これに対して議員数を半減すると、会場としてホテルではなくて教会が使えるであろうと、都内の某教会を具体的にお尋ねしましてシミュレーションをしました。ただ、某教会に正式に申し出ておりませんので、具体的な名前を挙げることは差し控えなければなりません。事務局の方で計算していただきまして、23ページの真ん中から少し下「経費について大まかな目

途」とあります。約3080万円、その下の教団負担は2240万円、これが40総会で会場費だけでなく、他の経費なんかも含めた総会の費用になりますが、それがもし教会を使った場合には1060万円、そのうち教団負担は680万円というシミュレーションの結果が出ています。

なお、細かいことを言えば、教団総会議員を減らせば、例えば報告書の印刷なんかも減るとか、色んなことが出てくるかと思いますが、財政的な効果はこういったところでは。

教団総会議員数の半減は、経済的な効果が見込めるだけではないと小委員会で何度も繰り返し確認してきたところです。やはり教団総会の会議を教会の会場で行うことは、非常に大きいものがあるということは、小委員会においても繰り返し出てきています。あるいは先程、大阪教区の報告で、東京でなくてもできるのではないかと、そういうご意見もありました。そういったこともまた可能となるサイズになるのではないかと思います。

2) 常議員会について

総会の人数を半減をするということ、それに伴って常議員会、常任常議員会、様々な委員会の数も減らしてはどうだろうかというのが小委員会からの提案になっています。

3. 事務局・委員会の改変について

1) 全体的な姿として

①検討の方向性として

もう1つ大きな側面である事務局および各委員会の改変についてです。これも、どういう方向に持っていかということですが、概要のポイントだけ説明いたします。資料の10ページをご覧ください。事務局および委員会の委員について全体的な姿として、①検討の方向性として、2つめの項目ですが「教団の財政において人件費が大きな位置を占めるが、現在の働きを維持しようとするれば、これ以上の人員の削減は難しい。教団全体の働きを見直し整備する以外に、教団における財政の大幅な削減の道はないことを確認した」。

これはすでに前総会期の「骨子」の中でも指摘されていることですが、結局教団の財政を根本的に考えようとするならば人件費を削減せざるを得ない。教団の人件費を削減するには、もちろん各委員会が、総会の

議員数ということも影響ありますが、根本的には職員のダウンサイジング、それがどうしても不可欠です。そのためには、教団の仕事を減らさないと人は減らないということになります。教団として担う仕事をいかに減らすか。それによってももちろん、すぐさま人員削減というわけにはいきませんが、仕事を減らす。そのことによって人件費の自然減、退職に伴い人数を減らしていくということ、中長期の時間をかけて達成していく。そういう方向性を取らざるを得ないだろうという判断です。

それに伴ってもう1つですが、教団の今の働きというのは教団の職員、それから幹事が大きな役割を担っています。そして各委員です。こういった色んな立場の方々に関わってくださっているのですが、幹事、職員、委員の働きの分担が、実は現行の教規ではかなり幹事に大きな負担があるとか、幹事が大きなことを担う、そういう規定になっています。しかし、実際の運用、現在の運営が、幹事だけでなく各委員、それから職員ももちろんですが、委員がかなりのことを担うようになってきている。そういった現状に合わせて教規の方も揃えていく。そういうことも必要ではないだろうか。そのことによって幹事の負担を減らし、それがひいては教団の仕事を減らしていくことに繋がる。そのように、教団として担う仕事をどう減らしていくかということが大きな課題です。

②教務局・伝道局を設置することについて

組織の面で言うと、「骨子」のところから引き継いでいることですが、これを大きな2局に整理し、集約をしていくことです。「骨子」の段階では、総務局という名称を使っておりましたが、色々検討した結果、むしろ教務局という名称の方が実態に相応しいのではないかとということで、今現在小委員会から「教務局」と「伝道局」という2局体制を提案するに至っています。

これは教規でどういう組織になるか表現していくと、この14ページ以下が教規の改正案(変更案)になりますが、非常にイメージしづらいと思いますので、24ページの機構図案で説明します。これは小委員会での検討にあたって作成をした機構図で、あくまでも便宜上のもので、オーソライズされて独り歩きしていくようなものではありません。教団のすべての組織を網羅しているわけでもありませんし、これからどうい

うふうな方向を持って改正していくかという、たたき台に当たる便宜上のものご理解いただきたいと思います。

真ん中に総幹事のもとに「教務局」、そして左側に出ています「伝道局」、大きな2つのブロックがあります。

2) 総務局について

①教務局設置について

教務局の中にいくつかの枠、これは総幹事が直接管掌する部局ということになります。その元に総務部、対外部、財務部、教師部という働きを分けて職員、幹事を配置し、それぞれに関わる委員会を送り込んでいくという組織です。

②総務部の働きについて

総務部というのは特に総務委員会というものはないので、実務を担うものとして、広報委員会、教団新報などの編集に当たるものを置きます。

対外部は後で説明しますが、世界宣教と国内の他教派との窓口になるような部門として想定したものです。対外委員会と幹事とあって、そこに職員を含めて対外部を作ります。

財務部は、そこに財務委員会等が組み込まれる事となりますが、これは今の予算決算委員会を財務委員会に変えたのではなくて、単に予算・決算を検討するだけでなく財務全体についても委員会が関わっていく、そういう意味合いを持って財務委員会としてはどうだろうかという提案です。

それから教師部に教師委員会、そこに關わる部門として牧会者とその家族のための相談室があるという形です。

3) 伝道局について

①伝道局設置について

それと伝道局です。これも様々な議論がなされてきたところ、伝道局委員会というものが伝道局の実質的な組織になるかと思いますが、伝道局委員会を組織し、今の宣教委員会、さらに、宣教委員会下の専門委員会の働きをまずは受け止めていくという形ですが、25ページに、これは機構図に伴うメモですが、伝道局の説明があります。

「伝道局委員会は数名～十数名を想定。総幹事を職務上の委員に加えるかどうか。そのほかに、陪席者お

よび担当幹事が陪席)、「伝道局委員会の内部で担当を割り当てることができるものとする」、「伝道局委員会のもとに臨時に実行委員会を設立できるものとする。設置のルール化が必要」、「伝道局委員会から、特定の働きについて、個人また団体に委嘱することができるものとする」。

②伝道局の働きについて

分かったような分からないような文言ですが、伝道局が担うべき、つまりは今宣教委員会あるいは各専門委員会が担っている働き、これを全部、伝道局委員会が引き受けるものではありません。伝道局委員会の中で、ある働きについては委員の担当者が、複数の担当者でもいいのですが担っていく。それからテンポラリーな課題については実行委員会を組織することができるようにする。ただし、そういう実行委員会がずるずると常設の委員会になっていくことがないようにルールはきちんと抑えるということです。

それから、伝道局の働きの一部については、具体的なことは申し上げられないのですが、例えば青年活動についてプラットフォームをネット上に作る、その管理運営については例えば既存のSCF(学生キリスト教友愛会)という組織に伝道局から委嘱をするような、そういう働きができるのではないかと。あるいは、今宣教委員会や常設専門委員会で開催している全国会議、教区青年担当者会とか、青年フォーラムとか、色々そういった働きについてはその実行委員会とか、あるいは各教区、主教区に委嘱をしていくとか、そういった多様な働き方ができるのではないかと。そうやって働きを分担し、あるいは逆の言い方をすれば拡げていく。その中に、今後の教団の色々な働きの新しい展開といったものが得られるのではないかと思います。

その伝道局と一緒に働いて担っていく相手としては、各教区とか、このあとも発言がありますが、全国教会婦人会連合のような自主活動団体、それから有志の教団の内外の活動団体とか、あるいは教団外の他教派の方たち、そういったこととも連携をし、協力をして色々な働きを担っていくことができるのではないかと。イメージとしては例えば、災害の支援のために岡山では超教派で色々な働きがなされている。あるいは各地域ごとの連携で諸教区の会議というのは、すでに北日本とか西日本とか、そういうところで行われ

ています。それを教団の財産として位置づけていく。そんなことも伝道局の働きではないかと、そこまで考えています。そういった大まかな働きです。

4) 審査機関について

もう1つ、信仰職制委員会と教師検定委員会は、これは審査委員会としての性格がありました。これは教務局、伝道局のどちらにも属さずに、形の上では教団総会に直属する位置づけにしていくという特徴があります。

最後に

以上のところをポイントとして検討してきました。こういった方向性を小委員会で検討しているのですが、本委員会の伝道対策検討委員会とか常議員会では、伝道局の働きをもう少し具体化していくような伝道局規定の素案といったものが必要であるとか、色々な指摘を頂いています。当然のことであろうと思います。

また各教区総会においても、色々な指摘が出されてくることと思います。そんなことを頂いた上で、秋の教団総会に向けて、どういう最終的な議案を整えていくか、それが7月の常議員会の課題であると思います。果たしてどうなるのかというところが大きなネックなのですが、できるだけ力を注いで準備をしていきたいと思いますので、今日も濃厚な議論を是非していただければと思います。



<発題1-③>

* 資料 104 ページ参照

全国教会婦人会連合 守安久美子常任委員

東京教区千葉支区船橋教会の教会員の守安です。本日は自主活動団体教会婦人会連合での中央委員の立場として、婦人会連合の活動を通して、主題の「伝道推進と機構改正をめぐって～日本基督教団のこれから～」についてお話をさせていただきます。

まずは自主活動団体全国教会婦人会連合の成り立ちと活動を簡単にお話します。こちらの方にガイドブックと活動を載せた広報誌を受付で配布させていただきました。50周年の記録等々がたくさん載っていますので、詳しくは後程御覧になってください。

全国教会婦人会連合の誕生

1941年宗教団体系法により、合同教会「日本基督教団」が成立し、婦人事業局が設けられました。1946年法改正により婦人部、その後、婦人伝道委員会、婦人伝道専門委員会となりましたが、1966年第14回教団総会で、教団の体質改善の具体策として重要な決議が可決された中に、常設委員会の退廃が問題となり、婦人伝道専門委員会についても存続が議論されました。婦人伝道専門委員会及び全国教区婦人委員会では、この間

題に真摯に取り組みまして、婦人たちの全国的な連帯は委員の宣教にとって大切であると主張し、教団の宣教に関わる教会婦人の組織として自主活動団体、全国教会婦人会連合を整備しました。多くの議論の末、機構改正案がまとめられました。

このような状況の中、1967年5月には青山学院を会場に3千名を超える婦人たちが参加して、初めての全国集会が行われました。主題は「ここにわたしがおります、わたしをつかわせてください～日本伝道と婦人」。日本全国の教会婦人、当時婦人の奉仕の場はそれぞれの教会でした。全国的な教会で、機会の与えられている教会婦人は少ない時代であり、社会においても男性優位で女性の意見が中々通らない時代でした。当時の主題講演は吉田満穂牧師、司会者は教団に責任を負う男性教職でしたが、集会の運営や積極的な発言は婦人たちによってなされ、全国集会は教会婦人の連帯の力になることを実証し、婦人伝道専門委員会を自主活動団体とする発想を見出すきっかけとなりました。

先達たちは教会婦人の信仰的自立を願いながら、将来の教会婦人の宣教に資する姿勢と全国の教会婦人の連帯を目指しました。1968年10月、第15回教団総会において、教団内、自主活動団体全国教会婦人会連合が発足しました。『教団新報』3545号は「自主活動団体は教区・教団機構の外にあるのではなく、内側にあり、宣教委員会にオブザーバーを送るのである」と記しています。

ここからも自主活動団体は教団教務機構内に置いて、宣教委員会と密接に結びつきながら自主性を尊重され、よりよい発展を望まれる組織として理解されていたことが分かります。

しかし自主活動団体の発足に異議を唱えられた教師や、教団の婦人組織として宣教委員会を側面から助ける組織であることが教会や教区に浸透しないまま、任意団体と取り違えられ、正規の組織として認められない悲しい現状もありました。そのため全国教会婦人会連合では、教団の位置づけを確認するため、改めて教団信仰職制委員会に諮問書を提出し、2003年9月17日に「全国教会婦人会連合は教団外の組織ではなく、教団内組織である」との答申を得ました。全国教会婦人会連合は教団の宣教委員会と密接な関係を持って、教団の宣教活動に自主的に責任を負う教会婦人たち

の自主活動団体です。自主性と伝道力に特徴があると言えます。

組織と運営

組織と運営は中央委員会を最高決議機関として1期2年、年2回6月と1月に中央委員会を開催し、活動の方向性、内容を決めています。メンバーは全国17教区の内組織の代表者1名と中央委員会が推薦する8名で構成され、この25名の委員の中から7名の常任委員を選出し、選挙において中央委員長を決定します。現在3教区から代表を送っていただけではありません。

活動

1期2年ごとに主題と活動方針を決めます。各教区、地方委員会で検討された案を、時間をかけ、丁寧に議論をして決定します。

この主題は全国の教会婦人の連帯を明確にし、各教区はこれを踏まえてそれぞれの活動を行います。全国共通の主題や活動方針は共に教団の教会に仕える全国の教会婦人の連帯のしるしとなっています。それぞれの教区にて開催されます、婦人の修養会や研修会にも、時には教区を越えて参加し、学びあい、支えあっています。

また経済的に厳しい教区の集会の講師の交通費を援助する制度があります。これも連帯の証となっております。全体の活動を支えるのはあくまでも自主的な献金です。信仰的、責任的なところのものであり自主活動団体の精神に立っています。中央委員会で予算案が審議され、各教区の自由な決定により捧げられた自主献金で全国教会婦人会連合の活動を支えています。

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災の折には、第14期の中央委員会で「兵庫教区のための全国的な支援」が祈られ、兵庫教区への自主献金が行われ、全教区によってお支えしました。真なる連帯の証と言えます。

また「婦人献身者ホームにじのいえ」の設立は全国の教会婦人たちの奉仕、献身、献金の賜物でした。1期に1度は「にじのいえ」にて中央委員会を開催し、入居されておられる隠退教職や、牧師夫人の方々と寝食を共にし、礼拝を重ね、交わりを深めたことも、連帯の力となりました。「信愛荘」と合併し「にじのいえ信愛荘」として新たな歩みを始められましたが、伝道と教会に仕えて来られた隠退教職とお連れ合いの方々

に、平安と祈りの日々を過ごして頂くための奉仕であることを忘れることなく、祈りと献金、協力金を持って終わりになき奉仕を続けていきたいと願っております。

2011年3月11日、東日本大震災と原発事故という未曾有のできごとが起こりました。その直後から被災教区と教会支援のための義捐金を募り、2012年6月より約8年11か月で1000万円近くの献金が捧げられました。被災教区の中央委員を通して寄せられた課題を受け止め、会堂、牧師館の再建のために、また原発事故による課題に取り組んでおられる団体、特に女性と子どものための働きを覚えて、中央委員会を基に送り先を決め、支援を続けて参りました。

また東日本大震災支援特設委員会を設け、被災教区からの声を受け止め、訪問し、中央委員会で協議し、会堂再建のための献金だけでなく、新しい会堂のスリッパ、会堂の椅子に敷く座布団、幼稚園や保育園で使われるおもちゃやベビーカー、「東北教区エマオ」のボランティアの方々が使った布団の替えなど、婦人ならではの目線からの支援をすることができました。

発生から8年余りが過ぎ、教団での救援募金は終了しましたが「東北教区放射能問題対策室いずみ」「いわき食品放射能計測所のり」などの活動はまだ続けられています。決して風化させず、支援を継続させていくことが、連帯の証となると考え、募金を続けています。

また、熊本・大分地震の被災支援として、九州教区や熊本地区の教会に献金をお送りすることができました。半年ごとの中央委員会での連帯を覚えて捧げられた献金です。そうした思いや願いは続いています。台風や地震など自然災害被災に備えた災害被災募金も始めたことに表れています。

昨年6月には幕張メッセ国際会議場にて**50周年全国集会**が開催されました。これまで参加の少なかった有職の方や子育て世代と共に御言葉に授かりたいと金曜日から土曜日にかけての集会でした。若い世代に向けたプログラムを企画し、900名を超す様々な年代の方々と共に、50年の歴史を振り返りつつ、神様に感謝を捧げた集会でたくさんの恵みがありましたが、これからの課題も示されました。設立から50年を経て、社会や教会の変化、高齢化や有職婦人の増加、次

世代の人が少ない、委員のなり手がいないなど、まさに教会の課題であり、多くの教区で深刻な問題となっています。

現在、様々な理由で活動休止をした教会、教区、地区があります。教区によっては代表を送れないところもあります。沖縄教区は2018年度から教区の活動を休止しましたが、沖縄教区の現状をより深く理解するために常任委員と主事が沖縄を訪問しました。志真志伝道所で6教会から出席された婦人たちの、首里教会、高原教会、読谷教会の訪問を通して、婦人たちを取り巻く現状やご意見、課題を伺うことができました。教区と婦人会連合の関係はそれぞれの教区によって異なります。教区の方向性を尊重しつつ、全国の連帯をどう表していくことができるか、教会、地区、教区を覚えて祈り続けること、何らかのかたちに関わり続けていくと共に、これからも引き続き、全教区の代表による中央委員会が開かれるよう祈っています。

なぜ婦人組織なのか、自主活動団体なのかと言われることがあります。私たちはキリストの前に男性も女性もない世界を目指している過程にあります。日本の現状を見ると、社会、教会においても男性がリーダーシップをとっており、女性が力を発揮できていない状況にあります。婦人グループの中で、また婦人組織の中で、女性の特質や感性がより豊かに用いられます。男女の協力は当然ですが、正しい意味の協力が生まれるために、現段階でも婦人の組織が必要と考えています。

主題について

自主的に宣教の進展に寄与することを使命とする婦人会連合が目指して来たのは「御言葉による主体の確立こそ宣教を担う道」です。発足した当初から一貫して聖書に聞くことを基盤にしてきました。また、つながること、連帯を大切に歩んできました。共に学び祈り合い、個教会、全体教会に仕えていく中で育てられ用いられてきました。教団伝道推進基本方針の「共に祈ろう、共に伝えよう、共に捧げよう」は、まさに婦人会連合が歩んできた道です。指定された役割や活動費でなく、それぞれが捧げ、これまで活動してきました。

これまでに教団の伝道方針に密接して活動を行うために、宣教委員会に陪席し、その活動内容について

報告しましたように、教団内において宣教の一端を担う思いは変わりありません。婦人会連合に課せられた課題に対して責任を果たすためにも、何らかの委員会につながり、全体教会に仕え続けたいと思います。

最大の問題であります財政問題につきましても、経済的に独立している自主活動団体として、教団の宣教に資する活動に50年間神様が導いてくださいました。私たちは聖書の学びにより、御言葉により、礼拝により、これまで導かれてきました。御言葉を取り次がれるそれぞれの教会の先生方が十分に宣教の業に励まれますよう、ご苦勞の多い小規模の教会を覚え、祈りを捧げていきたいと思います。組織が精査されます機構改定におきましても、全国的な教会婦人の連帯を持つ豊かさと主の教会に仕える連帯の喜びを感じつつ、どのような場においても導いてくださる主に従って活動を続けていきたいと思っています。

【発題 1 質疑】

豊川昭夫

久世先生に質問です。豊川と申します。今日私は在日韓国朝鮮人連帯特設委員会から派遣されて来たのですが、先週委員会がありました。その時話題になったのは、24 ページの機構図の中に当委員会が入っていない。その時に、今の常議員会の下にあるからではないかとか、もしかしたら在日大韓基督教会は宣教協約からなったので対外部の方に移るのではないかとか、いや特設委員会だから閉めて終わるのではないかとか、色んな話が出ました。新しい組織図の中でどのような考え方をされているのかと思ひまして、質問です。

久世そらち（教団機構改定検討小委員会委員長）

個別の委員会の働き、それがどこに引き継がれるかということについては、そこまで綿密な検討を小委員会ではしていません。ですから、かなり限定的な答えになります。可能性としては今言われましたように、対外部さらには伝道局の働きの中に個々の担っている具体的な働きによって振り分けられると考えて頂ければいいのではないかと思います。

組織対組織、例えば在日大韓基督教会との折衝については対外部、具体的な活動を担うことについては宣教伝道局の中で引き受けていくというように、その働きによって、どこが引き受けていくかということが、どこの委員会についても検討していかなければならないと思います。

それはかなり膨大な作業になるかなと思ひますので、そこまで検討が追いついていないのが実態です。さっき言おうとして忘れたのですが、今対外部ということ提案していますが、これについては各方面から名前が良くない、世界宣教という言葉を是非残して欲しいという意見が巻き起こっていますので、常議員会の方でも検討していただけたらと思います。

松井睦

東京教区、聖徒教会の松井です。教団機構改定検討小委員会委員長の久世先生にお伺いしたいのですが、この小委員会の久世先生の働きに関しては、非常に敬

意を表すると同時に感謝しています。2月の常議員会におきまして、伝道局の伝道局規定ができていない段階において、1常議員から質問が出ました。5月の教区総会において伝道局規定ができていない段階で、自分としてはそれに対して説明ができない。そういう不備があるのではないかと指摘がありましたが、もうすぐ3月、小委員会では伝道局規定の素案のようなもの、あるいはそれに近いものを策定なさる、あるいはできる予定はおありでしょうか？

久世そらち

はい、今ご質問にありました伝道局規定ですが、少し説明をします。資料の16ページをご覧ください。ここに伝道局に関して教規第41条4をもって大雑把な規定が変更案として出ていますが、教規に書き込んであるのは本当に基本的なものですので、42条として伝道局の取り扱い事項及び運営に関する規定は別に定めるとあります。別に定めることに基づいて教規の基にある規則としての伝道局規定を作ることができるようになっていきます。

実際の伝道局の働きとか組織については、むしろ伝道局規定の方で詳しく定められていくことになるのですが、それがないと教規第41条だけでは伝道局というのは良くわからないというのが、ご指摘になった常議員会での発言でした。それは全くその通りで、小委員会としては先程説明しましたように機構図に付属している面も、あるいは検討の概要の中で示しているように、色んな意見を交換し、大体小委員会としてはこういうイメージというのは持っていますが、それを皆さんに分かる形で伝えなければなりません。そのために伝道局規定の少なくとも素案あるいは概要のようなものが必要であろうと話しています。

3月9日に小委員会を開催することになっています。委員が一生懸命に伝道局規定、本当は教務局規定もそうですが、できる限り皆さんにイメージしていただけるようなレベルのものを準備する、そこが9日に行われる小委員会の主な課題となっています。

その結果、1条2条3条といった条文まで出るかどうかは自信がないのですが、少なくとも教区総会である程度、皆さんに検討いただけるような規定の内容はまとめたい、と感じています。

松井睦

先生どうもありがとうございました。少し安心いたしました。手続きとか手順として、小委員会の方である程度まとめられた素案のような伝道局規定ができあがりますと、臨時の常任常議員会を開催して、そこである程度の理解、承認、了解のようなものが取られれば、5月の各教区総会において堂々と出せるのではないかという思いが根底です。いかがでしょうか？

久世そらち

私どもの小委員会は何度も申し上げているように、伝道対策検討委員会のもとにある作業委員会という位置づけです。ですから、伝道対策検討委員会が3月27日開催予定ですので、そこに小委員会の検討結果を報告し、伝道対策検討委員会で認めて頂くという手続きになります。それを常議員会でどう扱うかといったことについては、これは石橋議長と相談して、どういうふうに共有していくか、それは三役レベルの決心ということになります。

古谷正仁

久世先生に伺いたいと思います、蒔田教会の古谷です。先生もよくご存知だと思いますが、現行の教憲教規の規定に従って各教区においてそれぞれの委員会ができ、具体的に教会と結びつきながら地域の宣教を担ってきたという歴史があります。それは、教団の教憲教規にある面対応するという形で示された課題を、それぞれの教区の現場がどのように判断するかということに基づいて委員会ができて、活動を積み重ねてきました。

今回の機構改定の必要性はそれなりに理解することができましたが、ある意味では豊かなネットワークが全国のレベルの中で形成されています。それを教団がいわば総合化するみたいな形になるのか？ 今までそれぞれの委員会で汲み上げてくださって、教団と教区とお互いに仕え合いながら活動を積み重ねてきたと思うのですが、これからそれがどうなっていくのかということが全く見えてこないと思うのです。イメージが湧かない。

さっきのご発言ではないけれど、バツサリ切られる

のではないかという思いさえ出てしまうわけで、本当に教区が教区レベルで持っている地域への豊かなネットワークを、伝道のネットワークを生かしていくとお考えになるのであれば、それをどう生かしていくかという基本線みたいなものが、今全く見えてこないような状況の中で、5月、6月の教区総会でこれが出てきても、混乱するのではないかという思いです。

「教団総会どうする？」、よくわからないまま形になっていくのではないかと思うので、質問というよりも要望なのですが、そういうネットワークをどう生かすかということで、私たちのイメージが湧くようなものを是非これから詰めていっていただきたいと思います。

久世そらち

ありがとうございます。私も共感する指摘だと思います。何度も申し上げていますように、小委員会として機構改定をしていく上の課題は、端的に言うと教規で表現できるような骨格、形だけです。それが実際にどういう働きを教団としてしていくのか、それはあまり規則に書き込むことではない、書き込めない。規則というよりも本当にそれがどう生かされていくか、血となり肉となり息づいたものになっていくか。それは運用です。これからの積み重ねということが、どう教団に形成されていくかということになると思います。

そのことは少しイメージをしながらではありますが、その基本となる骨格をこういうふうに表現して考えてみたということです。

もう少し突っ込んで言いますと、古谷先生が言われる「各伝道のネットワークが生かされていく」、そういう運用がこの機構改定によってどうなされていくかということですが、これは全く、小委員会としての見解ではなくて、私個人のイメージでお話することを許していただければと思いお話しします。

私も北海教区での働きに携わってきました。でも、北海教区のネットワークは、ほとんど先人の努力によって積み重ねてきたけれど、それが教団としてのネットワークに全く繋がっていないというのが実感です。北海教区なら北海教区で一生懸命重ねてきた教会同士の繋がり、それが他の教区にお話をしても中々、実感として伝わっていかない。それは、出会いや交わり

の機会が本当に少ないのだなということを思います。

ただ、近隣の奥羽、東北教区とは、北日本宣教会議という継続的な組織、繋がりの中で、この10数年、20年近く積み重ねて共有し、ネットワークと言えるような働きが形作られていることも実感しています。

できれば、そういった積み重ねを教団がもっと関わって、かつては北日本宣教会議が開催される時には、教団から担当幹事が来て、そのことを教団に持って帰っていたのですが、いつの間にかそういうものがなくなりました。

伝道局の委員が、そういった北日本宣教会議、西日本宣教会議など、既にある教団の中の各地での働きを、もう少し、もう一度教団レベルで意識し、繋げていく。そういった働きができるような、フットワークの軽い、そういう働きを伝道局の働きの中できちんと位置づける。これは各教区、いくつかの教区が勝手にしているというものではなくて、教団の中の大事な体の一部の働きである。そんなことが位置づけられるようなものになっていけばいいなあということを、私はイメージしながら考えています。

岸憲秀（教団宣教委員長）

ありがとうございます、岸です。私、宣教委員長になり、宣教委員長としての務めが色々ありまして、例えばカルト問題連絡会の招集者であったり、あるいは部落解放全国会議に出席をすることになっていたり、在日大韓との宣教協力などでも宣教委員会の担うべき役割があります。宣教委員会は広い意味で宣教の働きとして教団に位置づけられてきました。そういったものを伝道局の中で今後も担っていくかということが、具体的なこととしてあります。

もう1つは、先程対外委員会という言葉でくくられる事柄、世界宣教という言葉が消えていくとすれば、宣教という言葉について考えると、改正された教規の案の中には宣教という言葉は残っているのですが、組織の中で宣教という言葉が抜けていく。伝道局委員会ということに対して、どういうふうな意味合いを持っているかということ、少し慎重に考えた方がいいかなと思います。

かつては教団が、敢えて言いますが、右・左ということがあった頃には、宣教という言葉を用いるグルー

プと、伝道という言葉を用いるグループとに分かれていたようなところが無きにしも非ずで、その辺りが対立関係にあるようなところがありました。今はもうそんなことを言っている段階ではなくなってきていて、「宣教」という言葉の持っている広がり性も伝道の中できちっと位置づけられていかなければ、今後の日本の伝道、証としての宣教ということをどういうふうに教団が担っていくかということは、大きな課題になってくるのではないかと思います。

諸外国から見た時に、この宣教という言葉が、英語にすれば欧米はいいのです。例えば世界宣教だったらエキュメニカルって言葉を使えば、確かに対外的な、NCCとかそういったものとの関わりとか、国内の他教派との関わりでエキュメニカルということになるのだろうけれど、韓国とか台湾の人たちから、宣教という言葉が消えていった時にどういうイメージで見られるのかということだと思います。

少し言い訳でもないのですが、語れるようにしておいた方がいいのかという気はします。その辺りのことを少し議論に、質問というか要望になるかもしれませんが、どこかで加えていただければありがたいということ、少し申し上げておきたいと思います。

西之園路子

西之園です。教規の第44条で、教務局に常設委員会として3つの委員会を置くことあり、こちらでは委員会として並んでいます。機構図の方を見ますと、総務部、対外部、財務部とし、括弧して（委員会＋幹事）となっているのですが、教規には「部」という名称について何も触れられていない。一方で伝道局の方は伝道局委員会と組織図でもなっている。整合性を整えていただけたら、あるいは何か意図的にこういうふうにされているのかということ、少しご説明をいただけたらということ、是非対外委員会という名称は、宣教を視野に入れていただきたいということ、ついでにもう1つ希望を言わせていただけると、これは前の教規でも実はそうでしたが、対外委員会に名前を変えても「宣教協力のために派遣されている」と規定されています。一方で、では皆さんが教会に牧師として派遣される時に、皆さんはそれぞれの教会に宣教協力のために派遣されている牧師なのでしょうか。これ

は宣教のために派遣されている、その派遣先として「海外の教会」ということがあるかもしれません。派遣されている宣教師たちも、その地での宣教のために派遣されていますので「協力」という言葉を除いていただいてもいいのではないかと、これは意見です。

久世そらち

組織図の方にある「部」ということが教規変更案の中には導入されていないというご指摘です。これは説明を抜かしていました。これは意図的といいますか、きちんと説明しなければならないことでした。教務局は総幹事が統括する下で様々な働きを担います。その働きを具体的にするのは各委員であり、あるいは幹事であり、そして職員です。

この委員であり、職員であり、幹事である、それをひっくるめて教務局の中で働きを分けていく時に、「部」という表現を用いています。そして、その部というのは、具体的には「各常議員会において選任された全国からの教職・信徒による委員とプラス幹事・職員でもって部を構成する」。委員については、この教規でもって規定をしています。

ただし、職員、幹事を含めた「部」の構成については、教規で設定するよりも、先程の伝道局規定と同じように、教規変更案第 45 条で教務局規定を設けるとありますが、その中に表現されていくべき事柄であると考えています。

これは現行の事務局規定などと並行している考え方ですので、教規には「部」というのは出てこないけれど、教務局規定の中にそれは表現されてくるとお考えください。

それから宣教協力のためという理解です。これは小委員会の検討事項ではないですが、私自身の理解では、今の宣教師、派遣宣教師は、何も無いところにポンと派遣されて行ってその働きをするのではなくて、カウンターパートとしての現地の教会の存在が前提となっているのが現代の宣教師理解になっていると私は理解しています。

そういう意味では、各地にカウンターパートがいる、そこでの協力ということが宣教師の働き的前提であることが、このように表現されているのではないかと私は理解しています。

齋藤成二

部落解放センターから来ました齋藤です。岸先生に質問させていただきます。

教団伝道推進基本方針展開検討小委員会がご発題いただいたレジュメの中に「教憲・教規に基づき伝道する」という言葉があります。これの具体的なイメージが正直よくわかりません。教憲・教規に基づいてする伝道というのは一体何なのか。あるいは逆に教憲・教規に基づかない伝道というのは何なのか。そんなことを思いながら発題をお聞きしていました。

この間、私、立場上常議員会に陪席させていただいて、例えば今、関東教区から信仰職制委員会に出された諮問とその答申をめぐっては、非常に激しい議論が常議員会の中でも交わされているというのを目の当たりにしまして、この教憲・教規という言葉をなにかスローガンのようにポンと置くのは、中々難しいなと正直思います。教憲・教規という言葉にはそれだけの歴史性があるというか、重みがあるというか、そういうことも思うものですから、教憲・教規に基づいて伝道するということが一体何をイメージしておられるのか、お話しいただければと思います。

岸俊彦（教団伝道推進基本方針展開小委員会委員長）

「教憲・教規に基づいて」ということは、当然のことだと思いますが、具体的には私どもの教会は説教と聖霊を重んじるということです。それは教憲・教規に合った教会観を大事にしながら伝道したいということです。そこを押さえれば色々な伝道が可能ではないか、と理解しています。少し抽象的になりましたが以上です。

加藤幹夫

中部教区の加藤幹夫です。久世先生にご質問というか要望も含めてですが、教規の変更は、多分総論は賛成、各論になると色々な議論が出て来ることが想像されます。変更には教団総会議員の3分の2を取らなければいけません。今月2月に行われた中部教区の常置委員会でも、かなりの時間をこのことに割きました。そして、出版局問題とか年金局問題も含めて議論が出ました。今度、教区総会のとときに夜のセッションを用

意して、十分議論しましょうということになりました。

そこで納得できるような説明がなかったら、これは中々通らないだろうということを非常に危惧しています。ですから、議案として提案する時は慎重にしてくださいという要望です。

特に心配しているのは、出版局問題、年金局問題を含めて、それも全部、教団から外した方がいいのではないかと。教規第 54 条になりますが、そういう案も中部教区の中で出てきています。その辺りはどの程度話し合われたのかという質問と、また要望としてもよろしくお願いします。

久世そらち

出版局、年金局については小委員会の検討外です。今の私ども小委員会で検討すべき内容というのは、今の事務局、それと総会に関わる組織の改変ということですので、それを超えた範囲での出版局、年金局も含めた改変、というところまでは、私ども小委員会では検討の範囲に含めてはいません。

ですからその点、将来的というか、これから大きな課題になってくるかと思いますが、それは今後の常議員会での議論、あるいはその責任でもって判断をし、必要であれば議案化することもあるかもしれませんが、今の私の立場では、それについてこう進めるということとは言えません。

黒田若雄（教団機構改定検討小委員会書記）

教団機構改定検討小委員会の書記をしています黒田です。

今のことを少し補足させていただきたいのですが、実は私たちの委員会というのは、常議員会からこういうことしてくださいと託されている委員会です。それが教団伝道対策検討委員会で、さらにそれが私たちの小委員会に降りてきています。その常議員会で決定したことは「前期の『骨子』に従って具体案を作ってほしい」ということでした。

その前期の骨子の中に「出版局と年金局については、今回の検討に含めない」ということが明記されています。それに従って、常議員会から私たちの委員会に付託されています。ですから私たちの職務は、この「骨子」に基づいて具体的な教規の案を作る、ということ

なので、そこまで踏み込むことは常議員会の意思を超えていると判断します。要するに、私たちが判断して含めなかったということではなく、常議員会の判断に従ってそのことは検討の対象にしてない、ということをご理解いただきたいと思います。

小畑太作

西中国教区の小畑です。今発言するのは、先程久世さんが言われた本委員会の委員を私もしているので、1つは今のその立場で発言します。

今の黒田さんのご発言とも関わるのですが、1つは、今言われたように、黒田さんも小委員会の書記ですが、常議員会から付託されているのは、まず教団伝道対策検討委員会の方です。そこから小委員会に付託という流れです。今言われたように「骨子」そこに立てと出てくる。1つはこれが、ある意味枷（かせ）になっています。それを前提にしなければならないのがどうなのか、という話になってきます。それは常議員会がきちんとしなければならないのですが、今の喫緊の課題はどこにあるのかということになってきます。しかし残念ながら、そこは教団伝道対策検討委員会以下は立ち入れない領域になっています。

もう1つ、でも「骨子」に立たなければいけないという問題があって、その辺をご認識いただきたいと思います。これは委員会の方でも私、大分押し上げているんですけど。

資料の中でも色々出てきますが、例えば、今の教団機構改定検討小委員会の資料の 8 ページの「1. 2) 機構改定の必要性」とあって、教団機構改定を検討するようになった出発点は、第 40 回教団総会における教勢、財政の将来的な危機の指摘というのが始まりです。その後、次の中ほどの 2 つ目に行くと、単に教団の財政問題として検討されるのではなく、全教団的に伝道に集中する体制をどう構築していくか、まあここもまだ許せます。

問題はその後です。その伝道というのは、各教会が地域に立てられた伝道の拠点だと。この伝道のネットワークを支えていく責務が教団にあると展開していくのですが、これはもう違うのです。今の教団の宣教基本方策とか、宣教基礎理論に立てば、ネットワークをまず構築するのは教区なのです。教団はそれを支え

ていく、そこはまあ堅持されていますという説明はあったのですが、実際はそこを飛び越えてしているところがあります。

今申し上げた教団の宣教基礎理論と、今度財政の逼迫性の問題があつて始まった機構改定案。その「骨子」は、宣教基礎理論とは別の宣教論というか伝道論を持ってきている、前提にしている。これが非常に議論しにくいところです。

さっき、教憲・教規との絡みとか、教区の機構の話も出ましたが、今の教区の機構もほとんど、どこの教区も全体として、宣教基礎理論あるいは宣教基本方策があり、そして教憲・教規があり、それらを踏まえて作られています。

概念形成というのはそこでできているから、それとは別のものがポンっと出てきて、実は土台のところまで混乱している。今まで土台があるからそこに立てていたけれども、今混乱しているのは、そこなのです。

だから、常議員会がどういうところで付託するのかということを中心に組み立てられてないので、教団伝道対策検討委員会と言っても、伝道の対策なのか財政検討なのかよくわからないというのが事実です。

もう1つ事実として言えば、今ここに出された宣教方策会議に出ている諸資料は、常議員会は経てます。ただ教団伝道対策検討委員会は経ていない。小委員会から常議員会に出て、ここに出てきているという、これは運用の問題です。

まあ我々皆、私も含めて未熟だから、それは追求するつもりはないけれど、そういうような我々自身の運用の在り方、今機構改定の話ですけども、運用の在り方というのを我々自身がきちんと見直したりしていないで、機構のせいになっているみたいなどころがあります。ここは謙虚に、私は見詰めていかななくてはいけないと思います。

それから今、喫緊の課題がどこにあるかということですが、本当にそれをきちんと捉えていけないといけません。伝道対策検討委員会には言いましたが、もうこれは財政の問題として、教団総会議員の削減なら削減、そうやってシンプルに行かないといけません。伝道のためだとか何とか、色んな要望をくっつけて言い出すと混乱するだけですと。

例えば、スケジュールの問題にしても、冒頭で松井

さんから出ましたけれど、教区総会で、今これを各教区で審議か検討かしてもらおうと言っていますが、各教区でどのぐらいの時間がとれると見ているのか。明らかに取り上げない教区もわかっています。

だからそういうものを踏まえて、教団総会に向けてどう進んでいくのかというプランニングをきちんとしないとイケませんよと、私は何回も何回も言っていますが出来ていません。

もう時間がないです。だから間に合うかな、と久世さんも半分冗談交じりに言いましたけど、本当にどこまでをやらせるかというのをきちんと組み立てないとイケません。それは、この宣教方策会議でやることじゃないとは思うのですが、一応知っていただかないと、どうなっていくかということです。常議員会がきちんとしっかりやらないと駄目です。

福島純雄

今のお答え、関連ですが、「骨子」に従って小委員会はなさっているということですが、「骨子」を超えて提言して、それが今回出ているものもあります。

例えば先程私が言いましたけれど、審査委員会。今までの常設委員会の中の信仰職制委員会。それから教師検定委員会。これは今回別に出したわけです。それは「骨子」にはなかったのです、皆さん。

教務局の始めの案は総務局でした。私はそれを見て、総務の中に信仰職制と教師検定を置くのは、これは何事だと思いました。総務じゃないわけです。

かなり色んなところで強い意見を言いました。これは小委員会が出されたもので、常議員会から出た意見ではないですが、見識を持ってそれを提案なされた。それが今のこういう目に見える形で出てきた。

問題は戒規を扱う教師委員会です。資料の「今後の課題として残されるもの」の中で、「本来調査機関として独立させるべきではないか」との意見は出されていますが、結局は教務局の下に位置づけられています。

私は教師委員会を2期してきた者として、今日は教師委員の上原先生がいらっしゃるのです。彼女に本当は発言していただきたいのですが、これは教会の清潔を保つという、戒規に対する、私は本当に重大な問題だと思います。なぜ教師委員会を今もなお教務局の中に位置づけるのか。

だからそれはある意味ではビジョンがないわけです。ビジョンがない形で「骨子」に従ってドンドンやられていることに、私は非常に危機を感じています。果たしてこれが全体構造として成り立っているかということなのです。

例えば細かいことですが、現在の教規は、教団総会議長がすべてのエリアを総括していることになっています。ところが今回の改定案では、教団総会議長の総括行為が及ぶのは基本的には伝道局だけです。そして教務局について総括が及ぶのは総幹事です。そして審査委員会のことについては、何も触れられていません。果たしてこの構造でいいのですかと。やはり教団総会議長はすべての教団のエリアについて総括行為をするべきだと私は思いますね。

ところが改定案はそうはなっていない。そういったところも含めて、ちゃんと皆さんに読んでいただきたいと思うんですね。これで総会にかけられたら破綻するのではないかな、と私は思います。

久世そらち

今の福島先生のご指摘で、最後の教団議長の総括については、ちょっと誤解があるかと思しますので、述べさせていただきます。

教団議長の総括行為というのは、機構改定の変更案15ページの39条にあります。ここで、39条、これは現行教規そのままなんですけれども、「教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を総括する」とあって、「(1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し協議すること」とあります。この常設委員会ということですが、伝道局委員会も常設委員会に含まれます。あるいは信仰職制とか教師検定も、それを含めて常設委員会と定義しています。それは43条と矛盾しています。

福島純雄

43条案は、「本教団に教団教務局を置き、総幹事が統括する」となっています。39条(教団総会議長の総括行為)が前の教規そのままを残しているのに対し、新しい40条(教団伝道局・総会議長が統括)、43条(教団教務局・総幹事が統括)とは整合しない。それでは

結局、どう関係するのですかと、そこが問題です。

久世そらち

ご質疑の趣旨、わかりました。少し検討します。

多田玲一

九州教区の多田玲一です。質疑が大分細かくなってきました、ついていけないのですが、「骨子」はどこにあるのですか。今日の配布資料には含まれていません。段々話がわからなくなってきたので、もし今のような議論をここでされるのであれば、「骨子」の資料が欲しいです。宣教委員会で検討していただいて、必要ならば明日いただけるとうれしいです。

実を言いますと、「骨子」というのが2年前になるでしょうか、41総会期の検討を踏まえて出されたもので、昨年の教区総会前に「教団伝道推進・機構改定に関する検討資料」というものも出されています。「骨子」「検討資料」、そして今回の「改定案」という段階を踏んでいますので、そこまで遡って検討するとなると、両方の資料が必要になる。

「骨子」につきまして、骨子に基づいてなされているのには違いないのですが、前回「骨子」が作られていく、またそれが承認されていく過程において議論することはできませんでした。議論することができなかった骨子が今回の検討の中心にある、これは間違いのないことです。しかし議論されていけませんので、それに囚われなかった。そのことを中心に据えながら、尚それを超えて議論していくということが大事だということです。そのことをお汲みいただきたいと思います。

久世そらち

今回「教団機構改定に関する件」という、この手元の資料(14~21頁)、これは承認されました。これは教団伝道対策検討委員会の小委員会が提案していただき、伝道対策検討委員会で承認され、常議員会で議案化し承認されています。大きな前進であると思います。このことについて、まずは例えば伝道局の設置がありますが、その運用について、今後の見通しということにつきましては、これをすべてこの次の総会の提案にするということではなくて、まずは第一段階として総会議員数についてご提案させていただき、承認を

していただく。しかしながら、伝道局の設置ということについて、大枠についてのご承認をいただいています。

運用規定については今様々な議論がされていますが、これは時間をかけてじっくりと議論し、それを重ねていくことになっていくと思います。

従いまして、これは全て完璧に揃って議案化されることではなくて、まずは総会議員数の事柄についてご提案をさせていただいて、ご承認をいただく。その上でまた大枠も別件で決めさせていただいて、それをどのように運用するかということについては、かなりの議論をしながら決めていく。そういう方向性を持っていますので、ご理解いただきたいと思います。

飯塚拓也

質問が2つあります。1つは総会議員数についての質問で久世先生に。それからもう1つは、機構改正の久世先生と伝道推進の岸先生のお2人に。

1つは教団総会議員の変更、これはもちろん私も賛成ですが、数のバランスとして、例えば北海教区は16から8になります。この案だと東京教区も52から26ですよ。沖縄教区は10から6です。この辺で2つの議論があったと思うので、そのあたりを教えてくださいたいのは、沖縄教区がこの議論に参加しないままでこのことを進められるのかということについて、どのような議論があったのか。

それと私は、こういう言い方は良くないかもしれませんが、地方教区の議員の数の減り方と、大きな教区の減り方にもう少し傾斜をつけないといけないのではないかと思います。

基本的な各教区割合を2ではなくて3にさせていただいて、残りの割り振りをしていただく、というような議論があった方がいいと思うのですが、どういう議論があったかの紹介と、1つの意見として、今私が申し上げたことを聞いていただきたいと思いました。

それと岸先生、先程お話になった中で、各教区がしているものに関して、それを決して超えてしないと言われたのですが、実は例えば関東教区では、すでに教区の中の教会を毎週日曜日ごとにお祈りしましょうということで「お祈りカレンダー」を作っています。お祈りカレンダーを作って、3つの教会と、幼児施設

とか学校を覚えてお祈りをしまして、そのお祈りをしたものを「ナルド献金」に捧げましょう、互助金、献金に捧げましょうということをしています。その互助献金が、互助を必要とする教会のための原資になっています。ですからそこで、私は関東教区の宣教委員長なのでナルドを推進する立場にいますと、今回の『信徒の友』で行われたことについては、申し訳ないですが違和感を感じます。

あとは、教会から見ると、やはり教団は遠いのではないのでしょうか。教区は近いです。

そうすると、献金が集まらなかったというのは、私はそこに理由があるように思うので、そういう意見があることを聞いていただきたいのと、できれば『信徒の友』に、例えば1ページなり2ページ、教区に差し上げて、それぞれの教区の宣教の取り組みを自由に書いてくださいとか、そのようなやり方ということももう少し考えないとバッティングしてくるので、その部分を改善していかないといけないと思います。

久世そらち

総会議員の選出方法についてです。ご指摘のように、これをどういうふうに配分するのかについて、小委員会では実際何度も計算をして検討をいたしました。そして意見としては、今各教区に教師・信徒3名ずつを確保して、それからあと比例で配分するというのですが、意見としては、「むしろ本来は全部比例でやる方が望ましいのだから、これを1にすべきではないか」とか、「今3なのを半減させるのだから1.5でどうだ」とか、「いや3を2にすることで小規模教区への配慮がなされる」とか、色んな意見が出ました。

1.5で計算してみました。そうすると、各教区に配分される数が、教職・信徒合わせて奇数ということが出てきてしまい、実際問題として、これは難しいということになりました。

また、正確に言うと議員数は半減ではないです。今、教区選出議員が370、プラス推薦議員が30ですが、これを教区選出を200にする。370を200ということですから正確には半減ではない。その部分が少しでも、わずかですが、小規模教区に半減よりは少し多いというような形で配分したのが、この提案になっています。

ただ、沖縄教区についてですが、これは話題として

は出ましたが、小委員会での議事録には載せていません。託されているのは本当に実務的な、技術的な検討ですので、その判断といったことは小委員会の判断を超えている、ということです。

岸俊彦

教区で色んなことを工夫して、祈りや互助のために苦勞しているのは伺っています。そのことはなるべく反映できるように今後考えていきたいと思います。

それから『信徒の友』の紙面を使って、教区の宣教の取り組みなどを自由に書いてもらうというご提案ですが、現実問題、すでに北海教区、奥羽教区、東北教区にお任せして、教区紹介や教会・伝道所をあげていただいています。しかし今後の課題として、もし二巡目を続けることができるならば、あらためて考えたいと思います。

【発題 2】



<発題2-①> * 資料 105～106 ページ参照

伝道委員会 古屋治雄委員長

直近の改定に対する教団の取り組みは、今月の初めの常議員会で、十分とは言えませんが、かなり具体的な線が出てきました。

伝道委員会は来週「農に関する協議会」を西中国教区の協力を得て開催します。そこで伝道委員会も開催します。ですから、今日の私の発題が、委員会全体の委員の意見を集約しているとは申せないことを考慮して、委員長としてその責任を果たしたいと思います。

1. 伝道委員会のこれまでの活動

～教規第 42 条②の確認

発題は資料集の 30、31 ページになります。伝道委員会の役割は、今宣教委員長からのお話もありましたが、この資料では教規変更案の 16 ページ、今回の論議で中心的な部分で第 42 条です。

私のレジュメの 1 番のところは、現行の教規第 42 条②で、伝道委員会はこのような役割を担いなさい、と

教規に定められています。

2. 現在伝道委員会が担っている活動

今の伝道委員会の各メンバーがそれぞれその役割を分担しています。それが 2 番のところ、教区伝道委員長会議開催、農村伝道に関する協議会開催、資金援助活動、開拓伝道援助と一般貸出、エクロフ、関係委員会への伝道委員として参加（宣教委員会、伝道資金小委員会、伝道推進室、教誨師会、『こころの友』『信徒の友』編集委員会）。これらが伝道委員会の役割です。

1 番と 2 番をまとめると、伝道委員会がどういう役割を教規上負っているか、また各委員がそれぞれどういう分担をしているかを見ていただく事ができます。

3. 新しく始まっている伝道推進運動への伝道委員会としての関わりは？

・伝道委員会と伝道推進室

次に 3 番ですが、伝道推進の活動が教団で論議されるようになり、伝道推進室が発足をしました。その中で常議員会の論議などを追ってみますと、伝道推進室と伝道委員会はどういう関係になるか、などがいろいろ論議されてきました。規則を見ると「伝道委員会の下に」という表現がありますが、この「下に」とは、どういう意味なのか、いろいろ論議が交わされてきました。でも本来伝道推進室を設置したのは常議員会ですから、「常議員会の下で」です。伝道推進室の活動は、財政的にも伝道委員会とは全く別枠になっています。伝道委員会とは独立した関係です。

機構改定が進みますと、常議員会が設置をした伝道推進室は、その役割を終了する場合には、常議員会で「終了します」と決めないと終了できない。おそらく予定通りの進行でいきますと、そういうことになるのではないかと。

ですから、実際の伝道推進室と伝道委員会の活動は、委員会への陪席等もありましたが、なかなか一つになりません。別々に関わってきたという経緯があるかと思えます。

・全国伝道推進献金と伝道委員会の資金援助・貸出活動との関係を明確にする必要がある

伝道推進室のことではなく、今回の機構改定に関して、伝道委員会としてはどういうことが起こるのか、また伝道委員会としてどういうことを課題として取り組まなければならないか、そういうことになると思

います。

大事な活動の1つは資金援助です。貸し出しの活動もあります。これはとても大事な活動です。原資がだんだん先細りになってきた中で、教区でそれぞれ絞り込んできていますが、現状は希望の6割ぐらいの資金援助になっています。伝道委員会ではみんなで相談をして、この活動を担っています。貸し出しについても、これまでのやり方を継承しています。

資金援助では、例えば新しい「全国伝道推進献金」なども始まり、各教区の互助の活動などもありますが、新しく機構が改定されていく場合、それぞれの援助の体系、総額を私たちはどのように見たらいいのか。いかに配分するかという議論以前の、伝道資金の運用について考えていかないといけない。

伝道委員会が担当している援助の活動、あるいは貸し出しの活動、新たに始まった「全国伝道推進献金」。それから各教区にはそれぞれの教区の対応があります。いろいろオプションがあつていいと言えるかもしれませんが、全体的な整合性とか見通しとかが必要ではないかと思えます。

そうすると、伝道推進の献金がものすごく協力を得て集まって、いかに運用していくかという時に、今までの伝道委員会がしている援助の活動とか伝道資金との関係をどういうふうに関係付けていくか、これから共通理解に立たないといけないと考えます。

伝道委員会が新しい「全国伝道推進献金」の運用について、そもそも伝道委員会という形で負っていくのは今後の課題ですが、その辺りをどう見渡していくかが大きな課題だと思います。

昨日もグランドデザインがないというご発言がありましたが、資金援助あるいは貸し出しは伝道委員会だけでなく、社会委員会とか教育委員会にもあり、それらをどのように統合していくかというビジョンが求められている。どういうふうに取り組んだらいいのかまでは申せませんが、そういうことが課題であると思えます。

・教規変更案・第42条について

伝道委員会からだけということにはならないと思えますが、先ほど申しました第42条、新しいところでは「教団伝道局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める」という言い方になっています。終わり

の方にいくと、例えば、部落解放センターとか出版局のことにしても「別に定める」という言い方があります(53条・54条)。新しく生まれることを目標としている伝道局の教規の規定は、できる限り内容をそこに盛り込んで教規に謳うべきであると思えます。

昨日もそういう論議があつたと思えますが、伝道・教育・社会という枠を取っ払ってもっと総合的に見る。他の委員会もそこに関係する。そういう中で、伝道局委員を何人にするかということも、少し提示されていますが、その辺りも具体的にはっきりさせるべきではないか。

昨日、教団機構改定検討小委員会の久世先生から、機構改定せざるを得ない、という話がありました。そのほか時期的に、3月に小委員会が開かれて間に合うかという論議もありました。第42条は「別に定める」という言い方だと、改定の骨子になるところが教規に謳われていないことになります。どう謳うことができるかということが検討事項になり、それはとても必要なことだと思います。

4. 機構改定の全体像(せめて輪郭)を共有(形成)する必要がある!

それから私のレジュメの、4番から5番の方に移ります。この度の改定は、順番が、教団総会議員数、常議員数、そして総務局、伝道局、という順番になっています。改定の理由は、お金のことだけではないということも言われています。実際そうだと思います。

この度の改定の到達点は、教団全体の総予算が3億でいいのか、2億5000万にするのか、2億にするのか、ラフな言い方ですが総予算の大枠、それから伝道局の構成をどうするのか、そこにどう予算をつけていくのか。改定の全貌からすると順番は別にこだわりませんが、機構改定の到達点を全教会に明示する、私はその方が優先されるべきではないかと思えます。

教団総会議員数は一番先頭に書いてありますが、改定の全貌からすると、あとの事柄の方が重要ではないかと思えます。

伝道委員会ということを超えるかもしれませんが、昨日も誰が統括するのかということ福島先生が言われたかと思えますが、「執行の責任」と、それから教団でいろんなことを決めていく「決議していく責任」、その責任があるかと思えます。私もいろいろ資料を可

能な限り見ましたが、幹事がどういう役割になるのか、総幹事は伝道局の、委員会の構成員になるのかならないのかということもあったと思います。このところは、私は混乱しているのではないかと思います。例えば改正案第41条②の「伝道局委員会は、次項に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案及び予算を作成し、その執行にあたる」ですから、この主体は幹事ではなくて伝道委員会です。実務を担っておられる幹事との協力がないと当然できませんが、この表現が謳われていますし、44条②も同様の位置付けになっています。

一方、一番最後、21ページの幹事の規定ですが、58条②「幹事は、その担当部門に関し、関係委員会との協力の下、事業計画案及び予算案を作成し執行にあたるほか」云々。ここは逆転しています。幹事が計画案を作成する。私はそう読むのですが、これは先ほど指摘した前の言い方と違う。ですから本来ならば、関係委員会の計画案、予算案を作成することに幹事は協力し、それぞれの委員会が決議をしていく。58条②で、関係委員会というのはどの委員会を指しているかということもありますが、これは全部の委員会に係ることだと思います。決める責任と執行する責任は混同されてはいけないのではないのでしょうか。その辺りのことが、今回の改正案では、それを巡る論議が宣教方策会議のなかであがっていますが、はっきりさせて私たちは合意を得ていく必要があると思います。

5. 活動の縮小化を恐れる必要はない

私のレジュメの31ページの方、縮小化ということをおそれないということも申し上げたいと思います。第42条の中身を、どう合意を得ていくかということは、今の取り組みの順番からすると、教団機構改定検討小委員会が具体案を出す以外にないと思います。この取り組みの形からすると、常議員の皆さんにもっと入っていただいて、責任を持って内容を考えていく、再検討していく。昨日も久世先生が、仕事を減らさなければスタッフを減らすことはできないと言われました。そのことをどこかではっきりとあげて論議をしないと、抽象論、総論賛成・各論反対ということがいつまでも続いてしまうと思いました。

6. 機構改定を支えるパッション

私のレジュメの一番最後の6番、これは余計なこと

かもしれませんが、私たちはみんな、諸教会が伝道力を本当に与えられ、そこから教会が有機的な活動を行い、今のこの危機を乗り越えていきたい、そのことはみんな共通していると思います。

どうしてもトップダウンになってしまうのは、そのように引きずってしまう各個教会の責任かもしれませんが、教会を教団が下支えをする。そのようにして各個教会が本当に強くなり、伝道しようという力が加えられていく。そういうことが私は一番大事なことでないかと思っています。



<発題2-②>

* 資料 107～108 ページ参照

教育委員会 増田将平委員長

次のページをお開きください。教育委員会委員長として、最初に教育委員会がどんな働きをしているのかをお話し、その後、教育委員会として、この機構改定、伝道推進についてどう考えていきたいかを委員会で話し合いましたので、ご報告をします。今総会期の教育委員の顔ぶれが 33 ページの下に記されていますのでご覧ください。

教規第 42 条から「教育委員会の活動」をみる

教規第 42 条では (1) から (6) まで、教育委員会に与えられた使命が規定されています。これは私の独断と偏見ですが、教育委員会の仕事を、これは絶対的なものではないと思いますし、重なるものもあると思いますが、皆さんに教育委員会がどんなことしているのか大枠だけでも知っていただきたいと思い、教規にそってまとめました。

教規第 42 条 教育委員会は次の事項をつかさどる

(1) 「教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画」

『教師の友』の教会教育プログラムを作成するの

教育委員です。勉強不足で知らなくて、初めて教育委員になった時、有澤先生にお教えいただいて、これは大変な仕事だと思いました。教育委員会でもまとめたプログラムに則って『教師の友』編集委員会が実務を進めていく。もちろん上下関係ではなくて一緒にしていくのですが、これは大きなことです。

全国教会幼稚園連絡会の委員を派遣しています。今総会期でいうと望月委員が園長もされているので、委員として派遣されています。

幼稚園融資は、それほど活発にされているわけではありませんが、認定こども園など形態が今動きつつありますから、従来の要綱では駄目だろうと検討を始めています。

教区教育担当者は、教区によって教育部の働きがバラエティに富んでいて、ユニークで教えられることが多いのですが、教区より教育担当者 1 名を派遣していただいて、2 日間にわたって全国会議を行います。各教区の担当者たちを励まし、担当者同士のネットワークを作るために開催されています。

(2) 「キリスト教教育主事 (DCE) の育成・指導に必要な事項」

教育委員の中に DCE の先生が 1 人おられますが、この委員から近年は教育主事の高齢化が進んでいると聞いています。今度 DCE 認定試験受ける方はゼロです。そういう現状がある。一方で「全国キリスト教教育主事の会」があり、すべての主事が入っているわけではありませんが会員が約 90 名いる。全国各地に教育の賜物を持った方々がいるのですが、そういう方々のタラントを活かすことが課題になっていくと思います。

(3) 青年の指導に関する事項

先ほど (1) で述べたのは教区教育担当者会ですが、**教区青年担当者会**は、かつては隔年でしたが、一度行ったところ大変好評だったので、隔年ではもったいない、毎年やろうと、確か私と有澤先生がいた時から、毎年行っています。前回は、秋山総幹事が青年プラットフォーム構想について発題をしてくださいました。私もプラットフォームのメンバーの 1 人です。会議の参加者は、これからの教団の青年伝道のためにいろんな積極的な意見を出してくださり、青年プラットフォームはこれを汲み上げて進めていくことができました。なかなか画期的だと思います。つまり、自分たち

のところでこういうことしているという報告に加えて、ではこれからこういうことをしたらいいのではないのかという具体的な意見が出てきたことは良かったと思います。

また教区青年担当者会の中では、各地の活動の報告がありました。中部教区バイブルキャンプ、東北教区青年活動報告、日独ユースミッション 2019 の報告がありました。こういう報告を聞くと、こういうことができる、こんなことしているという刺激を受けます。

教区教育担当者会と教区青年担当者会、顔ぶれが同じことも違うこともあります、それはそれでいいと思います。

教区教育担当者会は、前回は『教師の友』編集委員の大澤秀夫先生に「教会と教育」というテーマで講演をお願いしました。大澤秀夫先生が隠退をなさるということで、ちょうど最後の仕事として取り組んでくださいました。「教会と教育」というのはある意味教会の活動全般に関わるのではないかと、ということが大澤先生の一つのメッセージでした。

翌日は清水国際高等学校を訪問し、礼拝に出て聖書の授業にも参加しました。25名ほど参加をしています。学校固有の課題があります。加えて、学校の教職員の中でのクリスチャンの割合も低くて、3名がクリスチャンで孤軍奮闘しています。

学校の報告を聞きまして、私ども参加者は、こういう中で励んでいる先生がいるのだと刺激を受けました。聖書科の先生と質疑応答を活発にしましたが、後日、清水国際高等学校の高橋先生から「皆さんに来てもらって私はとても励まされた。自分ひとりじゃなくてみんなに覚えてもらっている。仲間が各地にいることは本当にうれしかった」というメールが私にありました。このように訪問することは、問安的な意味合いもあると思います。

もう一つのことは、**第3回教会中高生・青年大会を開催する件**です。伝道委員会、伝道推進室、教育委員会により共同提案が宣教委員会でも可決されています。宣教委員会でのこと話しましたら、ぜひ社会委員会も積極的に関わりたいと言われて、具体的なアドバイスいただきました。これもプログラムに組み込んでいたらいいいのではないかと考えています。実行委員は以下の方々です。

台湾基督長老教会の青年交流プログラムは、迎える年と送る年とありますが、今年は台湾の青年を迎える年で、東中国教区、岡山キリスト災害支援室「まびくら」に協力をお願いしました。「まびくら」ではワークキャンプ（ボランティア）をする予定です。台湾から7名、日本から7名で、14人が参加をします。この時点では計画にまだなかったのですが、ホームステイについて、西中国教区議長の小畑先生とも昨日相談をしました。ホームステイのことは、どこに頼んでいいかわかりません。広島での平和学習も具体的な話をしてくださる方がわかりませんから、お願いしますと話したところ、私どもできることは協力したいと言ってくださり、本当に励まされています。また、西中国教区宣教委員長の小野先生もこのことを引き受けてくださり感謝します。その地域でしかできないこと、台湾、日本の青年が平和教育における課題を知って、交流できることを期待しております。

(4) 学校との協力および連絡

(5) 関係委員の推薦

(6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項

33ページをお開きください。学校との協力および連絡ということ。あと関係委員の推薦。これは全国教会幼稚園連絡会の派遣もあるでしょう。キリスト教教育の発達に必要な事項。例えば「全国教会学校クリスマス献金」。皆さまの教会に、クリスマス前に教育委員会から資料が送られてきていると思いますが、国内海外の働きを覚えて、教会、教会学校、幼児施設・学校からの献金を、毎年いくつかのところにお送りしています。

これからの課題

これからの課題ですが、先週ちょうど教育委員会があり、この会を踏まえて委員の意見をいただきました。これは私が教育委員会の意見として皆さんにお伝えをすることです。

1) 「教育」をどう考えるか

日本基督教団はどのような教会をこれから目指していくのか、教団として教育をどのように考えるのか。この視点を確認して共通理解を持つことが、機構改定に先立って重要ではないだろうか。「教育」は多岐にわたる働きです。

有澤先生が言われたように、忙しい教育委員会です。

どれをなくすかという話がありました。教育委員の皆さんに「教育委員会の働きで、これはもうなくしたらいいものはありますか」と聞いたら、「工夫できるものはあるけれど、基本的にはない」という話でした。どれも意味があります。ですから、多岐にわたる働きを遂行できるような組織が求められます。

「教育」には多様な課題があります。子どもたちだけではなく、成人教育も入ってくると思います。教師の教育とか、教会は教育のために人的にも経済的にも力を注ぎ続ける必要があります。特に青年は、教会が青年を育てるために献金を用いることはとても必要です。単純に成果を求めることができないのが教育です。ある委員から「長い時間をかけて待つことも教育には求められているが、時というのは神様が働く時間でもある。そういう時の感覚を失ってはいけない」という意見が出ました。

2) 青年伝道のための部署を

青年伝道のための部署ですが、これは前総会期の教育委員会からの申し送りです。前教育委員会では、青年伝道のための部署を教団内に設置することの具体的な提案がありました。例えば幹事の設置問題ですが、このことは、今進展はしていません。

私見ですが、幹事を置くと給料とか勤務体系とか、いろんなハードルがあると思うので、今の幹事という形態ではなくてもいいかもしれません。しかし、ある人がいろんな委員を掛け持ちしながら行うのは、結構無理があります。私は教会中高生・青年大会の実行委員長2回させていただきましたが、毎回なんとかしています。正直もういっぱいいっぱいです。ですから、青年のためにのみ心を砕く人は必要です。

福島議長の言葉でも「専従者」とありましたが、継続性を持って広い視野で教団全体をとという意味で、青年伝道を見て、つなげていくという人が必要です。掛け持ちをしながら、このようなビジョンをいつも持ち続けるのは無理があります。もちろんその1人がすべてをするのではなくて、一緒に青年伝道のためにもっぱら活動するスタッフが必要ではないかと思えます。コーディネーター的な役割を持つ人材です。

青年プラットフォームでも話が出ていますが、これからどうするか、皆さんの中でも志に覚えて、どんな形がいいか一緒に考えていきたいと思えます。

3) 互いに励まし合う場としての教区青年担当者会と教区教育担当者会

教区青年担当者会と教区教育担当者会は、各地からの担当者が集まって、いろんな会の持ち方がありますが、私どもは講師を招いてお話を聞いて勉強するだけでは不十分ではないか。むしろお互いの課題を語り合う時間をもっと大事にしたいと思い、協議の時間をメインにした会の持ち方を進めています。

それと、初めてそこで出会った方々は、ここにも仲間がいるのだ、ここにも同志がいるのだということが分かると、ネットワークが生まれます。そのネットワークがすぐに動くとは限りませんが、何かの時に、あの人あの教区にいたとか、こういうことができるのではないのか。長い目で見て、教育が広がりを持ったものになるためには、このような場がどうしても必要です。これは交通費、宿泊費が必要ですからお金がかかります。しかし、共に集い語り合うことで、お互い励ましを受ける会となります。

前回、教区教育担当者会で誰かが言いました。「大澤先生、心が折れた時どうしたらいいんですか」。大澤先生はそれに対して励ましの言葉を語っていただきました。皆さん、いろんな課題を感じていますが、集まることで、アイデアが与えられ、励ましを与えられていく。こういう青年・教育担当者を励ますという責任が教団にはあると思えます。

4) 委員の継続性を

教育委員と教区の教育担当者は総会期によって変化しますが、その一方で教育は成長過程の子どもたちと関わっていく、課題が共有され継続性が保たれていくことは不可欠です。委員が変わるとそこで切れることがしばしば起こります。委員、担当者を選出する際には、この点に留意することが大事ではないかと思えます。

さらに参加者が会議に出て得た実りを、どのように教区で伝え反映させるか。その人の中でとどまらないで、広げていくために何ができるかまで考えないと、予算をかけてこの会をやった意味が半減してしまうのではないかと思います。

5) キリスト教学校との協力

キリスト教学校との協力は手つかずと書きましたが、教区教育担当者会で学校訪問したという意味では、

全くしてないわけではないです。けれど、教団関係のキリスト教学校は各地にあります。もっといろいろな協力ができるはずです。このための関係づくり、連携が、これから問われてくると思います。



<発題2-③> * 資料 109～111 ページ参照
社会委員会 森下耕委員長

今回、宣教方策会議のテーマとして、「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」というテーマ設定がなされています。社会委員会は2月20日～21日、別府教会で委員会を開催し、今回の発題の内容については大筋の合意を持って、この場に臨んでいます。

この機構改定が、社会委員会の構造に直接関わることを考えさせられ、現在の社会委員会の活動内容をお話し、そして機構改定とどういふふうに関わってくるかをお話します。

1. 社会委員会の課題

教団社会委員会の課題とするところは、教憲・教規に定められている「委員会の働き」を基本とすると捉えています。具体的に申しますと、教規第42条です。1項、これは「常設専門委員会」として設置されています。それから同じく4項に「社会活動に関する調査・企画、社会福祉事業団体との協力および連絡、その他の社会問題に関する事項」これらが数多く定められています。

その他ここにタイトルは見えませんが、教規施行細則第5条2項に、社会委員会の人数は7名と定められていますし、3項には、社会事業同盟の推薦者をその中に加えることも示されています。

2. 社会委員会としての活動(報告、学習、協議、実践)

社会委員会の活動は、もちろん2年の活動内容を教団総会に報告をしています。この報告内容を見たら、委員会の全貌がそこに示されているのですが、そこに何が書かれているかという、委員会としての活動、報告、学習、協議、実践したことが書かれています。

報告の内容としては、その他に社会福祉事業団体(社事同、キ保同、キ幼連)の報告、それから『教団新報』に掲載するメッセージ。「社会事業奨励日のメッセージ」「信教の自由を守る日のメッセージ」「委員会コラム」、それから「死刑廃止に対する声明」、取りやめの声明などを『教団新報』に掲載しています。

また募金関係の窓口、そこでの援助先の決定も行っています。

以下に内容の特徴をお話します。例えば社会委員会で行う**学習**ですが、これは社会問題に即して、教団社会委員会として取り組む課題があると判断をした問題、例えば、大嘗祭の問題について戒能先生をお呼びして学んだことがありました。

それから**協議**ですが、これは各地各教区からの委員が折々の報告や課題について多様な地域、教区、情勢を反映された議論によって成り立っています。2年に1回持たれる社会委員長会議で、各教区の水社会委員会の報告をお聞きし、反映させる。そうしたことも協議の中身です。

機構改定ということを知るときに、財政問題等の問題もあり、真っ先にくるのが、組織のスリム化。機構改定がスリム化ということと関わってされていくのではないか。一つはそういう前提で物事を考えなければいけない。もちろんスリム化が悪いと言っているのではなくて、本当にできるならばスリム化していった方が効率的だと思います。

単純に話をしますと、組織のスリム化が行われる場合に、常設委員会としての「協議的な性格」が損なわれていくのではないかと、私は大変懸念します。「協議的性格」が、このスリム化によって損なわれていくとしたら、多様な意見を反映させられない、

そういうことがあるのではないか。これは社会委員会の持っている一つの性格として、あるいは社会委員会だけに限らないと思いますが、いろんな委員会の話し合う場が機会として失われていくことがあると思います。だからここはすごく大事なところではないか、ということをご様に考えていただきたいと思います。

今災害が非常に頻繁に起こっている中で、一方的にスリム化されたり、系化されたものによって担われることは、そこでいろんな知恵が集まる本来の場というものが失われていくことになりはしないかと思いません。

それから**実践**。社会委員会の実践は、通信物発行や委員会の開催によるフィールドワーク、死刑廃止宣言・問題に関わる声明、各種メッセージの公表、募金の窓口、援助金の送金に関わる事項があります。

当委員会の人選を考える時に、先ほどの教規施行細則第5条2項に人数が示されていますが、人選はどういうふうになされているのか。これは私には分かりませんが、各地から人選が上がってきて、そこに偏りはないと思いますが、ただ近年の傾向としては、災害の多発する地域からの委員が奇しくも選ばれるのではないか。一概には言えませんが、例えば東北からの委員、東中国教区からの委員、九州からの委員、そういう形で選ばれて、災害多発地域に限定するとか、固定するわけではありませので、ちょっと誤解を招きますが、そういうところから委員が集まってくる。委員が災害の起こっている教区、地域からの委員ということで、私たちがフィールドワークを行う時に、その委員が災害の現場を案内してくれる。そこで災害の現場を直視し、どのような人的な救援が求められているかということを考え、認識を変える。そういった面があります。

また、委員が社会事業団体のある教区や地域に行く場合に、それもフィールドワークを行う時に案内していただくことも、各地からの委員ということに非常に意味があるように思います。

こうしてみると、委員会を構成している委員の多様さが社会委員会の現在の活動の枠組みをなしている、と言えるのではないか。つまり、多様な性格を持つ、多様な委員の方々がいることが必要ではないかと思いません。

3. 毎期の申し送りに関する課題

社会委員会は、1期2年が終わるごとに、教団総会へ報告という形で、次期に対する申し送りをします。いつもだいたい同じ申し送りをしています。この報告に書きましたところに、5つの申し送りのことを列挙しています。順番にお読みしますが、1番目が①**日本キリスト教社会事業同盟との関係を保ち深める**。これは、現在はフィールドワークとしてその事業体をお訪ねし、そこに行つてどういう事業体があるかというフィールドを行つていて、その活動を伺つて報告をしています。

それから2番目が、②**「社会活動基本方針」を重んじてもらいたい**、と申し送りしています。この「社会活動基本方針」というのは、1966年10月26日 第14回教団総会にて決定をしたことです。実は社会委員会では期ごとに、次の1期が始まり新しい委員が揃った時に、この「社会活動基本方針」の読み合わせを毎期行っています。ただ、この「社会活動基本方針」の教団での取り扱いは非常に微妙な件案ですので、実際それに踏み込んだ議論は、現在私たちの委員会では行っていません。読み合わせのみです。

この「社会活動基本方針」は何かということについて、今突っ込んだ話をするわけではありませんが、その取り扱いを巡つては、ここに掲載をしているこの2つの『教団新報』四角の枠組みで引用抜粋をしました。

まず【4612号】(社会委員会 「社会活動基本方針」の法的位置付けを確認 2006/10/14)。これは、第29総会期の常議員提案。そのあと下線を引いていますが「社会活動基本方針を廃止する件」として、これを総会に常議員会提案で出された。その取り扱い、またそれがどういうふうになつているか、当時の愛澤総務幹事から説明を聞いたのが、この4612号の記事です。それを見ますと「前総会期より社会活動基本方針に関する学びを重ねているが、『社会活動基本方針』が教団において現在どのように位置付けられ、法的に取り扱われているかを確認する必要性を感じていたからである。そして委員会は次の事柄を確認することができた。総会から差し戻されて第29総会期第五常議員会は三役提案を議決承認、すなわち『議案としては廃案』としたこと、故に教団において『社会活動基本方針』はそのまま存続している、ということである」

と。このように「社会活動基本方針」は廃止されずに残っているということがはっきり書かれています。

それから、その後の【4770号】(社会委員会 広範な社会的課題への取り組み 2013/4/06)。ここで出されているのは、当時、釜土先生が社会委員長をされていましたが、その半ばぐらいのところに「その内『社会活動基本方針』の見直しは長年の課題として引き継がれているが、これは教団全体の事柄であるゆえに、本委員会としては見直しの必要性を継続して訴えることとなる。現状では、同方針を踏まえ、総会及び常議員会において示された方針に従い、社会的諸課題を『いのちの問題』として協議、学習する」とあります。

それに続き、「社会的課題の一言で表される事柄の範疇は、教育、医療、福祉から始まり、広い分野にまで及んでいる。本委員会はそれら諸課題を委員一人ひとりが学習、体験し、そこで得た視点を、社会委員会通信などをとおして発信し、教会全体に問いたい」。

こういう熱い思いで、社会委員会が当時問題になっていた課題に取り組んできたことがよく分かります。

これを読む中で、「社会活動基本方針の見直しというのは長年の課題としてある」ということは分かりますが、この委員会の時点でも、現在に至るまでの委員会でも、これを直接議論することはしていません。この「社会活動基本方針」は期ごとに読み合わせをして、各委員の頭の中に、念頭に置かれています。これは大事な方針として、それを念頭に置いて現活動に向き合っているのが現状です。

もし社会委員会が機構改定でなくなりましたら、機構改定はどういう形になるか分かりませんが、「社会活動基本方針」を扱う場はなくなるのですか、ということ。要するに、これは空中に浮いたままになるのか、こうした懸念も持っています。

3番以降ですが、③**基地問題、死刑制度、放射能問題など「命」の問題を継続審議していく。**

社会委員会は、そういう委員会です。基地問題は、直接沖縄に関わりますし、放射能問題は被災地に関わることです。これまでフィールドワークを通して、基地問題、放射能問題などに関わりを持ちました。沖縄の「命」の問題としては、前委員長が集団自決の問題を取り扱ってフィールドを行いました。また放射能問題は、近年会津を訪れ、仙台を訪れて、被災地での危

機感と、その取り組みに学ぶ機会を設けました。

④**その他の救援資金運用に関する内規活用**は、検討課題としてあり、まだ取り組めていません。

それから5番目の⑤**社会委員長会議の開催**。これは、災害対策ネットワークを教区間の連携として構築をする、そういう必要性を現在非常に深く考えていて、次の社会委員長会議が6月ですが、この時に各地の取り組みを聞き、それをどういうふうに構築できるかを課題として考えたいと思います。

4. 伝道推進と機構改定～日本基督教団のこれから～

最後ですが、36ページの「伝道推進と機構改定～日本基督教団のこれから～」という主題に沿って、現在の社会委員会として思うことは、もし機構改定がスリム化という枠組みで「係化」していくのであれば、これまでの事情をお話したところと言うならば、協議的な性格、多様な委員構成、そういうことを考えると、単純にスリム化、「係化」というのは、今までの社会委員会の課題を引き継いで扱うのが非常に難しいことになるのではないかと懸念しています。

現在社会委員会がフォローしている範囲は、かなり広範なもので、しかも委員会として十分に扱えているとは言えない、そういう反省があります。ただ、十分に扱えないまでも、社会委員会としてこうした問題に関わりを持つことが非常に大事だと思います。

伝道推進ということで、日本基督教団の取り組みがその下に書いていますように、①教団と災害の課題に関わって、環境問題、放射能問題に関わってきましたし、また②教団と平和の課題、基地問題に関わってきましたし、また③教団と人権の問題、死刑の問題、差別の問題、ジェンダーの問題、と向き合ってきましたし、そして④教団とマイノリティの課題、在日外国人に対する排外主義の問題にも向き合ってきたと思います。

他にも課題がまだまだあると思いますが、こういう課題と向き合うことで、教団が組織的に課題と取り組む中で、これが世界への証、社会への証になっていく。そういうことが一つの伝道の推進としてあると思います。

もちろん、こういう問題・課題に向き合っていく根本動機は、我々にとってはキリスト教精神であり、礼拝者であり信仰者である私たちが、様々な多様に起こ

る問題に遭わされていく、向き合っていく、そうしたことがこれまでもあり、これからもそういうふうに向き合っていかなければならないと思います。これらの問題に十分取り組めないことになっていくなれば、伝道推進としても、これらの課題を負う組織としても、非常に弱体化したものになっていくのではないかと懸念を持っていますので、機構改定の中身を今後深めていくなれば、こうした社会委員会からの、今日お話しましたことも念頭に置いていただきたいと、思います。

【発題 2 質疑】

豊川昭夫

越谷教会の豊川です。伝道委員会のことでお聞きしたいのですが、今3つの委員会をお聞きしまして、それぞれの委員長会議がありました。伝道委員会の場合は、教区の伝道委員長会議は開催しないということですが、具体的に1回開催するにあたってどのぐらいの費用がかかっていたのでしょうか。

古屋治雄(教団伝道委員長)

今総会期に「農に関する協議会」と「伝道委員長会議」を分けてすることになっていまして、6月伝道委員長会議をすることになっています。1回すると100～120万円、それぐらいの予算を使います。

実は私も関東教区の宣教委員長の時に1回参加させていただきました。参加して、とてもいい会議だと思いましたが、費用がずいぶんかかっているのではないかと思います。コストパフォーマンスの問題になると思いますが、例えば、そこでされていたのは報告が主だったと思います。ですから例えば、「今私たちの教区ではこういったことをやっている・こういった課題がある」ということをレポートみたいな形で残すことはできないでしょうか。大分費用はかからないと思います。

それから、今年の伝道委員長会議はどうするかということは、来週、農の協議会に続いて伝道委員会を開きますが、そこで決定します。これまでの伝道委員の意見からすると、やはり機構改定のことをめぐって、伝道委員長会議を設定する必要があるのではないか、というふうに現時点では考えています。

ですから今言ったように、伝道委員長会議が報告的な、そういう要請がこれまで多かったことはもちろん承知をしていますが、どういう会をしたらいいか、来週の委員会で相談したいと思います。

【分団報告】



司会者 竹村眞知子 宣教委員

全体として機構改定やビジョン、教団・教区・教会について、また教会の合併とか解散についてまでお話し頂いた分団もあり、非常に多岐にわたっています。同時に質問や要望が重なる部分を少しまとめました。分団で話し合われた事、質問や要望について、いただいたメモを参考に、順番に報告します。

<全体として>

基本的に何のための機構改定なのか、それぞれの部局などについて根本的な議論がなされているのだろうか、という質問があります。

教団に望むことは、教区とか教会には少し無理があるが、教団ができること・担えることは、伝道のグランドデザインではないのか、という意見があります。そういうことを考える時に、悲観論に囚われないようにしてほしい。伝道とか教勢が進展しているケースも紹介されているし、積極的な面にも目を向けた討論が要望されています。

教団総会については、教団総会の持ち方を変えたらどうかという意見もあります。分団の時間を持てば、教区とか教会の意見が教団総会に反映されるのではないか。また教団総会議員を減らすことで失われる教団の働きがあるのではないか。伝道推進と委員削減は

相反するのではないかという意見もあります。

教区間の差についてどのように考えていくか、温度差があるので、そのことも考えて欲しいという意見があります。

沖縄教区の問題ですが、特に今、沖縄教区が出席していない段階において、機構改定を進めることに対して危惧する意見もあります。

以上を含めた上で機構改定のスケジュールは大変ではないか、急ぎ過ぎているのではないか、慎重に進めた方がいいのではないかとという要望も出ています。

<具体的に>

3局体制（日本基督教団事務局、出版局、年金局）をどのように考えていくか。

伝道局の設置は教団の体制が大きく変わるようになるが、その後現在の委員会活動はどうなるのかよく分からないので、不安を持っている。そのためには伝道局の中で伝道、教育、社会という枠組みを超えた諸課題にスポットを当てる活動が必要ではないか。

伝道局規定を具体的に作るにあたって、今の常設専門委員会の連携の中で伝道局の規定を作ってもらい、その中で具体的な人員のことなども、話し合われて欲しいという意見もあります。

質問として、教務局、伝道局に関して、教規は別に定めるとなっていますが、どの程度決まっているのかということです、これは条文で事細かに決めて欲しいという要望ではなくて、いくらか明らかな部分を出してもらって中身はどこまで決まっているのかということをお聞きしたいという意見です。

先程の質問でも出てきましたが、教規の伝道局と教務局の統括者の整合性に関する要望も出ています。

災害救援は教団独自で行うよりも、他団体との協力関係で公式に取り組みメンバーにまで、伝道局の中

で機動性のある「災害救援」対応窓口を常設できないかという提案もあります。

教規変更についてですが、信仰職制委員会と教師検定委員会は審査委員会として独立していますが、教師委員会の中の戒規の部分も審査委員会として独立させた方がいいのではないかという意見があります

財政面に関する意見もあります。

各委員会が予算内でどのような活動ができるのか、委員会費を削減しても大きな削減にはならず、あまり効果がない。むしろ、幹事、職員、出版局の人件費に切りこまないと有効な経費削減にはならない。ただ、出版局などについては、機構改定について最初から除外されていることが言われたので、ここまで踏み込むことができるかどうかという疑問はあります。

教団と教区の関係ですが、改定が先行しているのではないかと、教区の働きを受け止められる教団のあり方が大事ではないか。先程のグランドデザインにも関係してくるかもしれません。教団と教区の関係において「教区に委ねる」、そういう仕事、務め、方針もあるのではないかと、という意見です。

そして地方教区の負担を軽減して、教会を支える教区の働きを強化できる組織であって欲しい、という要望が出ています。

教団、教区、教会という全体の流れの中で教団のすること、教区のこと、教会のすることの見極めが大切です。その中で教団がやらなければならない事は何かということ、自分たちの教会に必要なものは何かを教団に訴える。それを受けて教団が教会を支える体制への要望も出ています。

要望ですが、地方の教区を教団にもっと知って欲しい、訪問などをして現状や取り組みを具体的に考えて頂きたい。教団は合同教会ですから、多様な意見が具体的に反映されている組織であって欲しい。

献金についてですが、伝道推進献金を各教区に対してどこまで積極的に呼びかけていくか、対外的な献金

も色々あるので、教会としてどういうふうに位置づけるか、という意見も信徒の立場として出されています。

負担金、献金の問題になりますが「教務局は負担金で、伝道局は献金で」ということですが、機構改定後、機構図にある伝道局が献金でいいのか。伝道、教育、社会の活動も献金でいいのかという意見です。

そういう事を含めた時に、伝道局の規則、規約などのビジョンでどれぐらいの献金が集まるのか。むしろ献金の目的をはっきりした方が信徒運動していくには具体的な提案として取り組みやすいのではないかと、という意見が出ています。

『信徒の友』への掲載によって、教会へ直接献金が行われるとして、各教区や地区で互助を支え合っている場合、バランスが崩れる恐れがあるのではないかと、という意見です。

提案として、伝道の最前線は教会・伝道所、関係組織の学校です。この伝道の最前線を支えるために、各教会が教団とのネットワーク、個人的なネットワーク等を紹介しあう受け皿が設置できたらいいのではないかと。

具体的に、ホームページに教会とか教区に行っている活動について掲載して欲しい。今、SNSなどによって教区の教会活動が発信されています。教団のアプリも開発して下さい。「日毎の糧」が自動配信されたり、アプリで献金できたり。それを教団出版局が行ったらどうかという提案があります。

信徒の立場として牧師がいなくても礼拝ができるように信徒説教者を養成する、ということについて提案です。

以上が6分団の報告です。後から2分団の報告のメモが来たので、その部分はシェアできなくて申し訳ありませんが、教師の継続教育は必要であるという意見がありました。

【全体協議】

司会者 竹村眞知子 宣教委員

以上を踏まえて全体協議に入ります。

規則について、久世先生からご意見をお願いします。

久世そらち（教団機構改定検討小委員会委員長）

伝道局規則が具体的にどういう内容になるか、ということですね。これについては、まだまだ皆さんに目に見える形でお示しできる段階でないのは、昨日からの報告の通りですが、その概要として色んなレベルがあります。小委員会の中で決めるとまではいきませんが、ほぼ合意しているところとか、色んな意見が出ている段階のところとか、委員会外から、こういうふうにして欲しいという要望が寄せられているものとか、色んなレベルがあります。決まったものとして議論の前提になるとややこしくなるので、少し整理をさせて頂きたいと思います。

お手元に昨日使った発題資料があると思います。1つは資料の11ページです。「3)の伝道局について」、そして「①伝道局設置について」というところがあります。以下「・構成について、伝道局を設置して、その執行委員会として伝道局委員会を置きたい。この伝道局委員会は、現在の宣教委員会と宣教委員会下の専門委員会を統合するものとしたい」「・伝道局には伝道局長は置かず、基本的には教団総会の責任の下に置き、伝道局委員長は、総幹事との協力体制の元、伝道局を運営する体制とする」

それから1つ飛ばしますが、「②伝道局の働きについて」の2つ目「・これまで、宣教委員会と宣教委員会下の専門委員会において担われてきた働きは、この伝道局が統括することとする。ただし、これまでと同じ働きを担うことは、教団の現状から考えて不可能なので、整理する必要を確認した。ただし、このことは、単なる活動縮小ではなく、他団体との連携や教区主体の働きへの支援など、新しい形での活動の展開を模索していきたい」ということで、その具体的な形が、その下の項目です。

*伝道局委員会主催の働き

例えば宣教方策会議の開催、各種の援助

*伝道局委員会がやる課題ごとのプロジェクトチーム（実行委員会方式）の編成

これは期間を設けた実行委員会です。

*課題ごとのプラットホームの設置・運営

これは既に動き出している青年プラットホームをイメージしています。

*諸教区の主体的な活動への支援

例えば教区担当者会議、教区間協議会。各教区がむしろ主体となって、担当者間での話し合いをしましょう。それを伝道局として支援をするという形です。

*教団の自主活動団体との連携

昨日も発題がありました、教会婦人会連合が教団で自主活動団体と認められていることとも繋がります。

*教団内有志の活動との連携

有志と言っても色々ですが、例えば讃美歌を作るグループとか、色んな有志の動きというのは教団の中で既にいっぱいあります。それらを掘り起こしていくことです。

*教団外他団体の活動との連携

例えば既に災害支援などで、他教派と連携して働かなされています。

色んな働き方ができるのではないかと。協議の中では、伝道局委員会を20名以内の委員数とし、その中に伝道・教育・社会の各担当者を複数名置くというという提案もありました。伝道局委員会の中に担当者を置いてはどうかという意見もあります。

このようなことを基本にしながら伝道局がどういう構成で、どういう働き方をするか。それを言葉にしていくのが「伝道局規定」になります。

昨日財源について「伝道局は献金で」というご発言ありましたが、これはご意見として出ている事であり、方針が決まったということではありません。そういう意見もあるということです。

教師の戒規についてご意見がありました。小委員会の中でも意見としては随分出ましたが、戒規専門の委員会を新たに設置することは、必然的に戒規そのものを新たに検討していかなければならない。どういう時にどういう措置がなされるのか、その基準とか、かなり膨大な戒規そのものの検討を加えていかなければなりません。そこまで小委員会が割り込むことはできないので、教師委員会については、現行のものを前提

として改編の作業を進めていきます。

黒田若雄（教団機構改定検討小委員会書記）

戒規の事ですが、戒規は教師だけではなくて、信徒の戒規もあります。その事に関連で戒規規定がないと、実際の戒規の運営に問題が出てきます。そういう事を複合的に考えて仮に戒規委員会を置くとしたら、基点をきちんと作って、どういうふうな方向で教団が戒規を考えていくかという事を総合的に考えて形にしていくこととなりますので、これを短い期間ですることの方が、不適切な面があります。現在小委員会では、機構改定案を提案させて頂いていますが、その「課題はある」ということは常議員会に最終にお伝えしますので、その事は加えて頂けたらと思います。

司会者

全体として、これが完全な改定ではないことを前提にして、今どこまでできるかということです。その事も踏まえて、何か将来的にこういうことも考えたらどうか、という提案もできますので、ご意見をお出し頂ければ幸いです。

規則に関して、伝道局の働きなどについてご質問はありませんか？「伝道局規定」は後になるようですが、こういう事はどういうふうになるんだろうか？ というご質問があれば、それも今後規定を決めていくにあたっての参考になると思います。

また各委員会の取り組み事項が伝道局に引き継がれ、教区の活動に委ねていくことにより、**全国委員長会議等を教団としては行わない方針や計画について反対という意見**がありますが、この事についてご意見はありますか。

久世そらち

全国委員長会議には、全国財務委員長会議とか教区青年担当者会議とか教区伝道委員長会議とか色んな会議がありますので、個別に判断していくことになると思います。逆に言えば、1つ1つ必要性があるかどうかをもう一度確認していく機会にすべきだろうと思います。

そして場合によっては、これは個人的な考えですが、例えば教区青年担当者会議を毎回全国レベルでしな

くてもいいのではないかと思います。例えば、東日本の各教区の担当者で今回は集まるとか、今回は西日本での集まりを持つとか、そういった非常にフレキシブルで機動的な事をドンドンやっていく事で、色んな会合ができるのではないかと個人的にはイメージしています。

司会者

これから先、運用していくにあたって、また検討されていくと受け止めてよろしいでしょうか。多分どこの教会でも教区でも、規則を改正したから即それが順調にすべてうまくいくのではなく、その中でまた改正することが出てくると思います。そのためにも、ここで意見を出して頂ければ、将来的に考えていく事ができるのではないかと思います。具体的な事で提案はありますか？

西之園路子(世界宣教委員長)

質問ではありませんが、**例えば信徒説教者とか信徒伝道者を育成する**。その財政問題についても日本だけではなくて**海外の教会でも同じような問題に取り組んでいます**。

例えばメソジスト教会は元々信徒伝道者というシステムを持っていましたが、アメリカの合同メソジスト教会ではきちんとした信徒伝道者育成プログラムがあって、UMCの中の年会できちんとアポイントメントという任命を受けて、実際に教会に派遣されたりする。信徒伝道者、信徒説教者、さらに言うと信徒牧師、少し教団とは馴染みませんが、信徒牧師（レイパスター）という表現があります。

今後そういうものを学んだりする機会を持つ、あるいは他の教会とも一緒に協議して話し合ったりする中で、与えられるヒントもあると思います。教団のことを考える時に、だからこそ、外に向かってもう少し視野を広げて、外から学んだり一緒に同じ問題に取り組んでいく。この問題は韓国でも台湾でも同じです。むしろ日本の方が一歩先を進んでいるので、日本の教会がどういう対応をするかを見て学びたいと言われました。そういう一緒に話し合ったりするものがあるのもいいのではないかと思います。

司会者

他教会と一緒に話し合う場ということですか。

西之園路子

他教会です。既に教団が宣教協約を結んでいる台湾とかの教会もありますし、韓国の教会もあります。もちろん宣教師を送ったり迎えたりという中で、そういう人達も色々情報をもっていますから、共にという形で、色んなルートで考えられると思います。

この話は、教団外の教会との関わりになるので、この組織図(機構図案)の枠の中には入っていません。

信徒伝道についても、他の教会で具体的にプログラムを持っているところもあるので、そのシステムや内容について学ぶことも参考になると思います。

司会者

共に歩んでいく道があるという事で、これから検討していくヒントにして頂けると幸いです。

教規変更ですが「教規変更議案を教団総会に提案するなら、議員数、委員数を変更するのと、組織に関する変更とは分けた方がいいのではないか」という事と、「沖縄教区が出席しなかった場合、沖縄教区選出議員数は、現状の数を残すべきではないか」という意見が出ています。同じように、**議員削減と機構改定を分けて行うべきではないか**、という似たような意見が2つ出ています。

石橋秀雄（教団総会議長）

色々ご意見頂きまして、ありがとうございます。まずグランドデザインをというご質問をいただきました。第40総会において「2020年問題」と「2030年問題」が出ました。

「**2020年問題**」については、飯塚拓也先生が「機構改定をすべきだ」と発言され、「機構改定をしていかなければならない」という思いが共有された総会であったと思います。

それと共に「**2030年問題**」が深刻な問題として議論されて、2030年になったら、かなりの数の教会が消滅するのではないかという危惧を共有しました。従って教団伝道対策検討委員会においては「2020年問題」「2030年問題」をどのように考えていくか、この機に

どのように取り組んでいくか、ということが中心になって検討してきました。機構改定という事が特化されますと、どうしてもうつむき加減というかマイナス思考になり、教団のスリム化ということが中心になります。そうではなくて、**日本の伝道を推進するために機構改定をしていくことはできないか**、という議論もかなりしてきました。

そういう議論の中で**教団伝道推進基本方針**が決められ、それに基づいて具体的な展開という事で岸先生が昨日お話ししたような方向性を持つことができました。同時に久世先生が中心になりまして、それを推進するための機構改定の内容に目を向けながら議論をしてきました。その議論はこれからも続きます。

献金運動として昨日、岸先生が「1億献金」という事を言われましたが、伝道を献金運動としていく事が求められるのではないかと。負担金も元は献金ですが、負担金は事務局経費等に使用して頂くので、具体的な日本の伝道は献金運動でしていく事が重要ではないかと、ということも議論されました。将来的には献金運動を続けていく中で、全国的にすべての献金を1つにまとめて、色んな運動を皆で祈り進めていく、という方向性を持つことができると考えています。

待ったなしのところがあります。2020年、今年の総会では間に合わないのではないか、という議論をする中で、何とか2020年の総会においては何らかの議案を出さなければならない、という切迫感がある中で、久世先生も色んな努力をして下さいました。

今回は**総会議員問題、議員数**のことについて昨日も話しましたように、この事について議案を提出してご承認頂き、経費の削減を図る。また**伝道局**について、これはどうするか昨日かなり議論して頂きました。このような議論を進める中で、具体的な運用規定などを定めていくことができると思います。従って伝道局という枠を作らなければ議論できませんので、その上でどのような教団にしていくか、どのような活動が必要なのか、さらに伝道ビジョンもそこに描きながら、日本の伝道を担うことができる伝道局として、これから皆さんと議論を進めていって、次の総会までに議案化する、という方向性が考えられます。ですから、このように真剣に議論して頂いた事は本当に感謝ですし、さらにこの議論を進めていって頂ければと思います。

す。

沖縄教区との関係ですが、過去に個人的に訪問させて頂いて教団の思いなど伝え、沖縄教区の思いをお聞きしたことがあります。今回は1月23日(金)、24日(土)、25日(日)と非公式ですが、個人的ではなく教団の役員会で承認して頂いて沖縄に行きました。2回目という事で、金・土・日・月と4人の先生方とお話をすることができました。その内容については非公式ですので公表することができません。しかし、本当に沖縄教区が深刻な状況にある、それは必ずきちんと発信していこうと思います。それから復帰の道を考えようという意見であったり、昨日の議論でありましたように、沖縄特別教区にしたかどうかという議論。沖縄教区においては43%が伝道所で、合同において20名以下の教会が伝道所にされたという事。

以上のような課題を沖縄教区が背負っていますので、それを教団がどのように考えているかという事も、私達の課題だと思っています。

沖縄宣教協力金を元に戻しました。そのことを好意的に受け止めて下さる先生がおられます。教団に残るという思いを持っている先生方もおられ、また残ることはできないという先生方もおられる。特別教区にしたいという思いを出されたり、様々なご意見があることをお聞きしながら思いました。同時に沖縄教区においても意見を統一することが難しい状況であると感じました。

金井創先生が辺野古で不屈という反対運動の船の船長をしておられ、今回この船に乗せて頂きました。そしてここに軍港ができるのかと思えるような本当に恐ろしさを感じた経験をしました。200回以上そこを船長として船で走っているが、毎回毎回違っている、もう毎回毎回この海に感動しているというお話を聞きながら、その海が汚されるとはどういう事かということを感じました。

非公式な形で沖縄に行きまして、沖縄教区がこれからどういう決断をされるのか、それを今は見守る以外はない。その後どのような形でお話ができるか、それは課題としてあります。本当に沖縄教区の方々が総会に出席して頂ければいいのですが、教団に総会議員を送らないという決議をすることになるかもしれないということまで、公式な形で言われております。従っ

てこの総会において、沖縄教区の方々が議員として出席することが非常に難しい状況になった、ということに痛みを感じています。

しかし同時に、待ったなしに財政問題に取り組んでいけない危機的状況にありますので、まずは総会議員に関する議案を出して頂いて、そのことについてご承認頂き、そして次に伝道局、教団がどのような伝道をしていくか、そういうようなことを議論する中で伝道局構想をまとめて、次の総会までに議案としてご提示できるようになれば、そんな見通しを立てております。本当に沖縄教区については残念ですが、そのような状況にある事をお含み頂きたいと思います。

大久保正禎

東京教区北支区の大久保正禎です。今の教団総会議員の人数を削減するという改定に絡んで、沖縄教区が教団と距離を置いている状況等々、これをつなげて考えるかということ。分団でお話したのは私ですが、そこで出た話では、先の教団の機構改定においても、その前においても、いずれにしても沖縄教区がいなかった状況の中でなされてきています。

今回も、沖縄教区が教団と距離を置いている状況の中でされるのが重ねられることに、非常に危惧を覚える次第です。今、沖縄教区が教団総会に復帰することが難しい状況の中でも、教団として最大限配慮すべきであると思います。

仮に教団総会議員を削減することを懸案して検討していく際にも、そこに沖縄教区が共にいないことを覚えつつでなければいけないと思います。そのことを覚えるに際して、今この状況の中で少なくとも沖縄教区の選出の議員数は減らすべきではないという意見を述べました。そのことを教団総会議員数の削減の議論の中でも、是非是非考慮して頂きたいという願いを持っています。

小林光

熱田教会の小林です。中部教区の2019年度の教区総会に石橋議長がお見えになられて、沖縄教区と距離を置いていることに痛みを覚えるということ述べられました。このことは第32回、第33回の教団総会の定義を踏まえなければ考えられないことではない

かと思います。なぜ距離を置いているのか。最近の教区の中では、そういう経緯を知らない若い教師たちもいますし、そのことは歴史的にきちんと確認した上で進めていくべきではないかと私は思います。

石橋議長ご自身、第40回総会の時に、そのことをはっきりと語られました。後41回総会でも、まだ議事録は出ていませんが、当時の小林眞副議長がそのことに触れられています。なぜ距離を置いているのかという歴史的な経緯を踏まえないと、きちんとした議論はできないというふうに思います。

多田玲一

九州教区の多田玲一です。質問ですが、前回の常議員会が2月の初めで、その時にこの案が出されて、次の常議員会が7月だと思います。その間に教区総会が行われます。神奈川教区総会も常議員会の前、6月の終わりだと思います。それぞれ教区総会が行われて、色んな意見が出て、次の常議員会が7月。その次の常議員会は教団総会直前です。ということは、これから先、常議員会が2回あって、その2回の常議員会の中で議案をまとめて総会に出す。教規変更だと3か月前という規定があります。となると、7月の常議員会でこの議案を作ってしまうと間に合わないと思います。

ここで質問ですが、今回まとめて頂いた案について、この宣教方策会議の中では、たとえば組織の事とか、委員会にしてもどうなるのかと、色んな消極的な意見が結構出ていますが、常議員会の中ではどうだったのかと思います。皆が「そうか、これでいこう」ということなら意見がまとまるでしょうが、**常議員会の中ではどんな感じで、どんな反応だったのか**ということをお尋ねしたいと思います。

久世そらち

私が答えることなのか分かりませんが、昨日からの会議で出た様々な質問と同じような内容のご質問、懸念が常議員会でも出されたと言って良いかと思います。例えば伝道局の構想という時、どうなるかとか、これからの進め方の段取りはどうかとか、あるいは議案を一度に全部まとめてではなくて、総会と組織に分けたらどうかとか。今会議での質問や意見と、ほぼ重

なっていたのではないかと思います。

石橋秀雄

最終決議についてですが、常議員会で色々な事柄や不安などについて議論されました。議論した上で最終的には全会一致ではありませんが、3分の2以上の賛成、かなりの常議員の賛成をもって決議されましたので、教団の総会もそうなればいいなと願っています。

横山良樹

私は常議員ですが、それは議案として出すことを承認したのであって、内容の承認ではありません。出されたものを総会に出す。**今度の教団総会に議案を出すということについての承認であって、常議員が内容を承認したわけではありません。**そこは混同しないでください。

石橋秀雄

はい、正しく申し上げます。この議案を総会に出す事について、常議員会において大体の賛同を得て、承認されました。その上で、今、皆さんと議論していますので、さらに検討を重ねた上で議案化を図っていきたいと思います。

7月の常議員会において議案化しなければ間に合いませんので、教区総会での議論をお聞きした上で、さらにそれをまとめて、7月の常議員会には議案として出せるように整備します。

久世そらち

資料の21ページを見てください。議案そのものは14ページに本文があります。議案そのものは常議員会の議案です。「第42回教団総会に提出する教団機構改定に関わる教規変更議案について、下記の『教団機構改定に関する教規変更案』を素案として、同議案を作成することとする」。常議員会がこれから作成することを、この素案に基づいて決めたということです。

その提案経路が21ページにあります。「提案理由」の中に「今年10月に開催される第42回教団総会に、教団機構改定に関わる教規変更議案を提出することとしたい。そのために、今年4月から6月にかけて開催される各教区総会において、教団問安使が、教規変

更議案作成に向けての上記素案（「教団機構改定に関する教規変更案」）を提示して説明し、意見を聞くことについて、常議員会の承認を得るために本議案を提出するものである。なお、各教区総会での説明と意見聴取を終えた後、伝道対策検討委員会においてさらに審議し、今年7月に開催される常議員会において、第42回教団総会に提出する教規変更議案を作成することとしたい。これが今後の常議員会で決めたスケジュールです。

もう少し細かく言うと、各教区総会での説明、意見聴取の後、伝道対策検討委員会を開いて、各意見をどうまとめるかを検討しなければなりません。それと7月常議員会の間にどういうやりとりをするかということは、まだ余地があるかと思います。常議員会の前に前段階でのまとめの会を持つ必要があるか、7月の常議員会の一発でうまく議案をまとめることができるのか。その辺は三役、または伝道対策検討委員会での判断ということになるかと思います。

松井睦

聖徒教会の松井です。今回の宣教方策会議において、1つ懸念するのは「**教団のグランドデザイン**」という言葉が使われました。これはかなり未確定な文言ではないかという気がします。と言いますのは「教団のグランドデザイン」という文言は、前々総会期の将来構想検討委員会がまとめた方針の中に盛り込まれていました。その方針は常議員会では承認されないで委員会報告に留められたものです。その将来構想検討委員会の委員会報告の中に「不確かな、教団のグランドデザイン」という文言がある訳です。ですからその言葉が一人歩きすると、かなり問題が出てくるのではないかという気がします。ですから「教団のグランドデザイン」という文言の使い方も、少し慎重にする必要があるのではないかという気がしました。私の感想です。

飯塚拓也

関東教区の飯塚です。昨日関東教区の福島議長が発題された中で、教区の常置委員会で話し合った結果を紹介され、その中に「グランドデザイン」という言葉がありました。そのグランドデザインという言葉が発言した1人が私です。私は今、松井先生が言われた意

味で使ったのではなく、少し違う流れの中で出てきた言葉だということをお話します。

少し具体的なことに触れます。というのは昨日も、また今日も「2030年には教団の教会が半分になる」という話が出てきます。本当にそうなのだろうかと思えます。というのは、これは私の教区だけではなくてすべての教区でそうだと思うのですが、例えば信徒が1人になったとしても、そこに教会があり、その教会の灯をいかにして消さずに、どうしたら教会を残し続けるか、ということへの取り組みが、既に教区では始まっているのではないかと思います。具体的には、1人の教師が複数の教会の兼牧をしたり、あるいは去年東北教区の高橋真人先生をお招きして関東教区で学びましたが、共同牧会、あるいは協力伝道の取り組みということが既に各教区で行われているのではないのでしょうか。

それはすなわち「教団はどんなにこの先厳しい状況になったとしても、教会がそこで無くなるということを考えていない」というデザインだと思います。昨日からの資料を拝見して、資料の2ページ目から始まる「伝道推進と機構改定をめぐって」を読んでいた時に、その辺が見えてきません。これからの教団はこういう教団になっていくのだという、それがあって初めて色んな具体的なことが進んでいくと思います。私がグランドデザインと言った意味は、1つはそういうことです。

これから非常に厳しい時代になって、さらに過疎化が進んだとしても、何としてもそこにある教会1つ1つを本当に守り、支え、共に福音の光を照らしていこうということをしつかりさせる中で、具体的な事に触れて頂きたいという思いがあり、発言しました。

教区の方が動きが早いと思います。教会と直結していますから、教区の方が変化への対応が速い。教団から始めていくとどうしても遅くなるので、何とかスピーディーにいけるように教団が受け止めて下さる、ということを是非お願いしたいと思います。

石橋秀雄

私の思いもそこに強くあります。教区で懸命に小規模教会を支えておられる。教会の伝道の推進、教区の伝道の推進を訴えています、教区の伝道の推進に仕

えることはそういうことで、その教区は本当に必死になって教会を支えておられる。また複数の教会を牧会しながら支えておられる。そのことに教団が仕える業をなして頂ければ、という強い祈りをもって進めておりますので、私もそのコメントと全く同じです。

上原智加子（教師委員会書記）

教師委員会の上原です。話は戻りますが、**教師の戒規を扱う教師委員会**ですが、審査委員会の働きを担っている委員会である以上、信仰職制委員会と教師検定委員会と同じように分けて、独立させる方が良いという意見が、昨日、今日の分団でも出ています。確かに戒規のことは、教師委員会の働きを現状維持の上で、戒規を扱う特設の委員会を新たに立ち上げるのは難しい。しかし改定ということであれば、それなら2つの委員会と同じように独立させた方が良く思うのと、今回の改定案では、それをあえて教務部の中に**教師委員会の位置づけ**をしている、積極的な意義というか、教団機構改定検討小委員会が意図するところを久世先生に聞きたいです。

久世そらち

今回の教規改定は、どうしてもしなければならない改定に絞っていかうということで、教師委員会から戒規を担当する戒規の委員会と、他の教師に関わることを担う部分を2つに分割をすることは、必ずしも今回の改定によってしなければならない事とは思っていません。あるいは、今の小委員会の力量でできる範囲とは考えませんでした。教師委員会の働きは現行教規にも、教師養成機関に関する事項、教師の育成研修および留学などに関する事項、教師の人事交流に関する事項とか色々あって、その1つが戒規です。

ですから、審査機関に相当する戒規の部分だけでなく、その他にも教師委員会として担っている働きがいっぱいあり、小委員会としては、むしろそちらの方が中心的な教師委員会の働きと見て、この「教師部」を教務局の中に置く事にしました。

それからもう1つ、きっぱりとした議論はしていませんが、せつかく教団で発足した「牧会者とその家族のための相談室」の働きは教師委員会の元にあるのかないのか。これは本当に始まったばかりの事でもあり

ますし、事柄から見ても、何とか活かしていきたい。教師委員会と相談しつつ、教師委員会の中に位置づける方に注目していた、と言えるかと思います。

上原智加子

教師委員会の働きの1つとしての「戒規」ですが、戒規に特化するわけではないですが、戒規を扱う時に、教務局の中にあつての教師委員会で扱う場合に、具合が悪いということは考えているのでしょうか？

久世そらち

そのことについては、何度も協議の中で指摘があったところです。繰り返しになりますが、今の段階で、教師の戒規、戒規規則も含めて、1つの新しい委員会をおこすところまでは至っていない、手が届かないところですよ。

松井睦

現行の教規の運用から言いますと、教師委員会と戒規は切り離せません。というのは、戒規の執行は「戒規施行細則」に則って行いますから、その運用は教師委員会がしますから、戒規に関しても教師委員会から独立させるとするならば「戒規施行細則」の改定を目指さなければいけない。かなり複雑になってくると思います。ですから今の教規の改定を最小限にするならば、戒規の運用は教師委員会に委ねられる、ということで取り組んでいかなければいけないという気がします。

秋山徹（教団総幹事）

今、戒規のことが問題になっていますが、確かに戒規は、今の教団の教憲・教規の中で、大きな欠陥です。戒規規則は綿密ではなく、問題が指摘されています。ですから、これについてはかなり本格的に研究を開始しなければなりません。戒規がそもそもどういうものか、戒規を皆で守っていかうという合意がなければ、いくら規則を作っても意味がありません。そういう基本的な原理に立ち、さらに戒規規則を具体的に作っていくことが必要だと思います。

これに関しては、この前の信仰職制委員会で話題になりました。信仰職制委員会の方がまず研究を開始し

よう、ということになり、具体的に戒規規則を取り上げています。

例えばアメリカの長老教会の戒規規則がどのようになっているのかなどについても、また我々と関係の深い他教派でも、もう少し正確な戒規規則を持っているところもありますから、そういうものの勉強から始めようということになっています。

福島純雄

議案を提出する場合には、「経費を要する議案は必要な収支予算を添えなければならない」と 21 条にあります。ですから、**今回教区総会への提示には、予算と経費とを伴います。**経費の変更です。もしかしたら増えるかもしれない、どこか減るかもしれない。そうすると、それを揃えない形での教区総会に対する提示というのは不十分と私は思います。それで7月の段階で、その予算案ができるのかどうか、それがなければ当然 10 月の教団総会の議案として提出できないのですが、そのあたりのことはどうお考えですか？ 久世先生への質問です。

久世そらち

課題はいっぱいあります。自分で自分の足を引っ張るようなことを申し上げますが、仮に、このような教規変更が 10 月に 3 分の 2 以上の賛成で通ったとしても、翌日からその組織が動き始めるものではありません。そのために、昨日から出ている、委員会の働きの新しい組織での振り分け、また実際に新しい担当者が選ばれて、想定されたような動き方を皆が直ぐできるわけではありませんから、それをどう引っ張っていくか。そういう移行期間が必要であることは小委員会でも話をしています。

その移行期間を導く際に、例えば、タクスフォースというような、そういう専門のスタッフが、こういう動き方をして目標に向かえば良いといったことをきちんと理解をして、ある程度の期間、1 年なり 2 年なりの移行を導いていく。そんな働きも必要ではないかという意見も出てきています。

そういうことも付帯決議として盛り込むのであれば、なおさら議案は複雑になり、その予算も必要になります。それがどこまで追求できるか、それもまだま

だやろうと思えばキリがないことですし、教規だけではなくて関連する施行細則とか、他の規定、あるいは宗教法人規則にも及ぶかもしれません。そういった精査を始めとして詰めていかなければならない作業がいっぱいあります。それをできる限り協議会でも検討していきませんが、その到達したところで、7 月の議案作成に臨むほかないと思っています。

古屋治雄

伝道委員会の古屋です。一応、昨日の石橋先生のご発言、また今日の会でのご発言をお聞きすると、教団総会議員定数変更について、これは必ず議案化して教団総会で扱いたい、という先生の意気込みを私は感じています。そのことと、これからの推移によって、常議員定数のこととか機構改定のこと、関連していると思いますが、これは仮定のことになるかもしれませんが、**教団総会議員定数のみに集約した議案になりそうな場合には、常議員定数、あるいは機構改定、このことはどこで触れられるのか。**議員定数変更の提案理由の中で触れるのか、全く触れないのか。その関係が分からないと言いましょか。大変微妙な事だと思えますが、そのあたりのことを石橋先生からお聞きしたいと思えます。

石橋秀雄

色んな委員会と関係があるということは承知しています。

しかしまた同時に、何としても機構改定を進めていかななくてはならない。財政的な事柄を考えますと、まずできることは何かということをおもうわけです。

そういうところで、教団総会議員定数変更の議案については、これは議案化する。議案化することによって次の事柄をどうするかということについては、先程申しましたように**伝道局については枠だけをしっかり決めて頂いて、総会議員定数が確定していく中で常議員の定数を確定する。**そういう形で考えていかなければならないと思っています。

さらに福島先生がお話したように、議決されたその後どうなるかということについては大きな課題です。教団の活動は続けていかなければなりませんので、もっぱら議員定数の事について決議したその後は、継続

的に活動しながら次の議案の作成のために検討し、議案のための作業を進めていく、という形になると思います。

黒田若雄

黒田です。石橋先生、ちょっと確認ですが、今のお話ですと結局、総会議員定数のことを今回は扱います、機構改定については今回は提示はするけども議案としては取り扱わない、と聞こえます。私が受け取っているのと大分違うので。伝道対策検討委員会でお話している時は、最終的にどうなるかは分からないが、今のところ一体で議案化するという方向で、機構改定検討小委員会は議案を作るという指示を受けていると理解していますが、その確認をさせて下さい。

石橋秀雄

機構改定は全体的な事も考えていかなければなりませんし、そういう中で伝道局構想などが出されております。伝道局構想を提示する中で、教団がどのように伝道を進めていくかということについての議論を進めながら検討してきたと思います。そういう面では、言われたように、今回の議案の中で伝道局という枠として一緒にしていただく形で、この議案を提示することになると思います。

従って、今回の提示されている教規変更案についてご承認して頂き、そして今回は総会議員定数に関するこの議案化を含みながら、議案を提示してご承認頂くことになると思います。そういう中で伝道局についての内容的な事柄については、さら議論を進めながら、次の議案化を図るという作業になると思います。

久世そらち

小委員会の委員長としてはとても難しい立場ですが、何とか議案を完成に持っていく作業をしなければなりません。一方で教団総会の運営において三役としては、現実的に今度の総会にどのような議案の提案が良いのか。もしかして小委員会がきちんとできなかったらどうしようというところも考えなければならぬ立場ですので、双方ですごく頭の中を整理しなければなりません。まだ三役としてきちんと詰めている訳ではありませんが、議長の言われるように、総会議員数

のことを何としてでも通す必要がある。教団の財政的な面からしても、少なくとも総会議員数の削減は、何も変化がないということで 2020 年度を終えるわけにはいかないというのが至上命令です。

ですからできるところで言えば、**教団総会議員の削減だけは何とか確保したいですが**、その組織、委員会、大幅な二極構想、改善、改変ということについては、色んな議論が出てきていますから、**もしかすると秋の教団総会に完璧な議案を準備することが難しいのかも知れない**。その時に先程の古屋先生の質問は、総会でどういう形でそのことをその部分を扱うかということであろうかと思えます。

これは雲然先生とも雑談のように色々話をしていますが、例えば組織改変の部分についての議案を提示して、教団総会で議論に付すけれど、それについては継続にするとか、あるいは議案にまとまらないものであっても、協議会の形でそれについて議論をしていただくとか、**色んな形で教団総会の場で機構改定についての意見を交換する機会が持てるのではないかと**、非公式のレベルですが、そういう形の支度もしています。それについても皆さんからも、こういうふうに進めていってほしい、あるいは進めたらいいという知恵も頂ければと思います。

福島純雄

常議員会においてもそうですが、今回宣教方策会議におきましても、久世先生がかなり明確に機構改定に関する教規変更案、新旧の法の改定案を提示しておられるので、我々としてはこれは出てくるものだという理解をしています。議員の定数等に関しましても明確に明記されています。7月の常議員会において、さらに明文化される内容が変わってくるかもしれませんが、教団総会においてはこういう方式の明文化された議案が出てくるものだ我々は理解していますから、教団総会で大いに議論すればいいのではないかと思います。古屋先生の先程のご指摘、質問も、**議案はどのような文案なのかということに収束していると思えます**。ですから、石橋先生のご説明は石橋先生の思いがかなりあって、非常に分かりやすいのですが、教団総会という会議の中で、大事な教規の変更ですから、3分の2以上を取らないといけないのですから、議員

に明確に理解できるような議案の提出の仕方をしないといけません。そうすると久世先生が小委員会でおまとめになった変更議案、旧新の対比の議案が出てくるべきだ、私はそう理解しています。

岡村恒

西東京教区の岡村です。常議員会で承認された案が教区総会で紹介され、説明され、質疑応答されます。今日でもこれだけの質問・意見が出て、教規変更案の対照表ですが、今の規則で10書いてあることが、今度書いてあるのが5ぐらいしかなくて、委員会の位置づけだと、「別途定める」です。スカスカです。そこがみんな不安になっているところで、それはブラックボックスがあるわけです。それが教区総会の議論を経て、委員会を経て、7月の常議員会で議案になりましたと出てくるので、何が出るか分からないブラックボックスを抱えたまま議論しています。教区総会でいくら説明しても、それで3分の2の人が承認、納得できる説明ができないはずです。ある意味で中身が無いですから。ここまで枠ができてかなり詰められているが、みんなが感じあうところまでいってない、まだ分からない。案を出して説明するなら、ゴール地点はせめて明確に見えないと審議ができないし、7月の常議員会で最終的な案が出た時にゴール地点がないと、きちんと読めないと思います。

今日も出てきたビジョンということで、**教区総会に出される石橋先生の議長挨拶の中に、改定案の目的、ゴール地点はこういう教会だという言葉化、日本基督教団を崩壊から救い、支えて行くということがクリアなビジョンで言葉化される必要がある**と思います。そこで初めて、ここで出た意見の下、伝道対策検討委員会に委ね、常議員会に委ね、総会で委ね議論します、という形になると思います。石橋先生の中にクリアなビジョン、教団の存在意義についての明確な言葉化をしていく気持ちはきっと沢山あると思うのですが、是非それをして頂きたい。そういう仕方で教区総会に臨んで頂くように強くお願いをします。

黒田若雄

黒田です。先程岡村先生からブラックボックスという話がありました。きちんとまとめられていないのは

本当に問題だと思います。

教規の中で協議したことで言えば、今、日本の伝道のネットワークを維持するために、各個教会を支えていく教団にシステムチェンジする必要があるのではないか。そのためには、**教団の組織を重くするよりも軽くする必要がある**、そういう意味で教団の働きを整理する必要があるのではないかと。それは1つの大きな方向性です。

そのためには伝道局として、いわゆる専門委員会の働きを統合する形にしていく。伝道委員会の形は、先程久世先生が言われたように、伝道局の働きの中で示されているもので、それぞれ今ある働きを実行委員会形式にするか、伝道局の働きにするか、それとも各教区の働きに委ねるか、というふうにして整理していく。そして、本当に教団が担わなければならないことに特化した形の伝道局を形成していく形で、教団の費用を落としていく。委員会ですった言葉で言えば、各個教会の伝道費を奪わないでしていく。そういう形にしていく必要があるのではないかと、今回の改定で目指していることではないかと思います。それが小委員会でも協議されましたし、伝道対策検討委員会でも説明しました。

司会者

残りの質問から2つ。九州教区の「牧師をシェアしている」という言葉がありましたが、これは皆の中に共通認識としてあるのかというご質問です。

多田玲一

これは私の言葉なので、教区全体・全員にそういう意識があるということではないと思います。

司会者

質問された方、それで宜しいでしょうか？ もう1つ、**今の教団には教会の合併に対してマイナスのイメージを持っているか**、という質問がありますが、誰に対しての質問なのかよく分かりませんが。教会数が減っているとかそういう話があったので出てきたと推測します。

秋山徹（教団総幹事）

事務局サイドから考えれば、教会の合併は色んな形があります。

宗教法人格を持っている教会の解散の場合、実際には解散の形をとらずに合併という処置が一番簡単です。既存の教会と解散する教会を合併させるということで、最近では色んな県の宗教法人担当部署では、是非そうしてくださいと進めるところがあるようです。解散のための合併です。合併という形をとれない場合は、宗教法人が解散する時にはかなり面倒です。裁判所を経て相応の手続きをしなければいけないということがあります。

それから他のケースで言えば、教会と教会とが合同することがあると思います。私が前にいた教会、上尾合同教会は合同教会で、3つの教会が合同しました。それから新庄教会もそうでした。最近そういうふうにして、その地域にあった3つの教会が1つになりましょうというような、ある意味発展的解消という言い方ができるかもしれませんが、合同がみられます。

教会合併がマイナスかプラスかと一概には言えないという回答ですが、そういう様々な内情があることが現状であると思います。

【閉会礼拝】

司式 庄司宜充 宣教委員

奏楽 横山ゆずり

讃美歌 21-412 (昔 主イエスの)

21-402 (いともとうとき)

聖書 コリントの信徒への手紙一 9章 23～27 節

コリントの信徒への手紙一 9章23～27 節

23 福音のためなら、わたしはどんなことでもします。それは、わたしが福音に共にあずかる者となるためです。

24 あなたがたは知らないのですか。競技場で走る者は皆走るけれども、賞を受けるのは一人だけです。あなたがたも賞を得るように走りなさい。25 競技をする人は皆、すべてに節制します。彼らは朽ちる冠を得るためにそうするのですが、わたしたちは、朽ちない冠を得るために節制するのです。26 だから、わたしとしては、やみくもに走ったりしないし、空を打つような拳闘もしません。27 むしろ、自分の体を打ちたたいて服従させます。それは、他の人々に宣教しておきながら、自分の方が失格者になってしまうためです。



説教 宣教委員会書記 田中かおる
「福音のためなら……」

「福音のためなら、わたしはどんなことでもします。それは、わたしが福音に共にあずかる者となるためです」(コリントの信徒への手紙一 9章 23 節)

伝道者パウロがコリントの教会の人々に語った言葉です。福音のためなら、私はどんなことでもします。この一言に、パウロの並々なぬ思いが込められていることは、前後の文脈からも分かります。

皆さんもご存じのように、パウロは紀元 50 年頃にコリントを訪れ、約 1 年半、福音の伝道に努め、コリントの教会が生まれました。パウロの第二伝道旅行の時です。

このコリント教会は、その後大きく成長し、港の大都市コリントで福音の拠点となりました。しかしパウロが教会を離れてから程なく、教会の中には様々な問題が起こり、教会を大きく揺さぶりました。それを知ったパウロが、エフェソ滞在中に教会宛てに手紙を書き、教会がキリストの体なる教会として、主イエス・キリストの福音の上にとしっかりと立っていくことを

願い、教会を励ましました。その思いの中で、福音のためなら私はどんなことでもしますと宣言しています。

パウロはコリントを訪問する前にアテネに立ち寄っています。使徒言行録 17 章で触れられていましたが、アテネでパウロは大きな挫折を味わいました。意気揚々とアレオパゴスの真ん中で復活の主イエスの福音を説いたところ、人々からは嘲笑されてしまったのです。至る所で復活の主の福音を語ってきたパウロですから、それなりに人々の心に届いたという実績を持っていましたが、アテネの人々の冷たい反応は相当ショックではなかったかと想像します。学問や文化の中心地アテネで自分の語る福音は相手にされなかったと。

パウロは早々にその場所を立ち去りました、一刻も早くこの場から消えたいと思ったのかもしれませんが。パウロはその後コリントを訪問しています。そこでパウロは支援者を得たこともあって1年半滞在し、福音を語り続け、多くの人々から賛同を受けました。使徒言行録 18 章 8 節には、コリントの多くの人々もパウロの言葉を聞いて信じ、洗礼を受けたと記されています。

同じギリシアの大都市アテネとコリントで同じ福音を語ったのに、それを受け入れる側の明暗が分かれました。何が違ったのでしょうか？ 実は先程読ませて頂きました 9 章 24 節から 27 節は、コリントの人々に対してのパウロの語り口がよく表れている箇所です。

ある解説書によりますと、パウロはアテネとは語調を変えて語ったと言います。パウロが好んで用いたのは、競技場のレースや拳闘を使った譬えです。コリントの人々には、競技場でのレースや拳闘が一番人気だったそうです。

レースで一等賞の冠はオリーブの葉っぱで作った冠だそうですが、それは冠ではあるけれど、オリーブの葉っぱですからやがて朽ちることも知っているわけです。

そのオリーブの冠、朽ちてしまう冠。でもそれを得るのは一等賞だけ、1 人だけだということ。それからレースや拳闘では、競技者、今の言葉でいうとアスリートでしょうか。アスリートはやみくもに走ったり空

を切るようなことはしない。技術を磨き厳しい節制を自らに課すという努力を怠らない人なんだ、ということ。これをコリントの人々はよく知っていました。

だからパウロがこのアスリートの努力や競技の厳しさを譬えにして、だから伝道者も福音のためなら自分の体を打ちたたいて服従させるという姿勢を語っている。ですから聞いている人たちは、そのアスリートの姿を思い浮かべながら「伝道者もそうだ、なるほど」とよく分かるようになったということです。それがこの前の 23 節で語った「福音のためなら、わたしはどんなことでもします」ということの裏付けになるのです。

つまりパウロは、目の前の人々にどうしたらこの福音が伝わるだろうか、どうやって伝道すれば伝わるだろうかと考えたわけです。人々がよく知っていることを譬えにして、自分の大事なことを伝えようとしたわけです。つまりパウロは、今まで自分がしてきたやり方や語り口を変えてまでも、福音が届くためにはどんなことでもする、そういう姿勢だったわけです。

パウロはやみくもに走ったり、空を切る拳闘とは違うことをしたわけです。そうではない仕方、よく工夫して、相手を知り、福音を語り、伝えるということ、この大切さを体験上知ったということでありましょう。主イエス・キリストの福音を相手に合わせて勝手に曲げたり、優しく書き換えたりするのではなく、受け取ったものを正しく伝えるためにどうやって工夫したらいいだろうかということを考える。パウロが福音を語るなかで、身に染みて感じたことでありましょう。

日本の伝道にもこの姿勢が必要なのではないのでしょうか？ 私たちは相手に合わせるのではなくて、相手をよく知って、その相手に伝わるように、しかし変えてはならない大事な受け取った福音を伝えていく。この努力をパウロはしているのです。受け取った福音を伝道する上で、その土地にあった工夫や、また文化にあった工夫、また伝道する人にあった工夫。これは必ずしも牧師とは限りません。

牧師も信徒も節制することが大事ということ、私はこの箇所から、パウロから学びましたけれども、実はそれを裏付けるような形で、私も自分の遣わされた教会で、福音を伝えるためには、福音を受け取っても

らうためには工夫や節制ということが必要なんだということを教えられました。

それはもちろん色んなことから学んだのですが、ある1つの忘れられない出来事がありました。この出来事は、私があちこちで話しているのも、もしかしたら「あ、田中のまたその話か」と思われる方がいるかもしれないかもしれませんが、一緒にもう一度聞いて頂きたいと思います。それはどんな体験だったかと言いますと「根回し」という植木の技術から、私はこの大事なことを学びました。

実は私が遣わされた安行という土地は植木農業を生業とする土地です。江戸時代から植木の苗木を江戸の町に出荷してきたことや、また植木職人による植木の手入れや植え替え方法などの技術があるのですが、「安行の植木術」技術、ということで、この街の人たちの誇りなのです。

その安行という名前を冠した教会は、実は安行地域にたった1つだけです。幸いなことに安行教会はずっと続いてきて、本当に地元密着の教会です。地元密着なので教会員の方の中には、ご実家が植木業を営んでいるとか、お父さんが植木の職人だったりとか、そのような方が複数いらっしゃいます。

ある時、教会の裏庭に梅の木を別の所から運んできて植え替えることになりました。その植え替えるを、会員のご実家の職人さんが引き受けてくださいました。私もそれに立ち会いました。植木職人の方が、「実際これが安行自慢の根回しだからよく見とけよ！」と言ったので、私もじーっと見ておりました。運ばれてきた梅の木の根は縄でグルグル巻きにされています。この縛り方にも木によって色んな縛り方があるそうで、その木に適した縛り方というのがあるそうです。そしてこの梅の木を植える場所に、植木職人が穴を掘りました。大体根っこの2倍くらいの広さです。掘った穴の真ん中に木の根を置き、そしてある程度固定した後に、今度はその穴に植木職人がジャバジャバジャバジャバ、ホースで水を入れるんですね。そうするとちょっとした池のような状態になりました。植木職人は梅の木がまだそんなに大きくなかったですから、グルグルグルグル根を回すんです。そして「このグルグル回すのが、実は根回しなんだよ」と教えてくれました。グルグル回すのは、移植した木がそこに付いている土も

含めて、この木が新しい土地に根を張るためには、そこでよく混ぜておかないといけないんです。

根をグルグルグルグル回して、自分の根っこ根についていた土と地元の土と、よおく混ぜて、この混ぜ方をちゃんとしないと、ここで手を抜くと、その植え替えた木は根を張れないで枯れてしまうそうです。しかもこの木を移植する時には、その木に適した季節というものもあるそうです。ですからこれを間違えてしまうと、いくらグルグル回しても枯れてしまうということでした。

従って木の移植というのは、植え替える季節を見定め、特殊な技術で根を縛り、移植先の土地に十分馴染むように根回しをする必要があります。こういう適切な世話をして、初めて木が木として新しい土地でも生き続けることができる、根を張ることができる。そういうことが、この「根回し」という技術から私が学んだことです。

このことは伝道者として伝道する上で大きなヒントになりました。木の移植するには、まずその植物の性質をよく知っていなければなりません。それから植え替えようとする土地の性質もよく知っていなければなりません。さらにそれに適した時期も知っていなければならぬし、どんな栄養を与えたらいいか、どんな世話が適切なのかということを知る必要があります。

よく知ることは、つまり愛することです。神様から託されたこの尊い土地、昨日石橋先生が読んでくださった聖書の箇所「神の畑」ですね。この土地をよく知って、愛を持ってその土地を耕すこと。これが伝道者の役割なのだということに気づかされました。

今日の箇所の少し前、3章6節には、昨日石橋先生が読んでくださった箇所の少し前ですが「わたしは植え、アポロは水を注いだ。しかし、成長させてくださったのは神です」と有名な言葉があります。これは、パウロが体験した伝道の挫折と工夫、それから節制の必要性、そういうことが全部神の畑を耕すことに繋がっているということです。それこそ、この福音がどうしたらこの土地に根付くか、それを知るためならなんでもするという姿勢です。

競技者が自ら節制して、やみくもに走ったり、空を切るような拳闘をしないために励む。そういうやり方

じゃない形で励むことは、ちょうど伝道者が、やみくもに走ったり空を切るような拳闘をしないで、良く土地を愛して、その土地に福音が根付くことを願って、福音のためならなんでもするという姿勢と重なります。

その努力は、最終的には成長させてくださる神様に信頼することでもあると思います。ここにおられる皆さんは、それぞれ遣わされた土地を愛しておられる。ゆえにこの宣教方策会議のために集まっておられるということ、この2日間を通して実感しました。

受け取った福音がどうしたら日本という土壌の中で根付くだろうか、ということであれやこれやと色々な角度から考えるわけです。それを皆さんが熱く語っていらしたことを、私も受け止めてとても熱くなりました。

伝道はうまくいくこともあれば、壁にぶつかる時もあります。教勢があがる時もあれば一向に増えない時もある。それどころか減る一方に見える時もあります。穏やかな日々の時もあれば、迫害される時もあります。しかしいずれにしても、教会の働いている意味が分かってのことです。それが分からないと、教会はただの人の集まりになってしまいます。

パウロは教会が建てられていることの意味が良く分かっている伝道者でした。教会は、ただの人間の集まりではないということを知っている伝道者でした。だからやみくもに走ったり、空を切ることはしない。技術を磨き、厳しい節制を自らに課すという努力を怠らない、そういう伝道者でした。そして矛盾するようですが、福音のためならなんでもするという、そういう姿勢を貫くことができたと思います。やみくも走るのではなく、しかし福音のためならなんでもする。ここに私たちの伝道の姿勢のヒントが示されていると思います。

もちろんパウロがそうすることができたのは、主が共に走ってくださるからということを知っていたからでした。成長させてくださるのは神ということを知っているから、なんでもできたのです。福音のなんたるかを知っているからできたのだと思います。

ではその福音とはなんでしょう？ それは言うまでもなく、主イエス・キリストの十字架の贖いと、復

活による罪からの救いの福音です。教会が提供できるのは、これが最大の事です。このことから私たちは、あれもしようこれもしよう、この土地に福音が根付くためにはどうしたらいいのだろうかということを考え実践していくことだと思えます。

それで、この罪からの救いを伝えるために建てられたのが教会です。パウロが中心となって教会は建てられました。パウロは決してブレずに伝道した人だと言うこともできると思います。そして私たちもそうでありたいと願います。

この日本の土地に福音の種が撒かれ、教会が立ち、そして主のくすしき摂理によって、日本基督教団が与えられました。このことについて色々言う人はいます。しかし、このくすしき摂理によって与えられた日本基督教団そのものが神の御業であると信じます。

主イエス・キリストの十字架の贖いと復活による罪からの救いという、この神の御業を映し出す教会、このことを私たちは託されています。ですからその御業に生かされている者として、やみくもに走るのではなく、しかし福音のためならなんでもすると、このことに共に邁進していきたいと願います。

先立つ主イエス・キリストによって、私たちも福音のためなら主イエス・キリストのためならなんでもするという思いを新たにして、共に力を合わせてまいりましょう。ここから遣わされていきたいと願います。お祈りいたします。

【資料】78～122頁

教団伝道推進基本方針展開検討小委員会
委員長 岸 俊彦（東京教区総会議長）

伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～

1. 第15回教団総会（1968年）
 - (1) 「機構改正案並びに教団機構改正に伴う教規変更案に関する件」
 - ① 信仰告白の実質化による一致
 - ② 会議制を伝統的教会制度と折衝させて教団の教会観を明確化
 - (2) 教団は教区に仕え、教区は教会に仕える
2. 教団伝道対策検討委員会（40・41総会期）
 - (1) 教団機構改正ではなく機構改定
 - (2) 教勢の減少と財政逼迫に対応する
 - (3) 伝道に資金と人材を集中する機構へ
3. 「教団伝道推進基本方針」（2017年40総会期第2回常議員会制定、2019年41総会期第2回常議員会改訂）

1 祈祷運動—共に祈ろう 2 信徒運動—共に伝えよう 3 献金運動—共に献げよ

 - (1) 宗教改革の信仰を受け継ぐ—恵みのみ、信仰のみ、聖書のみ
 - (2) 主の招きにこたえて、大宣教命令（マタイ28・18-20）に従う
 - (3) 日本基督教団信仰告白を告白し、教憲・教規に基づき伝道する
 - (4) 教団は教区に仕え、教区は教会に仕え、全ては主の栄光のために
4. 「教団伝道推進基本方針」展開
 - (1) 礼拝と伝道の拠点となる1685の教会・伝道所のネットワークを維持、強化
 - (2) 「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日）実施
『信徒の友』に16教区、5支区の教会・伝道所掲載
 - (3) 「全国伝道推進献金」実施
 - ①教会・伝道所指定、②教区指定、③教団伝道推進のため、④信徒運動のため
 - (4) 広報活動
教区に窓口となる委員、委員会設置のお願い
※ 東京教区『教団伝道推進基本方針』展開委員会
5. 今後に向けて
 - (1) 「全国伝道推進献金」運用について
 - ① 経費は伝道推進室予算から支出 ② 指定献金の送金 ③ プールした献金の使途協議
 - (2) 41総会期第7回常議員会までに「教団伝道推進基本方針」展開の再検討
 - (3) パウロによるエルサレム教会への献金運動（2コリント8-9章）＝主にある一致のため

「苦しみによる激しい試練を受けていたのに、その満ち満ちた喜びと極度の貧しさがあふれ出て、人に惜しまず施す豊かさとなったということです。わたしは証しますが、彼らは力に応じて、また力以上に、自分から進んで」(2コリント8・2,3)

「進んで実行しようと思った通りに、自分が持っているものでやり遂げる」(同8・11)

「主が豊かであったのに、あなたがたのために貧しくなられた。それは、主の貧しさによって、あなたがたが豊かになるためだったのです」(同8・9)

(4) 災害救援のために教団が一致して対応、同じように伝道のために一致して取り組む教団

(5) 年金局の働き(1964年)と「隠退教師を支える運動」(1978年)

※2018年度「謝恩日献金」4160万円、「隠退教師を支える運動100円献金」6600万円

「謝恩日献金」参加率58%、「隠退教師を支える運動100円献金」参加比率55%

(6) 「全国伝道推進1億円献金」

「教団機構改定に関する教規変更案」伝道局、教務局構想

→教務局は負担金で、伝道局は献金で

教団伝道対策検討委員会より常議員会への提案

2019年4月15日

教団伝道対策検討委員会

委員長 石橋 秀雄

教団伝道対策検討委員会において、以下の提案をいたします。

よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

【提案1】「教団伝道推進基本方針」の改訂

40 総会期第2回常議員会（2017年7月11日）において制定した「教団伝道推進基本方針」について、その内容を検討し、下記のように改訂することを提案します。

教団伝道推進基本方針（改訂案）

「イエスは、近寄って来て言われた。『わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にきなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。』」（マタイによる福音書 28 章 18～20 節）

1. 祈禱運動 ー共に祈ろうー

主の伝道命令に従い、500年を経た宗教改革の信仰を受け継ぎ、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日）を設けて共に祈りを合わせる。

2. 信徒運動 ー共に伝えようー

礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪のゆるしの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。

3. 献金運動 ー共に献げようー

日本の各地にあつて、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。

2017年7月11日 40 総会期第2回常議員会 制定

2019年4月15日 41 総会期第3回常議員会 改訂

※本資料の4頁に対照表を掲載してあります。

【提案2】「教団伝道推進基本方針」の展開の検討

「教団伝道推進基本方針」については下記のような具体的展開を検討しています。今後さらに検討の上、常議員会で審議し、実行を目指します。

教団伝道推進基本方針の展開

「イエスは、近寄って来て言われた。『わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしてください。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。』」（マタイによる福音書 28 章 18～20 節）

1. 祈禱運動 ー共に祈ろうー

主の伝道命令に従い、500 年を経た宗教改革の信仰を受け継ぎ、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第 3 主日）を設けて共に祈りを合わせる。

『信徒の友』の「ここに教会がある」欄や「日毎の糧」欄において、自分が所属している教会が紹介され、全国の主にある兄弟姉妹から祈っていただくことは大きな喜びであり、伝道活動の励ましである。そのように、日を定め、教団所属の教会・伝道所において、教団の伝道の推進のために祈りを合わせることで、全体教会に連なっていることの喜びと励ましを得る機会とする。

〔展開〕

- ① 教団公式ホームページで、教団所属の教会・伝道所に「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第 3 主日。略称「伝道推進日」）を知らせるほか、ポスターおよびチラシを作成し、送付する。
- ② また、月に一度『教団新報』にお知らせを掲載する（1 面にバナーを設けて 3 つの運動名を掲示するほか、最終頁のコラム欄の横に伝道推進基本方針を掲載する）ほか、『信徒の友』においては枠を設けるなど、毎号呼びかけの文章を掲載する。
- ③ 各地において伝道に励んでいる教会・伝道所を各教区・支区より推薦してもらい、全国の教会・伝道所に紹介するほか、実際に教会で祈りを合わせることで得た恵みを紹介する。

2. 信徒運動 ー共に伝えようー

礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪の赦しの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。

信徒一人ひとりが日々の生活において主イエス・キリストの恵みを分かち合い、福音の証しと伝道に励む信徒として成長することを教団全体で祈り、そのための教会や教区等での取り組みの推進を促す。

〔展開〕

- ① 各教会・教区等に、伝道に励む信徒養成のための学びの機会をもつことを呼びかける。また、そのような学びの場に、教団より信徒の講師を派遣する。
- ② 教団・教区等において信徒の集会をもつほか、証しの文章を作成し、各教会・伝道所に配付する。
- ③ 各教区・教会に『伝道アイデアパンフレット』（2012 年。教団伝道委員会発行）の活用を呼びかける。
- ④ 教団における信徒を中心とした諸活動と連携して活動し、共に伝道する。

3. 献金運動 ―共に献げよう―

日本の各地にあって、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。

主の恵みに感謝し、献身のしるしとして、喜びと感謝をもって献金をすることによって堅固な信仰の土台が形成される。日本伝道の推進のために、その町に一つしかない教会・伝道所や、その地域における伝道の拠点となっている教会・伝道所を支援するため、「全国伝道推進献金」を開始する。

〔展開〕

- ① 毎月第3主日礼拝の際に祈りに覚えた教会のために「全国伝道推進献金」を献げること呼びかける。献げられた献金については伝道推進室が送金する。
- ② 教会からの申請により、教団が発行している諸伝道ツール（『こころの友』、『信徒の友』、伝道推進室発行のトラクト・デカポスなど）を贈呈する。
- ③ 教団公式ホームページの内容の充実（近くの教会を紹介するページを設けるなど）のために用いる。

教団伝道推進基本方針〔改訂案対照表〕

現 行	改 訂 案
<h3>教団伝道推進基本方針</h3>	<h3>教団伝道推進基本方針</h3>
<p>「イエスは、近寄って来て言われた。『わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にきなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。』」(マタイによる福音書 28 章 18～20 節)</p>	<p>「イエスは、近寄って来て言われた。『わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にきなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。』」(マタイによる福音書 28 章 18～20 節)</p>
<p>1. 祈祷運動 ー共に祈ろうー</p> <p>主の伝道命令に従い、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」(毎月第 3 主日)を設けて共に祈りを合わせる。</p> <p><u>特に 2017 年は宗教改革 500 周年記念の年として、10 月 31 日の宗教改革記念日に向けて日本伝道の推進を祈る。それ以後は、毎月第 3 主日を「日本伝道の推進を祈る日」として、教団所属各教会・伝道所等において祈りを合わせる。</u></p>	<p>1. 祈祷運動 ー共に祈ろうー</p> <p>主の伝道命令に従い、<u>500 年を経た宗教改革の信仰を受け継ぎ</u>、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」(毎月第 3 主日)を設けて共に祈りを合わせる。</p>
<p>2. 信徒運動 ー共に伝えようー</p> <p>礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪のゆるしの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。</p> <p><u>そのために、教会・教区・教団において、伝道に励む信徒の養成のための学びや役員の研修などを持つ。</u></p>	<p>2. 信徒運動 ー共に伝えようー</p> <p>礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪のゆるしの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。</p>
<p>3. 献金運動 ー共に献げようー</p> <p>日本の各地にあって、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。</p> <p>(2017 年 7 月 11 日 40 総会期第 2 回常議員会 制定)</p>	<p>3. 献金運動 ー共に献げようー</p> <p>日本の各地にあって、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。</p> <p>2017 年 7 月 11 日 40 総会期第 2 回常議員会 制定 <u>2019 年 4 月 15 日 41 総会期第 3 回常議員会 改訂</u></p>

教団機構改定検討小委員会 委員長 久世そらち

41-06B 資料 12-⑤

2020. 2. 3~4

日本基督教団 41 総会期

(2019年12月6日伝道対策検討委員会資料)

教団機構改定検討小委員会協議の概要

1・全体像として

1) 本委員会の職務について

- ・前期教団伝道対策検討委員会から出された「教団機構改定案 骨子(以下「骨子」と表記)」に基づきながら、必要な検討を行い、常議員会が教団総会に提出する教団機構改定の原案を作成するため、伝道対策検討委員会のもとに本委員会が設置されたことを確認した。

2) 機構改定の必要性

- ・教団機構改定を検討することになった出発点は、第40回教団総会における教勢・財政の将来的な危機の指摘であり、そのような危機に向けて対策を講じることの緊急性が常議員会で確認されたことによる。
- ・この課題への対策の方向性は、単に教団の財政問題として検討されることではなく、全教団的に伝道に集中する体制をどう構築していくかということと深く繋がっている。この両面が深く繋がっていることを確認して、検討を行う。
- ・この課題への検討の上で受け止めなければならないのは、教団の各教会が地域に建てられた伝道の拠点であり、この伝道のネットワークが日本伝道において重要な役割を担っていることである。そのネットワークを支えていく責務が教団にあることを受け止め、そのための体制を模索することが求められている。
- ・教団財政は、各教会の負担金によって支えられていることを自覚した。それゆえ、教団が現在の機構をそのまま維持することは、結局各教会に過重な負担を強いることを確認した。
- ・この委員会で検討される機構改定は、財政面での課題から基本的には削減の方向に向かうが、単に縮小均衡を目指すのではなく、外部の働きと連携していくなど、新しい可能性を探っていくことでもあることを確認した。

2・教団総会・常議員会について

1) 教団総会議員について

①議員数について

- ・「骨子」に提示されている教区選出議員数教職・信徒合計200名という議員数について、委員会としては適当と判断している。
- ・その理由は、①教団の各教会の会員数が減少している現状を鑑みれば議員数削減は必要と考えられること、②会議として実質的な協議ができる規模に近づけること、③教団や教区の財政面に適った規模とすること、が主な理由である。
- ・この規模の総会となれば、教会で開催することも可能となり、財政面のみならず、教会会議として相応しい形となると考えられる。
- ・議員数が削減され、教会で教団総会を行うことができるようになれば、会場費など大幅な費用削減が見込まれる。また、教区などが負担している宿泊費の補助も減額となり、教団財政だけではなく、教区財政に対しても大きな意味を持つと考えられる。

- ・推薦議員について、「骨子」では全廃の方向であったが、実務上必要となる可能性がある。そのために、教区総会の推薦議員数に倣って、推薦議員を16名以内とすることを提案する。
- ・推薦議員は、あくまで必要最低限（委員会の協議の中では、教団三役、教団常任常議員、宗教法人責任役員、宗教法人会計監査委員で教区選出議員ではない者）とする方向を求めたい。
- ・「教会会議として相応しい規模があるのではないか」との意見があった。一方で、ほとんど発言の機会がない現状は、必ずしも相応しいものではないのではないかとこの意見もあった。

②教区選出議員の配分について

- ・教区選出議員の配分の方法については、基本的に現行教規の方法を踏襲したい。
- ・その中で、最初に教区に配分する議員数を3名から2名に変更することを提案する。議員数がおおよそ半分になることを踏まえ、この提案を行いたい。2名とすることで、小規模教区の議員数への配慮としたい。ただし、実際に配分される議員数のシミュレーションで見れば、大規模教区を含め、現在の議員の半数より少なくなる教区はないことを確認した。
- ・この件の協議の中で、全体へのバランスを考え1.5名を配分するという案も出された。しかし、実務的な面で、難しいことも確認した。

③教団総会特別委員について

- ・教団総会特別委員は、教規の現行規定の通りが適当と判断している。
- ・その理由は、委員会としての最低必要な人数と考えられること、教規第24条②によって、その時々委員数を柔軟に対応できること、からである。

2) 常議員会について

①常議員数について

- ・「骨子」にある、常議員数を教職6名、信徒6名とし、三役を加え15名（現行30名）で常議員会を構成することを適当と判断している。
- ・教団総会議員数が削減される以上、常議員数の削減は必要と、委員会では考えている。
- ・常議員数が削減できれば、その分の交通費や宿泊費などが削減される。
- ・単に財政面からの削減だけではなく、実質的な審議ができる規模を目指すという意味でも、削減が必要ではないかとの意見があった。
- ・その場合の削減数は、教団総会議員数の「おおよそ半数削減」に倣うことが妥当性を持っているのではないかと考えている。
- ・常議員会の協議の中で、15名が教区数を下回っていることが適当かとの意見があった。検討をしたが結論は出ず、このような意見があったことを付して、伝道対策検討委員会に提示することとした。
- ・常議員会の在り方についてはいろいろと意見が出たが、本委員会の責任範囲を超えることと判断し、常議員会の協議に委ねることとした。

②常任常議員会について

- ・「骨子」にある、常任常議員数を教職1名、信徒1名とし、三役を加え5名（現行10名）で常任常議員会を構成することを適当と判断している。
- ・これも、教団総会議員数が削減される以上、常任常議員数の削減は必要と、委員会では考えている。
- ・削減数については、教団総会議員数の「おおよそ半数削減」に倣うことが妥当性を持っているのではないかと考えている。しかし、三役の比重があまりにも重すぎるのではないかとの意見もあった。一方で、常任常議員会の役割が、教規のように緊急やむを得ない事項の処理に限られているのであれば、5名で適当との意見もあった。

3・事務局・委員会の改変について

1) 全体的な姿として

①検討の方向性として

- ・今回の検討では、「骨子」に従って、教団の事務局及び各委員会の働きに限って検討したので、年金局や出版局、局に準ずる部落解放センターの位置づけについては、検討案に加えていない。ただし、今後の教団の働きを考えると、年金局や出版局、部落解放センターの働きについてどう位置付けていくのか、検討課題として残されることを常議員会に伝えることを確認した。
- ・教団の財政において人件費が大きな位置を占めるが、現在の働きを維持しようとするれば、これ以上の人員の削減は難しい。教団全体の働きを見直し整理する以外に、教団における財政の大幅な削減の道がないことを確認した。
- ・教規では執行の責任は幹事にあり、各委員会は議決機関であるが、現状では各委員会の委員が執行の責任も負う体制となっている。これは、教団の幹事の体制を考えれば、やむを得ないこと判断される。むしろ、幹事と委員会が共に執行を担っていく体制を目指すべきであるとする。そのための教務局（「骨子」では総務局）と伝道局を設置したい。

②教務局・伝道局を設置することについて

- ・「骨子」にあるように、現在の教団の事務局と審査機関を除く各委員会の働きを、教務局と伝道局の2局に整理し、集約することとしたい。
- ・新しい2局体制について、その方向性は適当と判断しているが、委員会の中で名称については意見が出された。すなわち、年金局と出版局で言われる「局」と、教務局と伝道局で言うところの「局」では役割が違っていることに理解を求める必要があるとの意見があった。
- ・「骨子」の総務局という名称を教務局との名称に変更して提案したい。この局で担う事項が、全体として教務関係の働きであることによる。

③審査機関について

- ・「骨子」において総務局の執行委員会として位置づけられていた信仰職制委員会と教師検定委員会は、審査機関なので教務局から独立した委員会とし、教団総会の下に置かれる委員会としたい。

2) 教務局について

①教務局設置について

- ・「骨子」にあるように、主として教務関係の働きに担う部署として、教務局を設置することとしたい。
- ・教務局は、総幹事の責任の下に働きを担うこととしたい。
- ・構成は、「骨子」6部体制に対して、総務部、対外部、財務部（「骨子」では経理部）、教師部の4部体制を提案したい。提案の理由は、出来る限り組織の簡素化と働きの効率化を目指したことによる。

②総務部の働きについて

- ・総務部は、「骨子」の教務部、宗教学人部、広報部の働きを担う。なお、総務部の下に実務委員会として広報委員会を置くこととする。
- ・対外部は、海外教派との渉外、宣教師の受け入れ、宣教の派遣などの働きを担う。更に、国内他教派と渉外も担当することとする。対外部には、執行委員会として対外委員会（現行世界宣教委員会）を置く。

- ・財務部は、財務全般の働きを担う。財務部には、執行委員会として財務委員会（現行予算決算委員会）を置くこととする。財務委員会では、単に予算・決算を検討するだけでなく、財務全体にわたって関わっていくものとする。
- ・教師部は、教師養成機関との関わり、教師の育成、教師の戒規の働きを担う。教師部には、執行委員会として教師委員会を置く。また、牧会者と家族相談室についても責任を負い、そのための運営委員会を置く。

3) 伝道局について

①伝道局設置について

- ・「骨子」にあるように、伝道局を設置することとしたい。
- ・構成について、伝道局を設置して、その執行委員会として伝道局委員会を置きたい。この伝道局委員会は、現在の宣教委員会と宣教委員会下の専門委員会を統合するものとする。
- ・伝道局には伝道局長は置かず、基本的には教団総会の責任の下に置き、伝道局委員長は、総幹事との協力体制の元、伝道局を運営する体制とする。
- ・世界宣教委員会が担っていた働きは、基本的に教務局の対外部が担うが、特に世界宣教に教団としてどう関わっていくのか等の課題は、伝道局の働きの中に位置づけられる必要があることを確認した。

②伝道局の働きについて

- ・機構改定の議案に伝道局の働きについて盛り込むことはできないが、伝道局設置の必要性の説明に繋がるので、伝道局を設置後の働きの概要についても検討をした。
- ・これまで、宣教委員会と宣教委員会下の専門委員会において担われてきた働きは、この伝道局が統括することとする。ただし、これまでと同じ働きを担うことは、教団の現状から考えて不可能なので、整理する必要があることを確認した。ただし、このことは、単なる活動縮小ではなく、他団体との連携や教区主体の働きへの支援など、新しい形での活動の展開を模索していきたい。
- ・伝道局の働きの形として、以下のような姿を、具体案として検討した。
 - *伝道局委員会主催の働き
 - 例) 宣教方策会議、各種援助
 - *課題ごとのプロジェクトチーム（実行委員会方式）の編成
 - *課題ごとのプラットフォームの設置・運営
 - *諸教区の主体的な活動への支援
 - 例) 教区担当者会議、教区間協議会
 - *教団自主活動団体との連携
 - *教団内有志の活動との連携
 - *教団外他団体の活動との連携
- ・協議の中では、伝道局委員会を20名以内の委員数とし、その中に伝道・教育・社会の各担当者を複数名置くという提案もあった。

日本基督教団 41 総会期

教団機構改定検討小委員会協議の概要（2）

4・機構改定の教規案について

1) 具体的な教規変更案について

- ・「世界宣教委員会」を「対外委員会」と変更することについて、国内の他教派との関係への対応も担う委員会として「対外委員会」という名称が提案されたが、委員会の担当範囲をこれまで通りとして、「世界宣教委員会」の名称を残すべきであるとの意見もあった。この点は、一応「対外委員会」として常議員会に提示するが、常議員会の協議に委ねることとした。
- ・変更案第46条について、教団伝道対策検討委員会後の委員会で、「本教団は、教団総会の下に審査機関として、以下の常設委員会を置く。」の表現が相応しいと確認した。ただし、既に伝道対策検討委員会が終了しているので、常議員会に提示をして、必要ならば、常議員会の責任において修正していただくこととした。

2) 教規施行細則について

- ・教規施行細則について、第5条の変更が必要なこと、また、早急に変更案を作成する必要があることを確認した。
- ・教規施行細則の変更案を本委員会で作成する場合には、本小委員会が担うべきかどうか、常議員会での確認が必要との意見があった。また、常議員会の下に、別委員会を組織する可能性もあるのではないかと意見もあった。
- ・あくまで準備段階の協議として、変更案を検討した。第5条第1項の委員数の内、伝道局委員会の委員数については、「12名」と「20名」という意見があった。また、第5条で委員数が明示されているが、「若干名」もしくは「〇名以内」など委員数を明示せず、その時々必要に合わせて常議員会で定めることが相応しいとの意見があった。

3) 教務局規定と伝道局規定について

- ・事務局規定については、教務局規定に変更する必要があるが、大幅に組織が見直されるので、抜本的な変更が必要となることを確認した。
- ・伝道局規定を新たに作成する必要があることを確認した。
- ・事務局規定の変更案を作成や伝道局規定を作成する場合には、本小委員会が担うべきかどうか、常議員会での確認が必要との意見があった。また、常議員会の下に、別委員会を組織する可能性もあるのではないかと意見もあった。
- ・伝道局規定を作成する場合には、本小委員会が担うべきかどうか、常議員会での確認が必要との意見があった。

5・その他常議員会で検討の必要のあること

1) 議案の取り扱いについて

- ・議案の取り扱いについて、委員会では教規第1章の変更（主として教団総会議員数及び常議員数変更）と第2章の変更（主として教務機関の機構改定）を別の議案として取り扱った方が良いのではないかと意見があった。常議員会に検討を求めることとした。

2) 移行期間について

- ・伝道局委員会の働きについては、大幅に働きが見直されることになる。教規変更が教団総会

で可決された場合には、常議員会の下に時限的な委員会を設置して、これまで宣教委員会と宣教委員会下の専門委員会が担ってきた働きを整理しつつ、どのように担っていくのか検討し、更に、実施状況を見ながら具体的提案をしていく必要があることを、常議員会に伝えることとした。

- ・教務機関の機構改定後の組織への移行は、2021年度からということを確認した。この点の確認を常議員会に求めたい。
- ・常議員数の削減については、第42回教団総会で可決された場合には、削減した員数で常議員会選挙を行うのか、検討が必要との意見があった。第42回教団総会では、教団総会議員数も現行通りなので、常議員数も現行通りが相応しいのではないかとのいうものであった。一方で、可決された以上、その員数に従って選挙を行うべきではないかとの意見もあった。

5・今後の課題として残されるもの

1) 大きな方向性として

- ・本小委員会は、常議員会の決定に従って、「骨子」に基づく教規変更案の作成を行う実務委員会として働きを担った。その意味で、今後の教団の在り方についてどのように考えていくのかについては、改めて検討を進めていく必要があることを常議員会に伝えることとした。
- ・本小委員会の設置の目的から、教団事務局及び常設委員会に関する機構改定について集中して審議をしたが、教団出版局や部落解放センターの位置づけについては、課題として残されていることを確認した。

2) 教規変更に関して

- ・今回の教規変更案は、第1章、第2章の変更に限ったが、協議の中で、「第9章 財産管理」についても検討の必要があるとの意見が出された。
- ・教師委員会の所管事項に「教師の戒規に関する事項」があるが、本来審査機関として独立させるべきではないかとの意見があった。しかし、様々な議論が必要な事項が含まれているので、今回は現行通りの組織として提案をしている。けれども、戒規を担う組織をどうしていくのか、この課題は残っていることを確認している。

3) 宗教法人規則に関して

- ・宗教法人「日本基督教団」規則第29条の「事務局」という表記について、協議を行った。「教務局」が宗教法人法上の「事務局」であることを確認することで当面は対応するとしても、時を置かずに宗教法人規則の変更にも取り組むべきとの意見もあった

差し替え

41-06B 資料 17-①

2020. 2. 3～4

(差し替え)

議事 18

教団機構改定に関する件

提案者 議長

議案

第42回教団総会に提出する教団機構改定に関わる教規変更議案について、下記の「教団機構改定に関する教規変更案」を素案として、同議案を作成することとする。

「教団機構改定に関する教規変更案」(対照表)

現 行 教 規	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第1節 教団総会 (議員および准議員)</p> <p>第1条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 185 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 185 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者 30 名</p> <p>第2条 各教区において選出すべき前条第1号および第2号の議員数は、各教区に教師、信徒各3名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を3分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第23条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">(特別委員および常任委員)</p> <p>第24条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 5名</p> <p>(3) 議事運営委員 5名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第29条まで変更はないため略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 教団総会及び常議員会</p> <p style="text-align: center;">第1節 教団総会 (議員および准議員)</p> <p>第1条 教団総会は、次に掲げる議員をもって組織する。</p> <p>(1) 各教区総会においてその教区総会議員である教師の内から選挙された者総数 100 名</p> <p>(2) 各教区総会においてその教区総会議員である信徒の内から選挙された者総数 100 名</p> <p>(3) 教師または信徒で、常議員会の議決を経て教団総会議長が推薦した者。ただし、その数は16名を超えないものとする。</p> <p>第2条 各教区において選出すべき前条第1号および第2号の議員数は、各教区に教師、信徒各2名をとり、残数を教会数、教師数および信徒数それぞれの百分比の和を3分した数を基準として定める。</p> <p>(以下第23条まで変更はないため略)</p> <p style="text-align: center;">(特別委員および常任委員)</p> <p>第24条① 教団総会は、開会中、次の特別委員を置く。</p> <p>(1) 報告審査委員 15名</p> <p>(2) 建議請願審査委員 3名</p> <p>(3) 議事運営委員 5名</p> <p>(4) 教区記録審査委員 17名</p> <p>② 教団総会は、必要のあるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。</p> <p>(以下第29条まで変更はないため略)</p>

第2節 常議員会

第30条① 本教団に常議員会を置く。

② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教団総会議長、副議長および書記
- (2) 教団総会の互選による者 27名。

③ 前項第2号の常議員は、教師 14名 信徒 13名 とする。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない。

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師 7名 信徒 7名 の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。

(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者 7名 をもって常任常議員会を組織する。

(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を統括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携協調をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(常設委員会および特設委員会)

第40条① 本教団に次の常設委員会を置く。(→整理して第41条、第44条、第46条へ)

- (1) 宣教委員会

第2節 常議員会

第30条① 本教団に常議員会を置く。

② 常議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教団総会議長、副議長および書記
- (2) 教団総会の互選による者 12名。

③ 前項第2号の常議員は、教師 6名 信徒 6名 とする。ただし、総会の議決によって変更することを妨げない。

第31条 教団総会議員が前条第2項第2号の互選を行うときは、教師 3名 信徒 3名 の補充員を選び、あらかじめその順位を定めなければならない。

(以下第36条まで変更はないため略)

第37条① 教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による者 2名 をもって常任常議員会を組織する。

(以下第38条の2まで変更がないため略)

第2章 教務機関

(教団総会議長の総括行為)

第39条 教団総会議長は、おおむね次の方法によって、本教団の教会的機能および教務を統括するものとする。

- (1) 常設委員会その他教務機関に、報告を求め、また発議し、必要あるときは、各種委員会の委員長を招集し、協議すること
- (2) 教区に報告を求め、必要あるときは、教区総会議長を招集し、協議すること
- (3) 総幹事に報告を求め、その執行状況を検討・評価し、必要あるときは、これに指示を与えること
- (4) 諸機関の連携協調をはかり、またそのために緊急の取り計らいをすること
- (5) 常議員会に諮問し、また発議すること

(執行・審査機関)

第40条 本教団に、教団伝道局を置き、教団総会議長が統括する。

<p>(2) 教師委員会 (3) 信仰職制委員会 (4) 教師検定委員会 (5) 予算決算委員会 (6) 世界宣教委員会</p> <p>② 常設委員会は、次条以下に掲げる事項について審査・議決にあたり、その執行状況を 監理する。</p> <p>第 41 条① 宣教委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 宣教の基本方策に関する事項 (2) 宣教の総合活動に関する事項 (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡 (4) その他宣教に関する重要な事項</p> <p>② 前項第 1 号および第 3 号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。</p> <p>③ 宣教方策会議は宣教委員、教区の宣教関係代表者その他宣教委員会において必要と認められた者をもって構成する。</p> <p>④ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。</p> <p>第 42 条① 宣教委員会に、次の常設専門委員会を置く。(→削除)</p> <p>(1) 伝道委員会 (2) 教育委員会 (3) 社会委員会</p> <p>② 伝道委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 農村・都市・産業伝道および開拓伝道など伝道の調査・企画 (2) 前号の伝道の進展に必要な会堂・附属建物の建築・土地購入に 関する援助および指導 (3) 関係委員の推薦 (4) その他伝道の進展に必要な事項</p> <p>③ 教育委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画 (2) キリスト教教育主事の育成・指導に必要な事項</p>	<p>第 41 条① 教団伝道局に、常設委員会として伝道局委員会を置く。</p> <p>② 伝道局委員会は、次項に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。</p> <p>③ 伝道局委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 宣教の基本方策に関する事項 (2) 宣教の総合活動に関する事項 (3) 教区の宣教関係委員会との協力および連絡 (4) その他宣教に関する重要な事項</p> <p>④ 前項第 1 号および第 3 号の事項の処理のため宣教方策会議を開催する。</p> <p>⑤ 宣教方策会議は宣教委員、教区の宣教関係代表者その他宣教委員会において必要と認められた者をもって構成する。</p> <p>⑥ 委員会活動を側面から助けるために、自主活動団体を組織することができる。</p> <p>第 42 条 教団伝道局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p>
---	---

<p>(3) 青年の指導に関する事項 (4) 学校との協力および連絡 (5) 関係委員の推薦 (6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項</p> <p>④ 社会委員会は、次の事項をつかさどる。 (1) 社会活動に関する調査・企画 (2) 社会福祉団体との協力および連絡 (3) その他社会問題に関する事項</p> <p>第 43 条 教師委員会は、次の事項をつかさどる。 (→第 44 条⑤へ) (1) 教師養成機関に関する事項 (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項 (3) 教師の人事交流に関する事項 (4) 教師の戒規に関する事項</p> <p>第 44 条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。(→第 47 条へ) (1) 本教団の信仰告白に関する事項 (2) 教憲および教規の解釈に関する事項 (3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項 (4) 信仰および職制ならびに教會的機能に関する事項</p>	<p>第 43 条 本教団に、<u>教団教務局</u>を置き、総幹事が統括する。</p> <p>第 44 条① <u>教団教務局に、以下の常設委員会を置く。</u> <u>(1) 財務委員会</u> <u>(2) 対外委員会</u> <u>(3) 教師委員会</u> ② <u>上記常設委員会は、次号以下に掲げる事項について、幹事との協力のもと、事業計画案および予算案を作成し、その執行にあたる。</u> ③ <u>財務委員会は、次の事項をつかさどる。</u> (1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項 (2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項 (3) 財政に関する事項 (4) その他財務に関する重要な事項 ④ <u>対外委員会は次の事項をつかさどる。</u> (1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・信徒および諸教会から受け入れている宣教師に関する事項 (2) 協力関係にある教会との宣教協力 (3) 世界宣教協力に関する調査、企画 ⑤ <u>教師委員会は、次の事項をつかさどる。</u> (1) 教師養成機関に関する事項 (2) 教師の育成、研修および留学などに関する事項 (3) 教師の人事交流に関する事項 (4) 教師の戒規に関する事項</p>
---	--

<p>第 45 条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。</p> <p>② 教師検定の規則は別に定める。(→第 48 条へ)</p> <p>第 46 条 予算決算委員会は、次の事項をつかさどる。(→第 44 条③へ)</p> <p>(1) 歳入歳出予算およびその執行状況に関する事項</p> <p>(2) 歳入歳出決算およびその検討・評価に関する事項</p> <p>(3) 財政に関する事項</p> <p>(4) その他財務に関する重要な事項</p> <p>第 46 条の 2 世界宣教委員会は次の事項をつかさどる。</p> <p>(→第 44 条④へ)</p> <p>(1) 宣教協力のために派遣されている在外教師・信徒および諸教会から受け入れている宣教師に関する事項</p> <p>(2) 協力関係にある教会との宣教協力</p> <p>(3) 世界宣教協力に関する調査、企画</p> <p>(4) 上記事項を遂行するために次の小委員会を設置する。小委員会の委員は世界宣教委員会において選任する。</p> <p>① 韓国協約委員会</p> <p>② 台湾協約委員会</p> <p>③ スイス協約委員会</p> <p>④ 国際関係委員会</p> <p>⑤ 宣教師人事委員会</p> <p>⑥ 宣教師支援委員会</p> <p>第 47 条① 常設委員会の委員および常設専門委員会の委員は、教団総会において選任する。</p> <p>② 委員の定数は、別に定める。</p> <p>③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。</p> <p>④ 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。</p> <p>⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 48 条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。</p> <p>② 前条第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、特</p>	<p>第 45 条 教団教務局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p> <p>第 46 条 本教団は、審査機関として、以下の常設委員会を置く。</p> <p>(1) 信仰職制委員会</p> <p>(2) 教師検定委員会</p> <p>② <u>上記常設委員会は、次条以下に掲げる事項について、審査にあたる。</u></p> <p>第 47 条 信仰職制委員会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 本教団の信仰告白に関する事項</p> <p>(2) 教憲および教規の解釈に関する事項</p> <p>(3) 礼拝、礼典および諸儀式に関する事項</p> <p>(4) 信仰および職制ならびに教会的機能に関する事項</p> <p>第 48 条① 教師検定委員会は、教師の検定に関する事項をつかさどる。</p> <p>② 教師検定の規則は別に定める。</p>
---	--

<p>設委員会について準用する。</p> <p>第 49 条 常設委員会および常設専門委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえる時は、教団総会の承認を受けるものとする。</p> <p>(総幹事) (→総幹事に関する規定第 56 条へ)</p> <p>第 50 条① 本教団に総幹事を置く。</p> <p>② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。</p> <p>③ 総幹事は、教団事務局・宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。</p> <p>④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。</p> <p>⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めものとする。</p> <p>⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。</p> <p>⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。</p> <p>(執行・研究・業務機関)</p> <p>第 51 条① 本教団に、教団事務局を置く。(→第 43 条、第 45 条へ)</p> <p>② 教団事務局の取扱事項および運営に関する規定は、別に定める。</p>	<p>第 49 条① 常設委員会の委員は、教団総会において選任する。</p> <p>② 委員の定数は、別に定める。</p> <p>③ 委員長は、委員の互選によって定め、委員会を代表する。</p> <p>④ 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑤ 委員に欠員を生じた場合には、常議員会において選任する。</p> <p>⑥ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 50 条① 教団総会または常議員会は、必要あるとき、特設委員会を設けることができる。</p> <p>② 前条第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、特設委員会について準用する。</p> <p>第 51 条 常設委員会がそのもとに委員会を設置する必要がある場合は、その目的、設置期間、活動計画、予算その他必要事項について常議員会の承認を受けなければならない。ただし、総会期をこえ</p>
--	--

<p>第52条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。</p> <p>② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。</p> <p>第53条① 教団事務局および宣教研究所に幹事を置く。</p> <p>② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。</p> <p>③ 幹事の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>第54条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事は、その担当部門に関し、事業計画案および予算案を関係委員会に提出し、当該委員会の議決の執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。</p> <p>③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p> <p>第55条① 本教団に、部落解放センターを置く。(→第53条～)</p> <p>② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。</p> <p>第56条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。</p> <p>② 出版局に関する規定は、別に定める。(→第54条～)</p>	<p>る時は、教団総会の承認を受けるものとする。</p> <p><u>(研究・業務機関)</u></p> <p>第52条① 本教団は、宣教の研究のために、宣教研究所を置く。</p> <p>② 宣教研究所に関する規定は、別に定める。</p> <p>第53条① 本教団に、部落解放センターを置く。</p> <p>② 部落解放センターに関する規定は、別に定める。</p> <p>第54条① 本教団に、出版業務を行なうために出版局を置く。</p> <p>② 出版局に関する規定は、別に定める。</p> <p>第55条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。</p> <p>② 年金局に関する規定は、別に定める。</p> <p><u>(総幹事・幹事)</u></p> <p>第56条① 本教団に総幹事を置く。</p> <p>② 総幹事は、教団総会議長のもとに、教団総会および常議員会の決議の執行にあたるほか、教団総会および常議員会の審議に必要な調査を行ない、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。</p> <p>③ 総幹事は、<u>教団教務局を統括し、教団伝道局および宣教研究所を管理し、出版局・年金局および部落解放センターをその所轄のもとに置き、教団の教務の円滑な遂行をはかる。</u></p> <p>④ 総幹事は、海外のキリスト教諸教会ならびに諸団体との協力にあたる。</p> <p>⑤ 総幹事は、教団総会において選任する。その任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>⑥ 総幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常議員会において選び、次期教団総会においてその承認を求めるものとする。</p> <p>⑦ 補欠による総幹事の任期は、前任者の残任期間</p>
--	--

<p>第 57 条① 本教団に、年金業務を行なうために年金局を置く。</p> <p>② 年金局に関する規定は、別に定める。(→第 55 条へ)</p> <p>第 58 条 欠番</p>	<p>とする。</p> <p>⑧ 総幹事は、教団総会、常議員会および常任常議員会に職責上出席する。また、必要あるときは、各種委員会に出席することができる。</p> <p>⑨ 総幹事は、教務執行のため、定期および臨時の幹事会を招集する。</p> <p>第 57 条① <u>教団伝道局、教団教務局</u>および<u>宣教研究所</u>に幹事を置く。</p> <p>② 幹事は、総幹事の推薦に基づき常議員会の議を経て、教団総会議長が任用する。</p> <p>③ 幹事の任期は、4 年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>第 58 条① 幹事は、総幹事を助けて、教務の執行にあたる。</p> <p>② 幹事は、その担当部門に関し、<u>関係委員会との協力の下、事業計画案および予算案を作成し、執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。</u></p> <p>③ 幹事は、教団総会、常議員会および関係委員会に、職責上出席する。</p>
--	---

提案理由

第 40 総会期および第 41 総会期において、教団機構改定に関しては、教団伝道対策検討委員会において検討し、常議員会において審議を重ねて来たが、今年 10 月に開催される第 42 回教団総会に、教団機構改定に関わる教規変更議案を提出することとしたい。

そのために、今年 4 月から 6 月にかけて開催される各教区総会において、教団問安使が、教規変更議案作成に向けての上記素案（「教団機構改定に関する教規変更案」）を提示して説明し、意見を聞くことについて、常議員会の承認を得るために本議案を提出するものである。

なお、各教区総会での説明と意見聴取を終えた後、伝道対策検討委員会においてさらに審議し、今年 7 月に開催される常議員会において、第 42 回教団総会に提出する教規変更議案を作成することとしたい。

伝道対策検討委員会資料 2019.12.6

教団総会議員数の変更に伴う経費の見通しについて

機構改定検討小委員会

◇検討事項

教団総会議員を今の400名から216名（推薦議員を含む）に削減した場合の教団総会開会の可能性と規模について。とくに、東京都内の教会を借りるとして。

◇現状（ホテルメトロポリタンでの開催）の確認事項 *40回総会

総会議場…富士の間 7,350,000円（2,450,000円×3日）
 役員および議事運営委員会…ジュピター 1,200,000円（300,000円×4日）
 事務局…朝日の間 3,800,000円（950,000円×4日）
 投票委員会…桜の間 3,300,000円（1,100,000円×3日）
 財務審査委員会…松風の間 600,000円（200,000円×3日）
 報告審査委員会…初風の間 600,000円（200,000円×3日）
 教会記録審査委員会…朝風の間 600,000円（200,000円×3日）
 常議員会および信徒会（休憩室）…光の間 3,200,000円（800,000円×4日）
 控え室…白鶴の間 600,000円（200,000円×3日）
 クロークおよび財務審査委員会…カシオペア 1,200,000円（400,000円×3日）
 マイク・スピーカーなど備品費…1,000,000円
 関係者宿泊（3日間）…1,287,000円
 役員および議事運営委員食事費…198,500円
 海外ゲストレセプション費用…150,000円
 アテンド経費（2人3日間）…342,000円
 消費税…2,225,433円
 宿泊税…6,200円

合計 27,659,133円

⇒17,698,943円（海外ゲスト費用含）*値引き

◇会場を仮にA教会にした場合

総会議場⇒礼拝堂（300名収容） 役員室⇒2F窓際の部屋 投票委員会⇒1F
 会議室 財務・報告・教会記録審査委員会⇒1F中央のホール部屋を間仕切
 受付⇒エントランス クローク⇒小礼拝堂 休憩室⇒1Fエントランス・救
 護室 事務局本部⇒CS室 トイレ⇒1・2F二か所+ユニバーサルトイレ

*会場使用料（3日間）…30万円（交渉）*前日の常議員会は教団で開催

*役員宿泊および海外ゲスト宿泊およびレセプションは別予算（概算 150 万）

◇議員旅費

7,606,580 円（40 回教団総会）

*議員参加費 7,049,000 円 + 傍聴参加費 137,000 円 = 7,186,000 円

*議員参加費と傍聴参加費は、ほぼ議員旅費相当

⇒議員数を半減すれば 3,800,000 円

◇印刷費・資料発送費（40 回教団総会）

2,980,466 円（印刷費）1,488,769 円（発送費）計 4,469,235 円

⇒2/3 程度の削減は可能

◇その他諸費用 1,000,000 円（40 回教団総会）

⇒職員の経費（ホテルメトロポリタンでの一部職員宿泊などを抑える）

聖餐式・献金袋などは A 教会の礼拝聖具を借用。

パン・ブドウ液の準備も、A 教会に依頼。

マイク・音響・プロジェクターなどの設備は、A 教会対応可能。

ハンドブックは（ホテル開催よりは）縮小可能（讚美歌は礼拝堂の備え付けを使用可 * 著作権料不要）

◇経費について大まかな目途

約 3080 万円（会場費 1770 万円 議員旅費 760 万円 印刷費 300 万円
資料発送費 150 万円 事務費その他 100 万円）

*教団負担は 2,240 万（*議員旅費 760 万円を除く）

約 1060 万円（会場費 30 万円 議員旅費 380 万円 海外ゲスト役員宿泊他
150 万円 印刷費事務費 300 万円 資料発送費 150 万円
その他経費 50 万円）

*教団負担は 680 万円（*議員旅費 380 万円を除く）

※収入は、教区代表議員の登録料 + 教団会計拠出 + 席上献金 + 傍聴料…

◇課題

◎10 月第 4 週の火水木の 3 日間すべての施設を借用可能か。

◎宿泊に関しては、教区ですべて対応可能か。*宿泊バックなどの利用

◎海外ゲストへの対応は十分確保できるか。

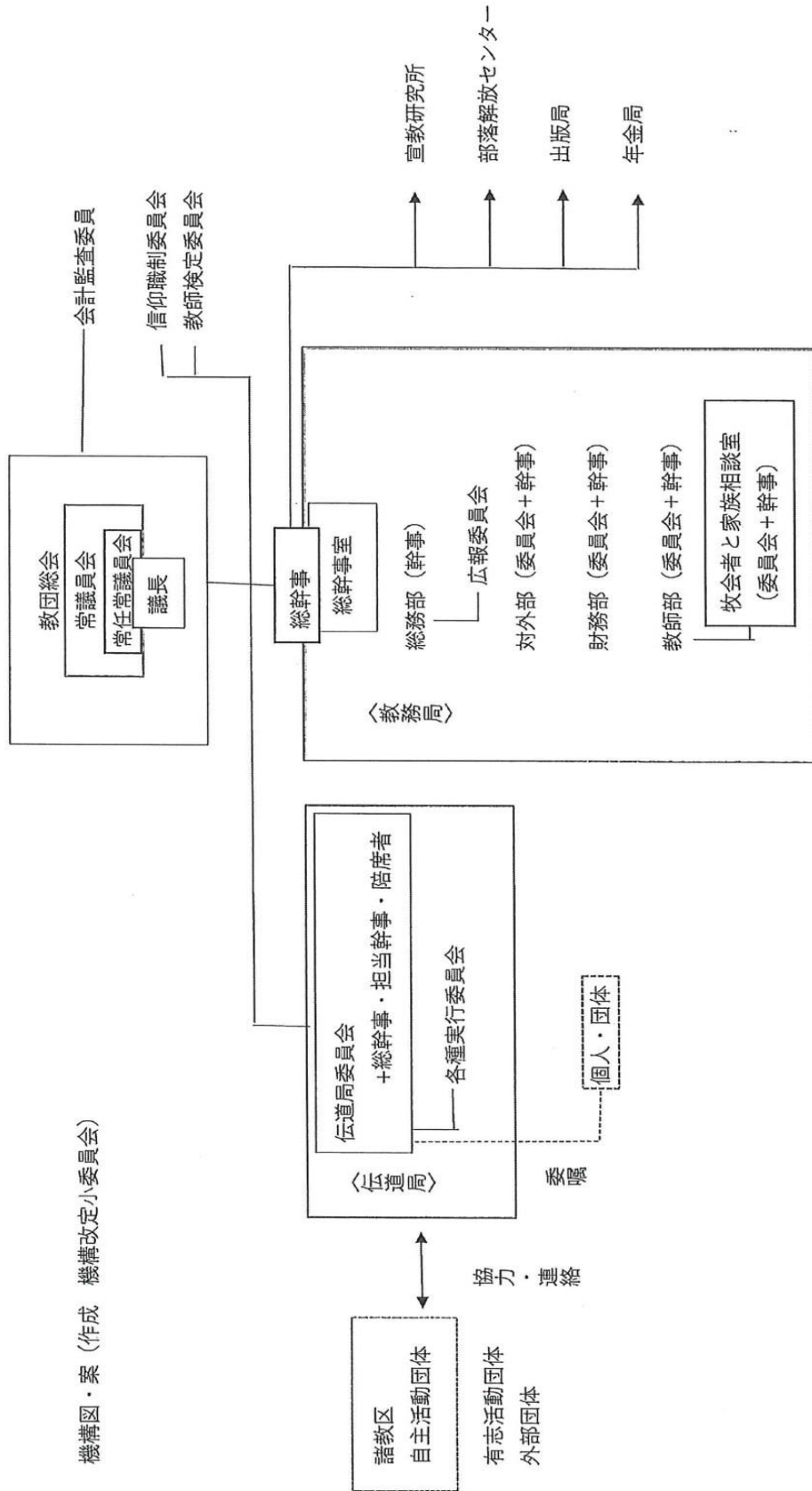
◎昼食時、夕食時の飲食店の受け入れ能力が十分にある地域か。

◎当日の印刷物の発生に対応できるか。

◎付帯的な催し（書籍販売・解放劇他）はどうするか。

教団伝道対策検討委員会 2019.12.6

機構図・案 (作成 機構改定小委員会)



<伝道局>

- * 伝道局委員会は数名～十数名を想定。総幹事を職責上の委員に加えるか？ そのほかに、陪席者および担当幹事が陪席。
- * 伝道局委員会の内部で担当（各種プラットフォーム管理など）を割り当てることができるものとする。
- * 伝道局委員会のもとに臨時に実行委員会を設置できるものとする。設置のルール化が必要。
- * 伝道局委員会から、特定の働きについて、個人または団体に委嘱することができるものとする。

<教務局>

- * 「教務局」「総務部」の名称は検討課題として提起。
- * 教務局は総幹事が直接統括する。4部をおく。
- * 原則として各部に委員会および担当幹事をおく。幹事の兼任をさまたげない。
- * 信仰職制委員会・教師検定委員会が審査機関としての性格上、総会に属する常設委員会として位置付ける。
- * 総務部は、教団事務・宗教法人事務・広報を担当する。総務部のもとに広報委員会「対外委員会」「対外協力委員会」など検討。
- * 対外部は、国内外他教派・NCC等との関係にあたる。委員会名称は「財務委員会」をおく。
- * 財務部は、経理のみならず教団の財務計画なども担当する。「財務委員会」をおく。
- * 教師部に「教師委員会」をおき、またそのもとに「牧会者・家族相談室（仮称）」をおく。

b 日本基督教団 教団総会 議員削減による議員配分案

教区	教会数	百分比	教師数	百分比	信徒数	百分比	和/3	配分比	配分率	定数	教職数	信徒数	合計	42総会	前回比
北海	62	3.680	68	3.436	2,381	3.020	3.379	2.230	2	2	4	4	8	14	-6
奥羽	58	3.442	62	3.133	1,522	1.930	2.835	1.871	2	2	4	4	8	14	-6
東北	85	5.045	93	4.699	2,271	2.880	4.208	2.777	3	2	5	5	10	18	-8
関東	143	8.487	179	9.045	6,256	7.935	8.489	5.603	6	2	8	8	16	28	-12
東京	249	14.777	317	16.018	16,868	21.394	17.397	11.482	11	2	13	13	26	54	-28
西東京	94	5.579	130	6.569	6,193	7.855	6.667	4.401	4	2	6	6	12	24	-12
神奈川	107	6.350	147	7.428	7,896	10.015	7.931	5.234	5	2	7	7	14	26	-12
東海	94	5.579	110	5.558	4,252	5.393	5.510	3.637	4	2	6	6	12	20	-8
中部	104	6.172	126	6.367	4,724	5.992	6.177	4.077	4	2	6	6	12	22	-10
京都	76	4.510	116	5.862	3,221	4.085	4.819	3.181	3	2	5	5	10	20	-10
大阪	142	8.427	166	8.388	6,470	8.206	8.341	5.505	5	2	7	7	14	28	-14
兵庫	112	6.647	140	7.074	6,400	8.117	7.280	4.804	5	2	7	7	14	26	-12
東中国	49	2.908	40	2.021	1,806	2.291	2.407	1.588	2	2	4	4	8	12	-4
西中国	67	3.976	62	3.133	1,756	2.227	3.112	2.054	2	2	4	4	8	14	-6
四国	88	5.223	82	4.144	2,377	3.015	4.127	2.724	3	2	5	5	10	18	-8
九州	127	7.537	117	5.912	3,965	5.029	6.159	4.065	4	2	6	6	12	22	-10
沖縄	28	1.662	24	1.213	485	0.615	1.163	0.768	1	2	3	3	6	10	-4
合計	1,685	100	1,979	100	78,843	100	100	66	66	34	100	100	200	370	-170

*2020年教団年鑑による(2018年度データ)

日本基督教団 第42回教団総会 議員配分(41総会期第6回常議員会にて決定)

教区	教会数	百分比	教師数	百分比	信徒数	百分比	和/3	配分比	配分率	定数	教職数	信徒数	合計	41総会	前回比
北海	62	3.680	68	3.436	2,381	3.020	3,379	4.527	5	3	8	8	16	14	2
奥羽	58	3.442	62	3.133	1,522	1.930	2,835	3.799	4	3	7	7	14	14	0
東北	85	5.045	93	4.699	2,271	2.880	4,208	5.639	6	3	9	9	18	18	0
関東	143	8.487	179	9.045	6,256	7.935	8,489	11.375	11	3	14	14	28	28	0
東京	249	14.777	317	16.018	16,868	21.394	17,397	23.312	23	3	26	26	52	54	-2
西東京	94	5.579	130	6.569	6,193	7.855	6,667	8.934	9	3	12	12	24	24	0
神奈川	107	6.350	147	7.428	7,896	10.015	7,931	10.628	11	3	14	14	28	26	2
東海	94	5.579	110	5.558	4,252	5.393	5,510	7.383	7	3	10	10	20	20	0
中部	104	6.172	126	6.367	4,724	5.992	6,177	8.277	8	3	11	11	22	22	0
京都	76	4.510	116	5.862	3,221	4.085	4,819	6.458	6	3	9	9	18	20	-2
大阪	142	8.427	166	8.388	6,470	8.206	8,341	11.176	11	3	14	14	28	28	0
兵庫	112	6.647	140	7.074	6,400	8.117	7,280	9.755	10	3	13	13	26	26	0
東中国	49	2.908	40	2.021	1,806	2.291	2,407	3.225	3	3	6	6	12	12	0
西中国	67	3.976	62	3.133	1,756	2.227	3,112	4.170	4	3	7	7	14	14	0
四国	88	5.223	82	4.144	2,377	3.015	4,127	5.530	6	3	9	9	18	18	0
九州	127	7.537	117	5.912	3,965	5.029	6,159	8.254	8	3	11	11	22	22	0
沖縄	28	1.662	24	1.213	485	0.615	1,163	1.559	2	3	5	5	10	10	0
合計	1,685	100	1,979	100	78,843	100	100	134	134	51	185	185	370	370	0

*2020年教団年鑑による(2018年度データ)

<発題 1-③>

2019 年度宣教方策会議発題レジメ

東京教区千葉支区船橋教会
全国教会婦人会連合常任委員 守安久美子

日本キリスト教団全国教会婦人会連合とは

婦人会連合は「イエス・キリストを頭と仰ぐ共同教会」である日本キリスト教団の宣教を側面から支える自主活動団体です。

「御言葉によって立つ信仰」と「教会に仕えること」を基本方針とした全国的な婦人宣教活動と教会婦人の連帯のための働きを目的としています。

婦人会連合の誕生

1968 年教団機構改正により、婦人会連合が教団の宣教に資する活動の性格に最も適した自主活動団体として位置づけられることになりました。

活動の自主性の根底には、御言葉に根拠を持ったキリスト者としての責任が伴われています。

2019 年 6 月には 50 周年全国集会が開催され、約 900 名の幅広い世代の方々と共に神さまに感謝を捧げみことばに聴きました。

組織と運営

中央委員会を最高決議機関として、年 2 回 6 月と 1 月に委員会を開催し、活動の方向性内容を決めております。

メンバーは全国 17 教区の夫人組織の代表者 1 名と、中央委員会が推薦する 8 名で構成。

この 25 名の委員の中から 7 名の常任委員を選出し選挙によって中央委員長を決定します。

連帯の活動を支えるのは負担金ではなく、あくまでも自主的な献金です。信仰的責任的な捧げものであって、自主活動団体の精神に立っています。

中央委員会で予算案が審議され、各教区の自由な決定により捧げられた自主献金で全国教会婦人会連合の活動を支えています。

活動

1 期 2 年ごとに主題と活動方針を各教区や小委員会より検討された提案を時間をかけ協議をして決定します。

この主題は、全国の教会婦人の連帯を明確にし、各教区はこれを踏まえて聖書に聞きながら実情に応じて修養会や研修会を開いております。

全国共通の主題や活動方針は、ともに教団の教会に仕える全国の教会婦人の連帯のしるしとなっています。

「婦人献身者ホームにじのいえ」の設立は全国の教会婦人たちの、奉仕・献身・献金に支えられ、37 年の歩みがありました。

「信愛荘」と合併し「にじのいえ信愛荘」として発足。東京教区、西東京教区とともに運営母体の 1 つとして毎年協力金 110 万円を献金しております。

伝道と教会に仕えてこられた隠退教職の方々に平安と祈りの日々を過ごしていただくための奉仕であることを忘れることなく、祈りと献金、協力金を持って終わりなき奉仕を続けて行きたいと願います。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災と原発事故と言う未曾有の出来事が起こりました。

その直後から被災教会支援のための義捐募金を募っており 2012 年 6 月より 2020 年 1 月までの義捐募金は 9,894,651 円約 1,000 万円となりました。

東日本大震災支援特設委員会を設け被災教区からの声を受け止め、訪問し、中央委員会で協議し半年ごとにその時にあった支援を続けて参りました。

発生から 8 年が過ぎ教団での義捐募金は終了いたしましたが決して風化させず、支援を継続していくことが連帯の証となると考え募金を続けております。

主題について

(伝道推進と機構改定をめぐって～日本伝道のこれから)

自主的に宣教の進展に寄与することを使命とする婦人会連合が目指してきたのは「御言葉による主体の確立こそ宣教を担う道」です。発足し当初から一貫して聖書に聞くことを基盤にしてきました。

また、つながること、連帯を大切に歩んできました。共に学び祈りあい、個教会、全体教会に仕えていく中で育てられ用いられてきました。

教団伝道推進基本方針の共に祈ろう、共に伝えよう、共に捧げようはまさに婦人会連合が歩んで来た道です。

また、機構改定における最大の問題である財政問題においても、自主献金で活動している自主活動団体として、教団の宣教に資する活動に 50 年間神様が用いてくださいました。

全国的な教会婦人の連帯の持つ豊かさの主の教会に仕える連帯の喜びを感じてこれからも歩んでいきたいと思っております。

伝道委員会からの発題

伝道委員長 古屋治雄

1. 伝道委員会のこれまでの活動

教規上では、宣教委員会を構成する常設専門委員会としての伝道委員会
第 42 条②

- (1) 農村・都市・産業伝道および開拓伝道など伝道の調査・企画
- (2) 前号の伝道の進展に必要な会堂・付属建物・土地購入に関する援助および指導
- (3) 関係委員の推薦
- (4) その他伝道の進展に必要な事項

2. 現在伝道委員会が担っている活動

- ・ 教区伝道委員長会議開催
- ・ 農村伝道に関する協議会開催
- ・ 資金援助活動 開拓伝道援助と一般貸出 エクロフ
- ・ 関係委員選出 宣教委員会 伝道資金小委員会 伝道推進室 教誨師会
「こころの友」「信徒の友」編集委員会

3. 新しく始まっている伝道推進運動への伝道委員会としての関わりは？

- ・ 現在教団全体として伝道推進基本方針に基づき活動が開始されている。
- ・ 伝道委員会としては、これまでの活動に新たに伝道推進運動がプラスされて実施されていると理解する。
- ・ これまでも「伝道推進室」の位置づけに関して論議が交わされてきた。「常議員会が伝道委員会の下に」設置したのであるが、伝道委員会とは現実独立した関係である。伝道推進運動が新たな献金運動ともなって開始されている。各教区から挙げられている固有の教会・伝道所および運動に捧げられた献金は当然それらが受け手となるが、「全国伝道推進献金」として捧げられた献金は、教団で受けることには相違ないが、どこで受け、どこでそれを運用していくのか、その責任を伝道委員会が負うことにはならぬだろうが、伝道委員会のこれまで担ってきた活動とりわけ資金援助および貸出活動との関係を明確にする必要がある。

4. 機構改定の全体像(せめて輪郭)を共有(形成)する必要がある！

伝道委員会が直接関係する事柄に関してみてきたが、すべての活動について機構改定前と改定の到達点に至った時点での活動の関連を明確にする必要がある。

教団総会議員数と常議員数削減だけが先行して検討されているが、それだけでなく、機構改定の到達点を全教団諸教会・伝道所に明示する責任がある。宣教委員会を解消して伝道局構想が提案されているが、今までの伝道、教育そして社会と分担して担ってきた分掌を移行時期を確認しながらどう再編成するか、共通理解に立たなければならない。

5. 活動の縮小化を恐れる必要はない

宣教委員会が改組され、「伝道局」への移行する場合、伝道委員会としては開拓伝道援助および貸出業務は継続する必要があると考える。これに対し「教区伝道委員長会議」と「農村伝道に関する協議会」は開催しない(できない)方向で考えている。予算的なことも視野に入れて組織移行期として必要な判断であると考えている。

6. 機構改定を支えるパッション

「熱き伝道に燃えて」という標語をトップダウンの言葉ではなく、いかにボトムアップの言葉に諸教会が変換できるか。

伝道力は、諸教会の礼拝から生まれる力である。この「湧き出し口」から生まれる伝道力が教団の伝道力として結集されるのではないか。

<発題 2-②>

教育委員会

2019 年度宣教方策会議

教育委員長 増田将平

教規第 4 2 条 教育委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画
- (2) キリスト教教育主事の育成・指導に必要な事項
- (3) 青年の指導に関する事項
- (4) 学校との協力および連絡
- (5) 関係委員の推薦
- (6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項

教育委員会の活動

- (1) 教会および幼稚園におけるキリスト教教育の調査・企画

- ・『教師の友』教会教育プログラム作成
- ・日本基督教団全国教会幼稚園連絡会への委員派遣
- ・幼稚園融資-認定こども園など実態の多様化を受けた従来の要綱の見直しを検討中
- ・教区教育担当者会-各地の担当者たちを励まし、担当者同士のネットワーク構築のため

- (2) キリスト教教育主事の育成・指導に必要な事項

- ・教育主事の会 会員は約 9 0 名 各地の教育主事の賜物が活かされるために

- (3) 青年の指導に関する事項

- ・教区青年担当者会

秋山徹総幹事が「青年プラットフォーム構想」について発題。参加者は教団の青年伝道について活発に意見を交換し、青年プラットフォームのために有益な提言が多く出されたことは画期的。

「中部教区バイブルキャンプ」「東北教区青年活動報告」「日独ユースミッション2019」の活動が報告された。

- ・教区教育担当者会

主題「教会と教育」講師は大澤秀夫氏。時宜に適った学びの機会と語り合いの時となった。

翌日は清水国際高等学校を訪問し礼拝に出席し授業に参加。

当該学校固有の課題を共有し、共に考え、祈り、励まし合う機会となった。

- ・第三回教会中高生・青年大会を開催する件

伝道委員会・伝道推進室・教育委員会による共同提案が宣教委員会において可決。

実行委員は以下の通り。野田沢（招集者・青年プラットフォーム）、鈴木義嗣（伝道委員会）、

橋本いずみ（伝道委員会）、斎藤 篤（伝道推進室）、望月麻生（教育委員会）。

- ・台湾基督長老教会の青年交流プログラム

今年は台湾の青年を迎え、東中国教区・岡山キリスト災害支援室・YMCA せとうち・まびくら運営委員会と連携したボランティアへの参加、ホームステイ等、参加者企画のプログラムを実施予定。

- (4) 学校との協力および連絡

(5) 関係委員の推薦**(6) その他キリスト教教育の発達に必要な事項**

・クリスマス献金に関する件

2019年度 献金先

＜海外＞ 特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金（ACEF）/バングラデシュ

＜国内＞ アイヌ奨学金（北海教区アイヌ民族情報センター）、東北教区放射能問題支援対策室いずみ

これからの課題**1) 「教育」をどう考えるか**

日本基督教団はどのような教会を目指しているのか。教団として教育をどのように考えるか。

この視点を確認し、共通理解を持つことは機構改定に先立つ重要な課題です。

多岐に渡る教育委員会の働きを遂行することができるような組織が求められます。教育には多様な課題があり、子どもたちのみならず、成人にも関わります。教会は教育のために人的にも経済的にも力を注ぎ続けたいといけません。教育の働きは単純に成果を求めることができません。

長い時間をかけて待つことも求められます。その時は神様が働く時間でもあります。

2) 青年伝道のための部署を

前総会期教育委員会からの重要な申し送り事項は、青年伝道のための部署を教団内に設置することです。前教育委員会では青年担当の幹事の設置など具体的な提案がなされましたが、残念ながら進展していません。教団全体の青年伝道を視野に入れた、コーディネーター的な役割を持つ人材が求められています。

3) 互いに励まし合う場としての青年担当者会と教育担当者会

まず教区の課題を認識し、共有するためにはどうしても顔と顔を合わせて集まることが不可欠です。共に集い語り合うことで、同労者としての意識とネットワークが生まれ、励ましとなっています。

4) 委員の継続性を

教育委員と教区の青年・教育担当者は総会期によって変化しますが、教育は成長過程の子どもたちと関わります。それゆえ課題が共有され、継続性が保たれていくことが不可欠です。委員、担当者を選出する際にはどうかこの点に留意して欲しいと願います。また、参加者が会で得た実りをどのようにして教区で成果を伝え、反映させるかが問われています。

5) キリスト教学校との協力

学校訪問の他は手つかずの課題です。キリスト教学校との関係づくり、連携が不可欠です。

〔第41総会期教育委員〕

増田将平（委員長）、望月麻生（書記）、飯田敏勝、篠田真紀子、

ジョナサン・マッカーリー（宣教協力学校協議会）、藤巻朋子、横山ゆずり

宣教方策会議テーマ「伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～」

<発題 2-③>

社会委員会 委員長 森下 耕

テーマに即した発題を求められるときに機構改定が社会委員会の構造と直接関わることを考え、以下に列挙する

1. 教団社会委員会の課題

教団社会委員会の課題とするところは、教憲・教規に定められている委員会の働きを基本とする、と考えている。(教規 42-1 常設専門委員会, 4 社会活動に関する調査・企画、社会福祉事業団体との協力および連絡、その他社会問題に関する事項)

2. 社会委員会としての活動

社会委員会としての活動は教団総会に報告する(委員会としての活動(報告、学習、協議、実践))。その報告の内容としてはほかに社会福祉事業団体(社事同、キ保同、キ幼連等)の報告、新報に掲載するメッセージ(社会事業奨励日、信教の自由を守る日、委員会コラム等)、声明(死刑廃止)などである。また募金関係の窓口、援助先の決定などもある。以下にその活動内容の概略を記述する。

学習は、社会問題に即し、教団社会委員会として取り組む課題があると判断した問題に対して行う(大嘗祭等)

協議は各地(教区)からの委員が折々の報告や課題について多様な地域、教区、情勢を反映させた議論によって成り立つ。社会委員長会議での各教区の報告を吸い上げ反映させることもそうしたものの一つと考えている。教団機構改定において組織のスリム化がなされた場合、常設委員会としての「協議的性格」が損なわれるのではないかと懸念する。今後増え続ける災害対策を考える場合にも懸念は大きい。

実践は通信物の発行や委員会の開催によるフィールドワーク、死刑廃止問題に関わる声明、各種メッセージの公表、募金の窓口、援助金の送金に関わる事項等となる。当委員会の人選はもちろん各地にあり偏りは無いが、近年の傾向としてはやはり災害の多発する地域からの委員が奇しくも選ばれてくる傾向もあり(東北、中国、九州等、それを固定的にする訳ではないが)、そこを訪ねてのフィールドワーク(例えば災害の現場を直視し、そこでどのような人的救援が求められているか等)を行い認識を深めている。また社会事業団体を訪ねてのフィールドワークも、その地域に属する委員がフィールドワークの日程を調整する重要な働きがあり欠かせない。こうしてみると委員会構成の多様さが社会委員会の現活動の枠組みを構成しており、その「多様な性格」が必要と考える。

3. 毎期の申し送りに関する課題

以下に列挙する

①日本キリスト教社会事業同盟との関係を保ち深める…現在はフィールドワークとして事業体を訪ね、その活動を伺い、報告を通して広めることとしている。

②「社会活動基本方針」を重んじる

「日本基督教団社会活動基本方針」(1966年10月26日、第14回教団総会にて決定)委員会では、期毎に読み合わせを行っているが、教団での取り扱いが微妙な懸案なので踏み込んだ議論に至っていない。以下教団新報を引用・抜粋する。

【4612号】「社会活動基本方針」の法的位置付けを確認 社会委員会 2006/10/14
第34総会期最後となる第六回委員会を九月十一日(月)十二日(火)に教団会議室にて開催した。山本光一委員の奨励による礼拝の後に、愛澤豊重教団総務幹事より、第29総会の常議員会提案「社会活動基本方針を廃止する件」の取り扱いとその最終結論についての発題を聞いた。前総会期より社会活動基本方針に関する学びを重ねているが、「社会活動基本方針」が教団において現在どのように位置づけられ、法的に取り扱われているかを確かめる必要性を感じていたからである。そして、委員会は次の事柄を確認することができた。総会から差し戻されて第29総会期第五常議員会は三役提案を議決承認、すなわち「議案としては廃案」としたこと、故に教団において「社会活動基本方針」はそのまま存続している、ということである。…(張田眞報)

【4770号】社会委員会 広範な社会的課題への取り組み 2013/04/06
3月4日～5日、第38総会期第1回社会委員会が開催された。開会礼拝の後、組織会を行い、互選により釜土達雄委員(七尾)を委員長に選任した。…
協議では、前期委員会の「評価と展望」および「申し送り事項」を受け、社会委員会の扱うべき課題の多岐にわたることを確認した。その内、「社会活動基本方針」の見直しは長年の課題として引き継がれているが、これは教団全体の事柄であるゆえに、本委員会としては見直しの必要性を継続して訴えることとなる。現状では、同方針を踏まえ、総会及び常議員会において示された方針に従い、社会的諸課題を「いのちの問題」として協議、学習する。
社会的課題の一言で表される事柄の範疇は、教育、医療、福祉から始まり、広い分野にまで及んでいる。本委員会はそれら諸課題を委員一人ひとりが学習、体験し、そこで得た視点を、社会委員会通信などをおして発信し、教会全体に問いたい。

上記の経緯を辿りながら、社会委員会としては社会活動基本方針を直接論議することはないが、その内容を念頭に置きながら現活動に向き合っているのではないかと思う。

③基地問題、死刑制度、放射能問題など「命」の問題を継続審議

基地問題は直接沖縄に関わり、放射能問題は被災地に関わる。これまでフィールドワークに含まれてきたが、沖縄の「命」の問題としては前委員長が集団自決の問題を取り扱った。放射能問題は会津、仙台の被災地での危機感と取り組みに学ぶ機会をもってきた。

④その他の救援資金運用に関する内規活用…検討すべき。

⑤社会委員長会議開催 …災害対策のネットワークを教区間の連携として構築するための施策を課題としながら、各地の取り組みに聞く。

4. 伝道推進と機構改定～日本基督教団のこれから

機構改定➡スリム化という枠組みで「係化」するのであれば、上記の事情で以下の課題を扱うのが難しいこととなる。現在でも社会委員会がフォローする範囲はかなり広範な広がりを含めており、十分に扱っているとは言えない。しかしこれまで伝道推進は日本基督教団の以下の取り組みと密接に関わってきたし、災害が多発化する現状では、それに組織的に取り組むことこそが伝道推進にとって要となるであろう。もちろんこれらの根底にキリスト教精神(礼拝者であり、信仰者である)が根本動機として押し出されることは言うまでもない。

- ①教団と災害の課題、環境(放射能)問題
- ②教団と平和の課題、基地問題
- ③教団と人権の課題、死刑、差別、ジェンダーの問題
- ④教団とマイノリティーの課題、在日外国人に対する排外主義の問題
- ...

教団伝道推進・機構改定に関する検討資料

2019年4月15日

日本基督教団総会議長 石橋 秀雄

主イエス・キリストの御名を賛美いたします。

教団では前総会期より、教団所属教会・伝道所、関係学校・施設等における伝道推進の取り組みと、今後いよいよ厳しさを増すことが予想される教団財政への対応の取り組みを進めております。

そのために常議員会は、前総会期に引き続き今総会期も教団伝道対策検討委員会を設置しました。同委員会では、教団における伝道推進のために教団伝道推進基本方針を具体的に展開することと、教会・教区の伝道の推進に仕え、教団の伝道を推進するための教団の機構改定を行うことを目指して検討を進めています。

この度、第3回常議員会（2019年4月15日開催）において、それらの検討内容の報告を受けて協議し、その検討資料を各教区総会において配付し、広く意見をお聞きすることにしました。

ぜひ教区総会において時間をとってご検討いただきますようお願いいたします。

教団伝道推進基本方針

「イエスは、近寄って来て言われた。『わたしは天と地の一切の権能を授かっている。だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を受け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。』」（マタイによる福音書 28 章 18～20 節）

1. 祈祷運動 - 共に祈ろう -

主の伝道命令に従い、500年を経た宗教改革の信仰を受け継ぎ、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日）を設けて共に祈りを合わせる。

2. 信徒運動 - 共に伝えよう -

礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪のゆるしの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。

3. 献金運動 - 共に献げよう -

日本の各地にあって、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。

2017年7月11日 40総会期第2回常議員会 制定

2019年4月15日 41総会期第3回常議員会 改訂

【検討資料 1】 「教団伝道推進基本方針」の展開の検討

「教団伝道推進基本方針」については、下記のように具体的な展開を検討しています。今後さらに検討をし、常議員会で決定して実行します。

1. 祈禱運動 ー共に祈ろうー

主の伝道命令に従い、500年を経た宗教改革の信仰を受け継ぎ、罪の悔い改めと救いの感謝の祈りをささげるために、「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日）を設けて共に祈りを合わせる。

『信徒の友』の「ここに教会がある」欄や「日毎の糧」欄において、自分が所属している教会が紹介され、全国の主にある兄弟姉妹から祈っていただくことは大きな喜びであり、伝道活動の励ましである。そのように、日を定め、教団所属の教会・伝道所において、教団の伝道の推進のために祈りを合わせることによって、全体教会に連なっていることの喜びと励ましを得る機会とする。

〔展開〕

- ① 教団公式ホームページで、教団所属の教会・伝道所に「日本伝道の推進を祈る日」（毎月第3主日。略称「伝道推進日」）を知らせるほか、ポスターおよびチラシを作成し、送付する。
- ② 月に一度『教団新報』にお知らせを掲載する（1面にバナーを設けて3つの運動名を掲示するほか、最終頁のコラム欄の横に伝道推進基本方針を掲載する）ほか、『信徒の友』においては枠を設けるなど、毎号呼びかけの文章を掲載する。
- ③ 各地において伝道に励んでいる教会・伝道所を各教区・支区より推薦してもらい、全国の教会・伝道所に紹介するほか、実際に教会で祈りを合わせることによって得た恵みを紹介する。

2. 信徒運動 ー共に伝えようー

礼拝において聖霊の力を受け、聖書を読み、熱心に祈り、喜びをもって主の恵みを証しし、キリストの十字架による罪の赦しの福音を宣べ伝える信徒として共に成長することを目指す。

信徒一人ひとりが日々の生活において主イエス・キリストの恵みを分かち合い、福音の証しと伝道に励む信徒として成長することを教団全体で祈り、そのための教会や教区等での取り組みの推進を促す。

〔展開〕

- ① 各教会・教区等に、伝道に励む信徒養成のための学びの機会をもつことを呼びかける。また、そのような学びの場に、教団より信徒の講師を派遣する。
- ② 教団・教区等において信徒の集会をもつほか、証しの文章を作成し、各教会・伝道所に配付する。
- ③ 各教区・教会に『伝道アイデアパンフレット』（2012年。教団伝道委員会発行）の活用を呼びかける。
- ④ 教団における信徒を中心とした諸活動と連携して活動し、共に伝道する。

3. 献金運動 ―共に献げよう―

日本の各地にあって、日夜伝道のために苦闘している教会・伝道所を具体的に覚えて祈り、その働きを支えるために共に献げることによって、信徒および教師における献身の志が高められ、献身者を生み出す教会となるように献金運動を展開する。

主の恵みに感謝し、献身のしるしとして、喜びと感謝をもって献金をすることによって堅固な信仰の土台が形成される。日本伝道の推進のために、その町に一つしかない教会・伝道所や、その地域における伝道の拠点となっている教会・伝道所を支援するため、「全国伝道推進献金」を開始する。

〔展開〕

- ① 毎月第3主日礼拝の際に祈りに覚えた教会のために「全国伝道推進献金」を献げることと呼びかける。献げられた献金については伝道推進室が送金する。
- ② 教会からの申請により、教団が発行している諸伝道ツール（『こころの友』、『信徒の友』、伝道推進室発行のトラクト・デカポスなど）を贈呈する。
- ③ 教団公式ホームページの内容の充実（近くの教会を紹介するページを設けるなど）のために用いる。

【検討資料 2】 教団機構改定について

〈教団伝道推進基本方針から〉

第 40 総会期第 1 回常議員会において「教団伝道対策検討委員会設置に関する件」が可決され、常議員 8 名、教区議長 8 名による伝道対策検討委員会が設置された。この委員会での議論に基づき、第 2 回常議員会において下記の三つを柱とする「教団伝道推進基本方針」が決定された。

- 1 祈禱運動 ー共に祈ろうー
- 2 信徒運動 ー共に伝えようー
- 3 献金運動 ー共に献げようー

この基本方針は、各地域に建てられている教会こそが伝道の拠点であるという考えに立っている。何よりも、地域に立てられ、地域に仕え、地域で伝道を推し進める教会をしっかりと支えることが、日本伝道の発展をもたらすのである。日本基督教団が、日本全国にあまねくこうした拠点を与えられているのは大きな賜物であり、それだけにまた責任の大きさをも自覚しなければならない。地域に立つ個々の教会がいずれもいきいきと福音伝道を進めることができるよう、教団全体で共に祈り、共に伝え、共に献げる伝道のネットワークを形成していくことが、この伝道推進基本方針のめざすところである。

〈教団機構改定の意義〉

しかし、周知のように、教団は将来の運営にかかわる深刻な困難に直面している。統計上、教団の教勢の低下は明白であり、それに伴う財政の逼迫はもはや放置を許さない状況にある。

教団の運営を支えているのは教区負担金であり、それは各個教会からの負担金に支えられている。現在、教団への教区負担金総額（伝道資金を除く）はおよそ 2 億 5 千万円であるが、統計上の予測として、平均年 500 万円ずつ減少して 10 年後には約 2 億円の規模になることが指摘され、「現在の教団の予算規模を維持できるのは 2020 年度まで」という試算も明らかにされた。にもかかわらず教団の機構・財政をなおも現在の通りに維持しようとするれば、ついには教区負担金ひいては各教会の負担を重くするほかはなくなってしまう。教団の働きは現状のままで各教会の負担が増大することは、日本伝道の推進に決してよい影響をもたらすものではないだろう。

むしろ、いま、教団の機構を改定し財政規模を大幅に縮小することによって教会の負担を軽減することが、各地での伝道の活性化に寄与するものとなると考えられる。また、この機構の改定そのものが、各地での教会の活動の展開に資する方向でなされるべきなのはいままでもないことである。その意味で、今回検討されるべき機構改定は、現在の教団機構が定められた際に掲げられた「教団は教区に仕え、教区は教会に仕える」という方針を踏襲し、それを今日にあって再構成するものである。

〈検討の経緯〉

すでに、常議員会で伝道対策検討委員会の設置が提案された際、議案にはその理由として「第40回教団総会における『議長報告』において教団の教勢・財政の将来的な危機を指摘した。そのことは、39総会期予算決算委員会がまとめた『今後の教団財政の見通し』等によっても明らかであり、そのような危機に向けて教団としての対策を講じることは急務である。そのために教団機構の改正や財政問題の対策を検討することと共に、全教団的に伝道に集中する体制を整えることが必要である」と、教団機構改定の検討を課題に挙げている。

これに基づき、40総会期伝道対策検討委員会は「教団機構・財政検討小委員会」を設置して機構・財政の改変の具体案について検討を進めた。その際には、これらの課題について過去に検討された次のような種々の蓄積が貴重な資料となった。

- ① 33 総会期教団機構改正・財政検討委員会答申
- ② 35 総会期教団機構検討委員会答申
- ③ 39 総会期将来構想検討委員会報告

検討の結果は「教団機構改定案 骨子」にまとめられ、2018年度の各教区総会での検討が図られた。またこの「骨子」について、第41回教団総会の会期中、および第41総会期第2回常議員会の際に行われた協議会でも意見が交換された。

第41総会期の教団伝道対策検討委員会においては、「教団伝道推進基本方針展開検討小委員会」「教団機構改定検討小委員会」を設置して、献金運動については前者において、機構改定については後者において具体化に向けて検討を進めることとした。検討にあたっては、「骨子」を出発点としながらも、これに対する種々の意見を聞き、成案にむけて思いきった修正を施すこともありうることを確認している。

〈具体的な検討課題〉

「骨子」に示された教団機構改定の具体的な課題は、大きくは「教団総会および常議員会の構成と持ち方」「委員会および事務機構の再編」の二つに分けることができる。両者はもちろん内容的に関連してはいるが、当面は個別に具体的検討を進めることが可能である。

①教団総会および常議員会に関連して

教団の財政全体において、教団総会の開催に伴う経費は決して小さいものではない。直接教団が負担する会場費・交通費などだけでなく、教区で議員宿泊費等を負担していることなども勘案すれば、教団総会のために相当の金額（ある試算によれば数千万円の規模に及ぶ）が支出され、そのほとんどは、結局は各個教会からの負担金に負っているのである。

「骨子」においては、「議員数教師100名、信徒100名を基本とする総議員200名の総会」が提案された。関連して常議員会の構成も「三役、教師6名、信徒6名の15名」とする縮小の提案がなされている。また、常任常議員会を「三役および常議員2名」で組織するとしている。

これについて寄せられた意見に基づき、下記に今後検討すべき課題を列挙する。

○教団総会の規模に関連して

- ・ 議員の人数および構成 : 教師 100 名・信徒 100 名が適切か
- ・ 議員数が半減することで、教会を会場として開催したり、東京以外で開催することができるのではないか

○教団総会議員の選出方法について

- ・ 各教区への総会議員数の配分方法をどうするか
- ・ 大規模な教区に偏らない選出方法を考えるべきではないか

○総会の内容について

- ・ 総会で審議すべきことがらは何か確認し、議事日程を検討する必要があるのではないか
- ・ 総会にあわせて教会交流や伝道の機会とする可能性はないか

○常議員会の規模・構成

- ・ 総会の規模縮小にともない、常議員会および常任常議員会の議員数をどうするか
- ・ 常議員会の構成員に教区議長を含めてはどうか

② 委員会および事務機構に関連して

委員会および事務機構の再編について、「骨子」においては、以下の考えにもとづいて、年金局・出版局・部落解放センター・宣教研究所のほかに総務局・伝道局の2局を設置することを軸とする提案がなされている。

現行の教団機構は、制度上は、教団総会のもとに審査機関・議決機関として各委員会が組織され、その決議にもとづき総幹事を長とする事務局が執行する形となっている。理念上の「議決と執行の分離」を実現するために、委員および幹事・職員に相当の人数がおかれているにもかかわらず、現実には必ずしも理念どおりの運営がなされているとは言い難い。実情にかんがみて、委員会が議決のみならず幹事・職員と共に執行をも担っていくような組織としていくことで効率化をはかっていく。

それと共に、教団として扱うべきことがらを絞り込んでいく。総務局においては基本的に「教団でなければ扱えない事項」を扱うこととし、具体的には教務部・宗教法人部・経理部・広報部・信仰職制部・教師部をおいて業務を担う。伝道局には、伝道局委員会と国際協力委員会をおく。伝道局委員会は、従来宣教委員会および常設専門委員会が扱ってきた業務を担うこととし、これまで教団として行ってきた取り組みの一部は、各教区等に委ねていく。

これらについても、下記のように多岐にわたる検討課題が示されている。

○議決と執行に関して

- ・ 教団の運営にかかわる「委員」「幹事」「職員」のそれぞれの役割は何か
- ・ 教団機構全体のなかで、総幹事の位置づけ・役割は何か、三役との関係はどうか
- ・ 幹事の役割は何か、委員や職員との間でどのように役割を分担していくのか
- ・ 専門性をもった職員を養成していく必要があるのではないか

○機構について

- ・ 提案されている各委員会の役割の確認

-
- ・ 委員会の適切な人数や職員の配置
 - ・ 従来教団で扱ってきた事項を他に移す場合、その委託先や、具体的な方法
 - ・ 従来教団で担ってきたことを教区が扱うことの積極的な意味はなにか
 - ・ 伝道局構想について、なお検討が必要
 - ・ 従来の各委員会が担ってきた事項を、伝道局委員会がどう引き継いで担っていくか
 - ・ 伝道局に過度に権限が集中していないか
 - ・ 機構改定には、「どのような教会を形成するか」を踏まえるべきではないか

〈機構改定を進める手順（スケジュール）〉

教団のさしせまった状況から、機構改定に必要な教規の改定について、2020年秋の教団総会において決議することを目指さねばならない。そのためには、教団総会の3か月前までに常議員会で改定案（教規変更議案）を決議し、公表の手続きをとる必要がある。その前提として、2020年春の各教区総会には、改定案の成案に近い形の原案を提示し、了解を得ねばならない。したがって、2019年度内に早急に作業をすすめ、改定案の原案をまとめて行くこととなる。

教団機構改定案 骨子

資料3-②

<教団機構改定の必要性>

第40総会期第1回常議員会において「教団伝道対策検討委員会設置に関する件」が可決され、常議員8名、教区議長8名によって伝道対策検討委員会が設置された。

この委員会での議論を踏まえ、下記の三つの運動を柱とする「教団伝道推進基本方針」が策定され、常議員会で決定された。

1. 祈祷運動—共に祈ろう— 2. 信徒運動—共に伝えよう— 3. 献金運動—共に献げよう—

この基本方針が示しているのは、日本伝道を考える場合、何よりも地域に立てられ、その地域に仕え伝道を推し進める教会が伝道の拠点であり、その教会をしっかりと支えることが日本伝道の発展をもたらすという考えである。そして全国に教会があるのは日本基督教団のみであることから、その責任の大きさをも自覚しなければならない。

伝道対策検討委員会設置の議案では、その理由として「第40回教団総会における『議長報告』において教団の教勢・財政の将来的な危機を指摘した。そのことは、39総会期予算決算委員会がまとめた『今後の教団財政の見通し』等によっても明らかなことであり、そのような危機に向けて教団としての対策を講じることは急務である。そのために教団機構の改正や財政問題の対策を検討することと共に、全教団的に伝道に集中する体制を整えることが必要である」と、教団機構改定の必要性について述べている。それを受けて委員会は「教団伝道推進基本方針」についての検討と共に、これまで既に検討されてきた①33総会期教団機構改正・財政検討委員会答申、②35総会期教団機構検討委員会答申、③39総会期将来構想検討委員会報告についてその内容を整理し、「教団機構・財政検討小委員会」を設置し、具体案を検討させてきた。

この検討は、教団の伝道が推進されていくために、教団の在り方がどうあらねばならないかを検討することであるが、その前提として教団を支える財政の問題に触れないわけにはいかない。教団の財政は将来的な危機を予想しなければならないからである。教団の運営を支えているのは教区負担金であり、それを支えているのは教会からの負担金である。教会の財政予測を無視しては成り立たないものである。各個教会の財政状況は、信仰の問題ではあるけれども、統計的な予測を無視することは出来ない。それを考慮すると、現在の教団への教区負担金総額は約2億5千万円（伝道資金を除く）であるが、10年後には約2億円に、平均年500万円の減少が予測される。そこで2億円規模で行われる教団活動・機構が求められなければならないのである。教団予算で最も大きいのが事務局人件費であり、現在約1億5千万円の予算で行っている。しかし10年後の負担金収入を考えれば、これを約1億円で、5千万円の縮小を計画せざるを得ないのである。そのことを考えるとき、単純に人件費カットを要求して人員削減、給与賃下げを求めても始まらず、教団事務局の人員配置の問題が考えられねばならない。これが機構改定の問題である。

＜教団機構改定案＞

（教団総会）

現在の教団総会は議員 400 名により 2 泊 3 日で行われている。これまでも会場にホテルなどを使わずに教会でおこなえば経費削減になる等の意見は多く寄せられている。しかし会議場の他に委員会室・事務局室・予備室の必要を考えるとホテル等の大規模な会場を用意しなければならない現状にある。また 400 名の議員宿泊を準備するとなると、各自にすべて任せては現今のホテル事情を考えると困難が予想される。

そこで教団の現在の教勢を考えて、議員数教師 100 名、信徒 100 名を基本とする総議員 200 名の総会を提案したい。この規模の総会であれば、会場を教会に設定することも可能になろう。これであれば多額の会場費を削減することもできるし、教区にとっても議員数半減によって議員の諸費用を負担する教区予算にとっても大きな貢献となること出来るであろう（教団総会で取り上げる議案を法定議案に限れば 1 泊で行うことが出来るという案もあるが、それでは宣教の課題をどこで取り扱うかとの検討が課題となることにより、今回は取り上げないこととした）。

（常議員会）

教団総会の規模の縮小に鑑み、常議員会も三役、教師 6 名、信徒 6 名の 15 名で構成することを提案したい。そして三役および常議員 2 名の 5 名によって常任常議員会を組織し、その取扱い事項として教規 37 条②に規定されたものに、後ほど述べる事項を加えたものを取り扱うこととする。

（議決と執行の問題）

現在の機構は信仰職制委員会、教師検定委員会、予算決算委員会の審査機関、そして宣教委員会、教師委員会の議決機関が総会の下に置かれ、これに対して執行機関としての事務局が置かれ、その長として総幹事が選任されている。この制度は機構としてよく整えられたものとなっている。しかし、この制度によれば各委員会毎に担当幹事、職員が配置されなければならない。また、委員会が各地に出向いて委員会を行う場合、幹事、職員とも出張しなければならない状態を生んでいる。

また現在の機構によれば総幹事が「予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる」（第 50 条②）と定められ、「今回の改正により、従来教団総会書記が行っていた議案の準備や説明は、総幹事の責任となる」と第 15 回教団総会の機構改正案では説明されている。しかし現状では予算案の編成と提案は予算決算委員会が行い、議案の準備・説明は教団総会書記が行っている。各委員会でも幹事の職務は「事業計画案および予算案を関係委員会に提出し、当該委員会の議決の執行にあたる」（第 54 条②）とされ、委員会の審議事項の議案の提出は幹事の責任となっている。

そのように現在の機構では委員会は幹事の提出した議案を審査・議決するだけが職務であり、議案の立案と議決事項の執行は事務局（幹事）が行うものとなっている。第 40 条から 46 条の②にあげられている各委員会の所管事項は、その委員会が「つかさどる」という単純な事項分担であって、その事柄を担うということになっていない。その役割を担うのは幹事・事務局なのである。ところが現状は、機構改正が目指した議決と執行

の分離ということについては、規則通りに為すことが出来ないのが実情ではないだろうか。

しかしそのような委員会に、現状では職員 14 名と委員 148 名が張り付いているのである。迫られている問題は、一つはこの職員数をどのように縮小するかということである。職員は自然減を待つとともに、適正な給与規則を考えるということが課題であろう。もう一つは、教団の委員会に多数の教師が張り付いているという問題である。当然その教師はそれぞれの責任を持つ教会の働きの一方で教団のことに力を割いている。この教師の力を教会の牧会・伝道に専念してもらおう方が教会のためになるのではないだろうか。

（機構の改定）

そのような検討から、教団総会のもとにある審議・議決機関としての常設委員会と総幹事のもとにある事務局とを分ける現行方式から、教務・執行機関の長である総幹事のもとに総務局、伝道局、宣教研究所、部落解放センター、出版局、年金局を置き、宣教研究所、部落解放センター、出版局、年金局については、それぞれに設置規則があるので内部の機構検討はそれぞれ行ってもらおうという機構に改定することを提案したい。なお、検討の中心は総務局、伝道局である。

（総務局）

総務局は教団でなければ取り扱えない事項を扱う。具体的には教務部、宗教法人部、経理部、広報部、信仰職制部、教師部を傘下に置く。主たる業務として、教務部は教務申請書類決裁、年鑑作成を行う。宗教法人部は宗教法人申請書決裁を行う。経理部は経理処理、財務諸表作成を行う。広報部は教団新報編集、KNL 編集、教団ホームページの管理を行う。信仰職制部は教憲教規諸規則の判定を行う。教師部は教師養成、検定、育成を行う。

現在の予算決算委員会、広報委員会、教師委員会は各部に属する執行委員会として、幹事・職員と共に所管事項について計画・執行も行うものとする。その委員会で為した審査・議決は総幹事を通して常任常議員会で報告、承認を得るものとする。ただし、信仰職制部に属する信仰職制委員会、教師部に属する教師検定委員会はその審査機関としての性格上独立した立場を持つものとする。

（伝道局）

現在の宣教委員会、伝道委員会、教育委員会、社会委員会はこれを廃止して、新しく伝道局委員会を構成する。伝道局委員会は総務局内の委員会と同じく、伝道局での執行委員会として幹事職員と共に企画立案・執行をも行うものとする。所管事項としては宣教委員会で挙げられている事項とともに、これまで常設専門委員会が扱ってきた開拓伝道援助資金・会堂建築貸出金、幼稚園融資、社会福祉施設援助金、救援募金の業務を取り扱う。また伝道局委員会は委員会の中で担当者を定め、常設専門委員会が扱ってきた業務の中で必要な企画を立案し、委員会に諮るものとする。また伝道局委員会に委員会を一本化することにより、総合的な伝道施策を展開するものとする。

これまで伝道委員会、教育委員会、社会委員会の取り組み事項は、伝道局委員会に引き継がれると共にその多くは教区の活動に委ねられることになる。そのため、これまで

行われていた全国委員長会議は、教団としては直接行わないことになる。教区活動の実際を見ると、複数の教区がたとえば宣教会議を開いて地域の実際のニーズに合わせて取り組んできた歴史がある。そのように、伝道、教育、社会という教区での現場の実践活動にあわせて、複数の教区による諸地域の会議が活発化することを期待したい。

また、世界宣教委員会の業務は、国際協力委員会を伝道局内に設置して扱うものとする。具体的には世界宣教、宣教師人事・支援その他必要な業務を扱うものとする。

（全国伝道推進献金）

今回の機構改定は「教団伝道推進基本方針」に基づくものであり、そのため教団機構のスリム化をはかり、教会の財政負担の軽減を目指すものであった。しかし伝道局設置は単なる教団機構の縮小ではなく、新たな総合的伝道を行う機関を目的としている。教団の伝道とは言うまでもなく各個教会の伝道である。教会の伝道力を高め、その充実を目指す働きがなされなければならない。そのための一つが、「3. 献金運動」である。

そこで、教団伝道局が果たさなければならない課題として、各個教会の基礎的財政を支えるために「全国伝道推進献金」を提案したい。

この献金は全国の信徒に呼びかけるもので、その献金によって一定規模に達していない教会・伝道所を一律に支えるものである。冒頭に記したように、日本伝道を考える場合、何よりも地域に立てられ、その地域に仕え伝道を推し進める教会が伝道の拠点であり、その教会をしっかりと支えることが日本伝道の発展をもたらすものである。

現在、諸教区では様々な形で小教会援助、牧師謝儀保障に精力的に取り組んでおられる。それと二重のものになってしまうのではという意見があるであろう。しかし諸教区での取り組みは教区内のものである点に限界がある。教区間格差が如何ともし難くあるのである。今回の募金の提案は、教区の枠を超えて、全国の信徒が献げる献金を、困難を抱えている地域の教会に用いることが出来るのである。その上に教区独自の援助がなされればより教会基盤が確かなものになるであろう。その故に新たな「全国伝道推進献金」を提案したい。

（教団奨学金献金）

伝道局が扱わなければならない重要課題にキリスト教学校教育同盟、宣教協力学校協議会、日本キリスト教社会事業同盟、全国教会幼稚園連絡会、キリスト教保育所同盟等の関係団体との密接な協力関係の維持発展と、課題の共有がある。これらの団体は日本伝道開始より教会と社会の接点に立ち、強力な伝道の最前線となってきたものである。これからもそれは変わることがない。

しかし現在の課題として、そこに働くキリスト者の働き人が極めて少ないという現状がある。教会としてはそこに関心を持つことがまず大事な点であろうと思う。この課題を覚え、少しでもその課題を担っていくことが出来ればというのが教団奨学金献金である。神学校への献身者ばかりではなく、上記の志をもって神学校や関係学校に進学する者への給付型奨学金をもって援助したい。そのための献金を提案する。

2019年度日本基督教団宣教方策会議 名簿

番号	氏名	所属	教会	分団
1	韓 守賢	北海	旭川豊岡教会	2
2	村岡博史	奥羽	弘前教会	3
3	松浦裕介	奥羽	下ノ橋教会	4
4	高橋真人	東北	会津坂下教会	5
5	森 睦	東北	天童教会	6
6	熊江秀一	関東	大宮教会	
7	飯塚拓也	関東	竜ヶ崎教会	7
8	松井 睦	東京	聖徒教会	8
9	伊藤英志	東京	三軒茶屋教会	1
10	藤盛勇紀	東京・東//教師検定委員会	富士見町教会	
11	北川正弥	東京・西南	代々木中部教会	2
12	中村公一	東京・南	高輪教会	3
13	大久保正禎	東京・北	王子教会	4
14	村上恵理也	東京・千葉	松戸教会	5
15	岡村 恒	西東京	高幡教会	6
16	古谷正仁	神奈川	蒔田教会	
17	飯田輝明	神奈川	溝ノ口教会	7
18	大橋 新	東海	浜北教会	8
19	黒沼宏一	東海	静岡教会	1
20	加藤幹夫	中部	阿漕教会	2
21	横山良樹	中部	半田教会	3
22	尾島信之	大阪	南大阪教会	4
23	田中郷史	大阪	吹田教会	5
24	西脇正之	兵庫	摂津三田教会	6
25	延藤好英	東中国	和気教会	7
26	田中英也	東中国	倉吉上井教会	8
27	小畑太作	西中国	宇部緑橋教会	
28	小野 輝	西中国	三次教会	1
29	黒田若雄	四国	高知教会	2
30	長島恵子	四国	鴨島兄弟教会	3

番号	氏名	所属	教会	分団
31	多田玲一	九州	福岡女学院教会	4
32	保科 隆	報告者・東北教区議長	福島教会	5
33	福島純雄	報告者・関東教区議長	筑波学園教会	6
34	願念 望	報告者・西東京教区議長	国分寺教会	7
35	有澤慎一	報告者・大阪教区議長	池田五月山教会	8
36	日下部遣志	報告者・九州教区議長	川内教会	1
37	岸 俊彦	発題者・教団伝道推進基本方針展開検討小委員会	経堂北教会	2
38	久世そらち	発題者・教団機構改定検討小委員会/総会副議長	札幌北部教会	3
39	守安久美子	発題者・全国教会婦人会連合	船橋教会	4
40	古屋治雄	発題者・伝道/宣教委員会	阿佐ヶ谷教会	1
41	増田将平	発題者・教育/宣教委員会	青山教会	2
42	森下 耕	発題者・社会/宣教委員会	洛陽教会	3
43	金柄鎬	来賓・在日大韓基督教会総幹事		
44	石橋秀雄	総会議長	越谷教会	5
45	秋山 徹	総幹事		7
46	村山盛葦	同志社大学神学部		
47	潮 義男	東京聖書学校		1
48	上原智加子	教師委員会	須磨月見山教会	2
49	西之園路子	世界宣教委員会	野田教会	3
50	豊川昭夫	在日韓国朝鮮人連帯特設委員会	越谷教会	4
51	東野尚志	教師養成制度検討委員会	滝野川教会	5
52	網中彰子	伝道推進室委員会	横浜明星教会	
53	小林 光	宣教研究所委員会	熱田教会	6
54	飯 光	出版局		7
55	中川義幸	年金局	阿佐ヶ谷教会	8
56	斎藤成二	部落解放センター	明石ベテル教会	1
57	横山ゆずり	全国教会婦人会連合	半田教会	2
58	坂下道朗	全国教会幼稚園連絡会	阿佐谷東教会	
59	岸 憲秀	宣教委員会・委員長	千葉本町教会	4
60	田中かおる	宣教委員会・書記	安行教会	5
61	青山 実	宣教委員会	名瀬教会	4
62	竹村眞知子	宣教委員会	瀬戸キリスト伝道所	5

番号	氏名	所属	教会	分団
63	小池正造	宣教委員会	東新潟教会	6
64	飯田敏勝	宣教委員会	大曲教会	7
65	庄司宜充	宣教委員会	別府教会	8
66	大三島義孝	事務局・幹事		
67	石田真一郎	事務局・幹事		6
68	大川佐知子	事務局・職員		
69	嶋田恵悟	教団新報・主筆	取材(土浦教会)	
70	原田裕子	教団新報・編集委員	取材(薬円台教会)	
71	小林信人	教団新報・編集委員	取材(船橋教会)	

会計報告

2019 年度宣教方策会議会計(2020 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

支出		収入	
宣教方策会議準備費	0	参加費	300,000
参加者交通費・宿泊費	1,148,500		
宣教委員交通費・宿泊費	360,900		
発題者・奏楽者 感謝献金	10,000		
会場費	50,000		
昼食代	57,040		
茶菓代	12,468		
事務費	11,174		
支出合計	1,650,082	収入合計	300,000
最終収支	1,350,082		

*2020 年度にテープおこし代 51,867 円を支出しました。

*このほか、報告書印刷代、発送代が支出予定です。

2019年度宣教方策会議報告書

伝道推進と機構改定をめぐって～日本基督教団のこれから～

発行日 2020年12月1日

発行 日本基督教団宣教委員会
東京都新宿区西早稲田2-3-18-31

印刷 有限会社 山猫印刷